

平成 21 年度

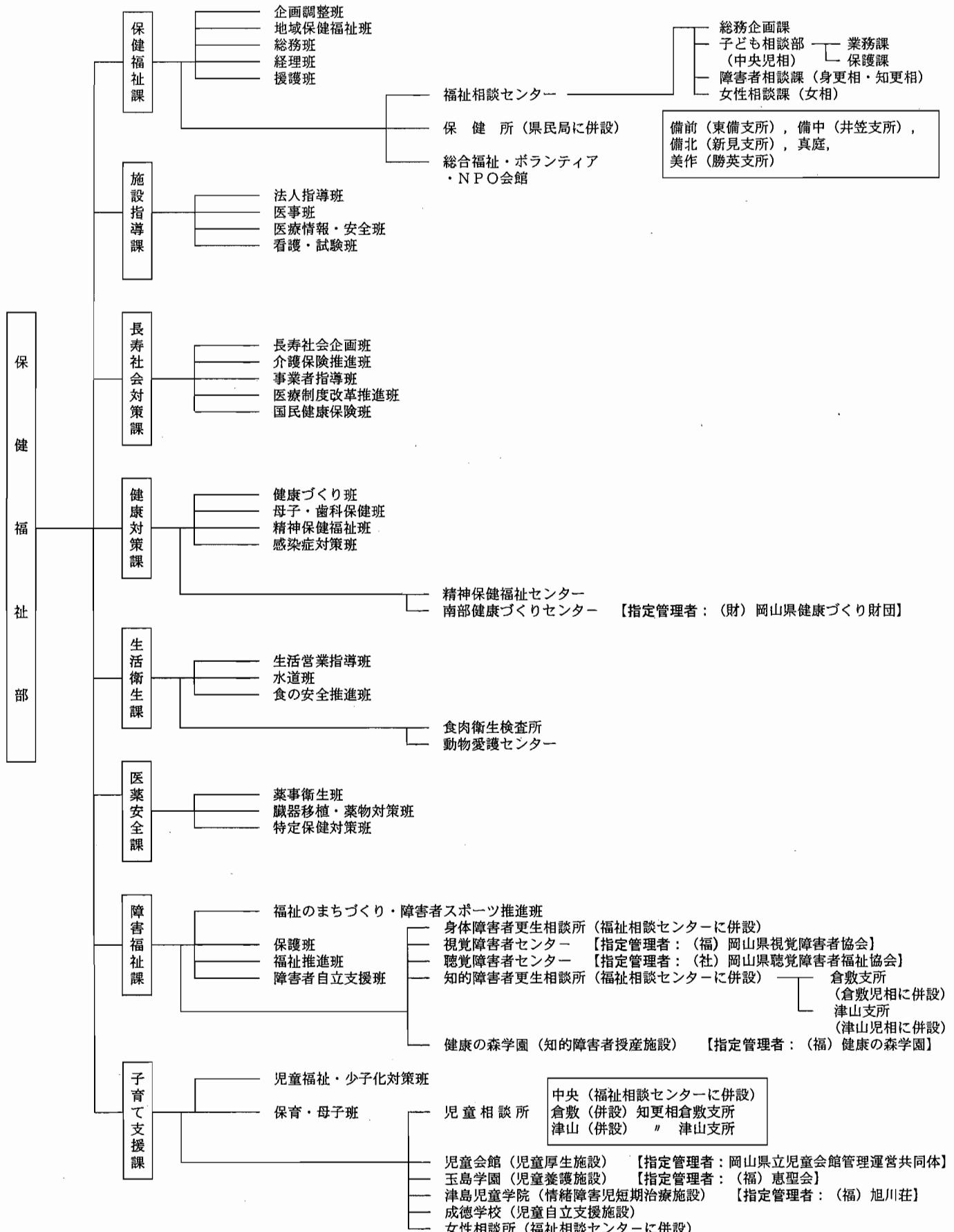
保健福祉行政の概要

《ダイジェスト版》

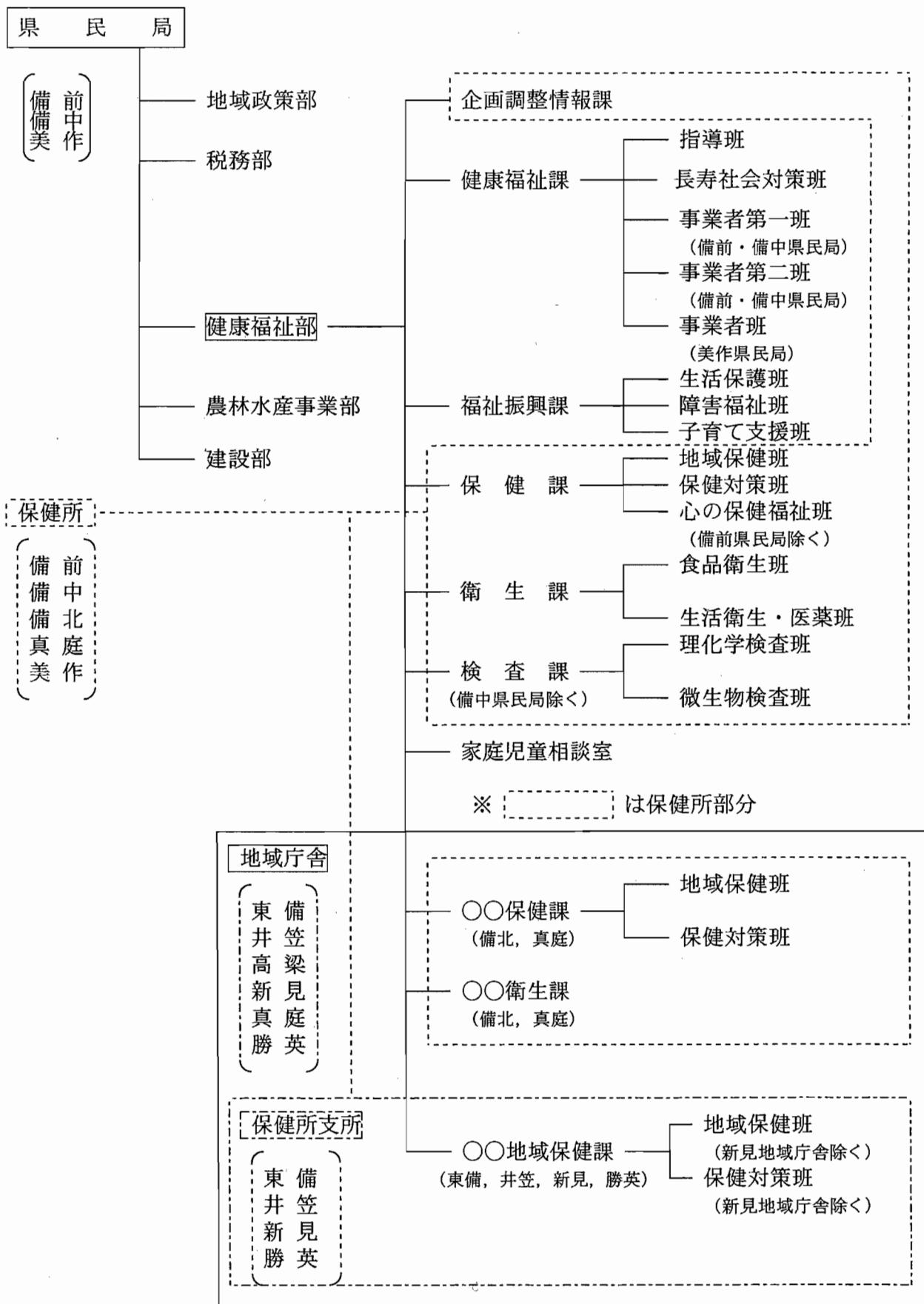
岡山県保健福祉部

1 保健福祉部の行政機構構成

(1) 保健福祉部行政機構図 (平成21年4月1日現在)



(2) 県民局・保健所の行政機構図 (平成21年4月1日現在)



※地域庁舎は、県民局の現地事務所
※保健所は、県民局の統轄出先機関

II 平成21年度 保健福祉行政の重点施策

本県においては、全国平均より高い平均寿命を誇る一方、全国と同様に出生数が減少している。こうした少子高齢化の進行に伴う若年人口の減少や高齢者世帯の増加は、社会経済の持続可能性や地域社会の維持へ影響することも懸念されるところである。

また、金融危機を契機とした社会経済情勢の急速な変化により、子育てに対する負担感や高齢者・障害者の地域生活への不安感が更に高まる一方、医療や介護をはじめとする社会のセーフティネットに対する期待感が増大している。

さらに、続発する食の安全・安心を揺るがす事件への対応や新型インフルエンザ対策、医師や福祉・介護人材の確保対策など保健福祉行政をめぐる課題が増加しつつある。

こうした中、平成21年度は、すべての県民が、安全に安心して暮らせるよう、市町村やNPO・ボランティア、企業や事業者等との連携を一層深めることにより、新たな課題に的確に対応するとともに、保健・医療・福祉サービスの一層の充実を進めていくことにより、「新おかやま夢づくりプラン」が目指す、県民一人ひとりが将来への安心感に包まれ、充実した人生を歩むことができる「快適生活県おかやま」の実現を図っていく。

1 「教育と人づくりの岡山」の創造

◆子育て支援プログラム

すべての子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境づくりの本県における新たな指針となる「第3次岡山いきいき子どもプラン(仮称)」を平成22年度から26年度の5年間を計画期間として策定する。

また、安心して妊娠・出産ができ、どこに住んでいても必要な医療を受けられる体制を確保するため、妊婦健康診査の充実を行う市町村に対する臨時特例事業の実施、総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制や県北地域における小児救急医療拠点病院の整備等による小児救急医療体制の確保を図るとともに、新たに産科医師等の確保のための支援を充実する。

子どもが健やかに育つ地域づくりの推進については、「ももっこカード」の普及啓発と「おかやま子育て応援宣言企業」登録の推進、応援宣言企業に対する子育て支援のための専門家の派遣や人事・労務担当者交流会の開催などによる支援を行い、社会全体で子育てをする気運の醸成を図るとともに、保育士養成大学等が有する専門知識や施設等を活かした、新たな形の地域ぐるみの子育て支援拠点となる「おかやま子育てカレッジ」の県内への拡大により地域における子育て支援拠点づくりを確実に推進するなど地域ぐるみの子育て支援の推進を図る。

さらに、保育所等の緊急整備や保育の質の向上ための研修事業への支援、放課後における子どもたちの安全な居場所となる「放課後児童クラブ」等の設置促進を図るとともに、発達障害児(者)へのライフステージに対応した一貫した支援体制の整備や身近な地域での支援が行われるよう市町村の取組を促進し、支援体制の強化を図るなど、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進する。

2 「安全・安心の岡山」の創造

◆健康・医療プログラム

新型インフルエンザ対策について、行動計画の見直し、医療関係者や市町村との連携確保等による本県の体制整備を推進するとともに、県内発生時の診療・入院等を実施するための医療体制整備の促進と抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄を行う。

また、いつでも、どこに住んでいても安心して医療が受けられるよう、医師不足地域への医師派遣、産科医や救急医療に従事する医師の確保と地域医療を担う医師の養成・確保など総合的な医師確保対策の推進により、地域医療提供体制の充実を図る。

さらに、県内流通食品の安全性を確保するため、食品検査能力と検査体制の強化を図るとともに、食の安全に関する正しい知識の普及啓発の推進、県民や食品関連事業者等の関係者間の相互理解を促進するためのリスクコミュニケーションの推進強化を図る。

◆福祉プログラム

福祉・介護人材の職場への定着支援や学生等の福祉・介護分野への進路選択の支援、潜在的有資格者等の人材の掘り起こし、職場体験事業など福祉・介護人材確保の緊急的な支援事業を実施する。

また、高齢者が尊厳を持って自立した生活が送れるよう、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(H21～23)に基づき、介護サービス供給体制の整備や地域包括支援体制の構築、認知症高齢者の支援等を推進する。

さらに、第2期障害福祉計画(H21～23)に基づき、障害者福祉サービスの基盤整備の推進や地域生活支援事業等の着実な実施を図るとともに、障害者自立支援対策臨時特例事業をさらに充実するなど、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援を進める。

新おかやま夢づくりプラン 平成21年度 保健福祉部重点事業施策体系

少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちを育むための施策

(1)「教育と人づくりの岡山」の創造
・子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり

子育て支援プログラム

- 1 おかやま子どもがきらり☆応援事業
 - (1)第3次岡山いきいき子どもプラン(仮称)の策定
 - (2)安心して妊娠・出産でき医療を受けられる体制の確保
 - (3)発達障害児(者)支援体制の強化
 - (4)地域ぐるみの子育て支援の推進
 - (5)保育の充実と放課後児童の安全確保
 - (6)社会全体で子育てを支援する気運の醸成

子どもや高齢者、障害者の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策

(2)「安全・安心の岡山」の創造
・子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり

健康・医療プログラム

2 新型インフルエンザ対策推進事業

- (1)会議研修事業
- (2)保健所等体制整備事業
- (3)医療体制整備事業
- (4)抗インフルエンザウイルス薬追加備蓄整備事業

3 医師確保総合対策事業

- (1)医師不足地域への医師派遣
- (2)働く医師を県内に呼び込む
- (3)働く医師を掘り起こす
- (4)医師の連携を支援する

4 食の安全・安心の確保

- (1)食品検査の強化事業
- (2)リスクコミュニケーションの推進強化事業

福祉プログラム

5 高齢者・障害者の地域生活を支える施策の推進

- (1)福祉・介護人材確保の緊急支援
- (2)高齢者の地域生活支援
- (3)障害者の地域生活支援
- (4)発達障害児(者)支援体制の強化〈再掲〉

III 主要事業の概要

《保健福祉課》

1 岡山県保健医療計画の推進

平成18年3月に策定し、平成20年3月に改訂（追加・増補）を行った第5次岡山県保健医療計画に基づき、県民の高い健康水準の確保を目指して、保健医療施策の推進と健康増進から疾病予防、治療、リハビリテーション、介護までのより良質で効率性の優れた保健医療体制の確立を目指す。

また、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病に係る医療について、地域において切れ目のない医療連携の推進を図ることで、県民に安心して良質な医療が提供できる体制を整備する。

2 地域保健の推進

地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を有する保健所は、地域住民の健康課題を明らかにしながらその対策を推進するとともに、地域保健対策の評価を行い、その評価に基く総合的な市町村支援を行う。

なお、保健所については、健康危機管理への対応機能、企画調整・市町村支援機能及び専門的・技術的な機能を強化し、地域の「安全・安心の拠点」としての対応力を高めるため、平成21年4月から、9か所の保健所を二次保健医療圏ごとに集約して、5か所の保健所と4か所の支所に再編した。

（1）保健師活動

保健所保健師は、児童虐待予防や精神保健福祉、難病、結核・感染症、エイズ対策などの専門的な保健サービスを提供するとともに、健康危機発生時における迅速かつ的確な保健活動や、地域診断等により把握した広域的な健康課題に対応した保健活動を行う。

また、市町村からの求めに応じて、広域的、専門的な立場から技術的な助言や支援を行う。

（2）地域保健活動の充実強化

地域における公衆衛生の諸課題について調査・研究・分析を行うとともに、保健所保健・福祉サービス調整推進会議の開催を通じて、保健・医療・福祉の各分野のニーズを併せもつて支援者に対する適切なサービスの提供と、関係機関・団体が連携したケアシステムの構築を図る。

3 地域福祉の推進

地域社会において、援助を必要とする人が「いつでも、どこでも、気軽に」必要な福祉サービスを受けられるよう、ボランティア活動など住民の自主的な活動に支えられた参加型福祉社会を構築するため、活動基盤や支援体制の整備を進める。

また、相談援助活動などにより地域福祉の推進役、調整役として、その役割がますます重要なものとなっている民生委員・児童委員について、更なる活動の強化を進める。

（1）地域福祉支援計画の推進

平成20年3月に策定した岡山県地域福祉支援計画（改訂版）に基づき、市町村地域福祉計画の策定及びその推進を支援する。

（2）福祉ボランティア活動等の活性化促進

総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）を拠点として、地域福祉活

動や福祉ボランティア活動の推進を図るとともに、社会福祉協議会や市町村との連携のもと、ボランティアグループの育成や組織化に努める。

ア 総合福祉・ボランティア・N P O会館（きらめきプラザ）の活用

地域福祉を推進する総合拠点施設である総合福祉・ボランティア・N P O会館（きらめきプラザ）を適切に管理するとともに、その有効活用を図る。

イ ボランティア振興事業

県社会福祉協議会が運営するホームページ「おかやまボランティア・N P Oの森」を通じて、ボランティアやN P Oに関する各種情報提供だけでなく、ボランティアを必要としている施設や団体などとボランティアを行いたい県民のマッチングを行い、県民のボランティア活動への参加促進を図る。

(3) 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員への各種研修などを通じ資質の向上を図るとともに、地域住民の立場に立ち、地域における福祉の課題を的確に捉え、これに即応した活動を展開する。

(4) 高齢者、障害者等の権利擁護の推進

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない者が適切に福祉サービスを選択・利用し、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用手続の代行、利用料の支払など日常生活に必要な支援を行う。

4 保健衛生情報

人口動態調査や国民生活基礎調査、医療施設調査等を実施する。なお、平成21年度に予定される調査は次のとおり。

毎月：人口動態調査、医療施設調査（動態調査）、病院報告（患者票）

5月：衛生行政報告例（平成20年度年度報）

6月：国民生活基礎調査（世帯票調査）、地域保健・健康増進事業報告

7月：社会保障・人口問題基本調査

10月：病院報告（従事者票）、介護サービス施設・事業所調査

11月：第8回21世紀成年者縦断調査、第5回中高年者縦断調査

5 戦争犠牲者等の援護業務

旧軍人・軍属及び戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等又は未帰還者など戦争犠牲者に対する援護は、国家補償の見地から主に「恩給法」と「戦傷病者戦没者遺族等援護法」とにより、種々の援護施策が行われてきており、援護範囲の拡大と年金額の増加等内容の充実がなされている。

(1) 戦没者遺族に対する援護

各種給付金の請求指導や国への進達、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の裁定事務を行っている。

また、戦没者遺族相談員と協力しながら戦没者遺族への援護の相談に対応している。

(2) 戦傷病者に対する援護

傷病恩給・障害年金の給付の請求指導、国への進達並びに、戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の交付、JR乗車券類引換証の交付等を行うほか、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定事務を行っている。

また、戦傷病者相談員と協力しながら戦傷病者への援護の相談に対応している。

(3) 旧軍人・軍属等に対する援護

旧軍人等の在職年に対応する普通恩給、一時恩給、加算改定等の請求手続の指導及び受給資格の審査並びに国への進達を行っている。

(4) 中国残留邦人等に対する援護

生活習慣や言葉等の相違から日本社会に定着していくうえで困難を伴う中国残留邦人等に対して、生活の安定を図るための生活支援給付、日常生活の相談に応じる自立指導員や自立支援通訳の派遣、日本語教室やスクーリングを実施するなど、地域社会において早期に定着・自立できるよう支援を行っている。

(5) 平和祈念事業特別基金関係業務

平和祈念事業特別基金は、今次大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、永遠の平和を祈念するために設立され、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等に対し、あらためて慰藉の念を表すための特別記念事業として特別慰労品の贈呈を行っているが、それに伴い、基金からの委託を受けて、該当者の外地勤務・在職年等の確認調査を行っている。

《施設指導課》

1 医療提供体制の整備促進

少子高齢化の進展などの社会環境の変化に伴い、医療需要が増大し、多様化、複雑化する中で、いつでも、どこに住んでいても安心して医療を受けられるよう、良質かつ適切な医療を提供する体制の整備を図る必要がある。

県内の医療従事者、病院病床数は全国平均を上回っており、医療水準は全体として高い水準にあるが、一方で、医療施設や医療従事者の地域的遍在がみられ、救急医療、へき地医療、小児医療体制の整備や県北、中山間地域における医師確保対策などの課題がある。

このため、関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた効率的な医療提供体制の整備充実を進める。

(1) 地域医療体制

ア 医療機関

① 病院数、病床数、診療所数

病院数、病床数、診療所数は、人口対比で全国平均と比較すると、いずれも上回っている。

② 医療機関等の指導検査

県内の病院、診療所に対して、適正な医療を行う場として医療従事者の確保、構造設備、管理体制について、立入検査等により指導を行う。

また、県内の9衛生検査所に対し、検査精度の向上を図るために、岡山市、倉敷市と連携して立入検査及び精度管理調査を実施する。

イ 医療安全相談の実施

医療安全に係る相談については、「医療安全相談窓口」において、引き続き県民からの相談を受ける。

ウ 医療機能情報の公表

県民の医療機関の適切な選択を支援するため、病院・診療所、助産所及び薬局の有する医療機能に関する情報を、インターネット等を利用して提供する。

(2) 救急医療体制

救急医療は、救急告示施設制度と初期、二次、三次救急医療機関からなる救急医療体制により対応することとし、その整備、充実に努めてきたところである。

特に、夜間における救急医療体制の一層の整備を促進するとともに、広域災害や高度化・複雑化する救急需要に対応するため、救急医療施設の整備、関係機関の連携の強化、救急医療従事者の資質の向上を図る必要がある。

ア 初期救急医療

① 在宅当番医制

市町村から委託を受けて県下24の都市地区医師会が実施している。

② 休日夜間診療所

岡山市休日夜間急患診療所、倉敷市休日夜間急患センター及び新見市休日・準夜間診療所において実施されている。

③ 救急告示施設

「救急病院等を定める省令」に基づき告示している救急病院又は診療所は県下に91か所（平成21年4月1日現在）ある。

イ 二次救急医療

① 病院群輪番制

市町村から委託を受けて、県下5医療圏域ごとに病院が輪番で診療を行っている。

② 小児救急医療支援事業

小児の二次救急医療の確保の一環として、県下2圏域で事業実施している市町村

に対し助成する。

ウ 三次救急医療

初期救急医療施設及び二次救急医療施設との円滑な連携のもとに重篤救急患者を受け入れる救命救急センター（県下3病院）の運営費を助成する。

エ 災害・救急医療情報システムの整備

インターネットを活用して医療機関の応需情報等を消防機関等に提供するとともに、各種の保健医療情報の提供を行っている。

オ ヘリコプター救命搬送体制の整備

迅速かつ効率的な搬送手段としてドクターヘリを位置づけ、緊急の救命措置をする患者が迅速に高度な救急医療を受けられる体制を確立している。引き続きドクターヘリ導入促進事業を川崎医科大学附属病院において実施する。

カ 災害拠点病院の整備

災害拠点病院（県下7病院）の施設・設備整備を支援するとともに災害拠点病院医療救護要員災害救護研修を実施する。

キ 病院前救護体制（メディカルコントロール体制）の整備

医師会、大学、救命救急センター、消防所管部局等と連携し、救急車で搬送される重症患者に対し、同乗する救急救命士等が応急的に行うことができる医療行為が、適切に行われる体制を整備する。

ク 救急医療に対する啓発の推進について

県民に対し救急医療現場の実態や正しい救急医療機関の利用の仕方等の講習会を開催し、救急医療を適切に提供できる環境の整備等を図る。

ケ 小児救急医療電話相談事業

夜間の小児救急に際して保護者等が安心感を持って対応できるよう、小児科医等による電話相談を実施する。

(3) へき地医療体制

無医地区等の医療機会に恵まれないへき地の医療を確保するため、へき地医療支援機構を中心とする体制で、へき地医療拠点病院やへき地診療所の医療施設等の整備充実を図るとともに、へき地医療に従事する医師等の医療従事者の確保並びに資質の向上を図る。

また、自治医科大学卒業医師をへき地医療拠点病院等に配置するほか、地元医科大学、公的病院、医師会等との連携を図り、へき地勤務医師の確保を促進する。

ア へき地医療の確保

医療機会に恵まれない離島や県中北部のへき地住民の医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院による無医地区等を対象にした巡回診療及び医師派遣事業、社会福祉法人恩賜財団済生会が運航する巡回診療船済生丸の運営費及びへき地診療所の運営費に対して助成する。

① へき地医療支援機構

全県で一元的にへき地医療に係る事業の企画・調整等を行い、円滑かつ効率的に実施するために、社会福祉法人恩賜財団岡山済生会総合病院に設置しているへき地医療支援機構を運営する。

② へき地医療拠点病院

県下9か所のへき地医療拠点病院が行うへき地診療所等への医師派遣事業に助成する。

③ 巡回診療船「済生丸」

巡回診療船済生丸の運航に対し、広島県、香川県、愛媛県の各県とともに助成する。

④ へき地診療所

へき地診療所の運営上生じた赤字額の一部を助成する。

イ へき地勤務医師の確保

へき地に勤務する医師の養成を図る目的のために設立された、自治医科大学（昭和47年4月開校）の運営費を負担する。

(4) 医師確保総合対策

本県の人口当たりの医師数は全国平均を上回っているが、県北部の医療圏では全国平均を大きく下回るなど地域や診療科による偏在があり、医療対策協議会における協議を踏まえ、医師確保と医療連携提供体制の構築を目指した総合対策を推進する。

ア 医師不足地域への医師派遣

医師確保が困難な県北地域等の病院に、県南の病院から医師を派遣する体制を構築する。

イ 医師の確保と県内定着の促進

地域医療を担う人材の養成確保のため、岡山の大学医学部に地域枠の入学定員（5名）を設定し、卒業後に県が定める医療機関に勤務する制度を創設しているほか、臨床研修医の県内定着の促進を図る。

ウ 医師の再就職支援

出産や育児等により離職した女性医師への相談や情報提供を行うほか、研修等を通じて子育てしながら働きやすい環境づくり等に取り組む。

エ 医療連携体制の構築

病院と診療所が連携した診療体制の強化や、小児拠点病院による診療体制の強化を図る。

2 看護職員の養成確保と資質向上

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、在宅医療の推進等により看護職員の役割がますます重要になっている状況などを踏まえ、看護職員の計画的、安定的な確保を図るために諸施策の基礎資料として、第六次岡山県看護職員需給見通し（平成18年～22年）を平成17年度に策定している。

今後、看護職員の養成数の大幅な増加は困難な状況であるが、供給を確保するため、新人看護職員等の離職防止を含めた職場定着対策のさらなる推進や再就業の促進、養成力の強化、看護職員の資質向上など、総合的な看護職員確保対策に取り組むこととする。

(1) 看護職員確保対策の推進

ア 職場定着の促進

乳幼児を有する看護職員のため、病院等が設置する保育施設への助成や、勤務環境の改善を図るための施設整備に助成するなど、看護職員の職場定着を促進する。

イ 再就業の促進

ナースセンター委託事業として、就業に関する相談・指導並びに再教育講習会や訪問看護師養成講習会等を開催するとともに、就業予定の看護学生を対象とした「ナースセンター利用促進事業」を実施するなど、求人求職相談業務等の充実を図る。

ウ 養成力の強化

第六次岡山県看護職員需給見通し

（単位 人：常勤換算）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
需要数(A)	23,947	24,350	24,759	25,089	25,422
供給数(B)	23,509	23,921	24,322	24,807	25,335
供給不足数(A-B)	438	429	437	282	87

看護師等養成所の運営費補助や看護学生奨学資金の貸付を行うことにより、医療の進歩に対応できる知識・技術を備えた質の高い看護職員の養成を支援する。

エ 看護職員の資質向上

医療の高度化・専門化に対応できる看護職員を育成するため、各種研修を実施し、資質の向上を図るとともに、新人看護職員や管理職等を対象とした離職防止対策研修会を実施する。また、在宅ケアの推進を図るために、訪問看護を提供する管理者に対する総合的な研修及び、高度な在宅看護技術が提供できる訪問看護師の育成を図るた

めの実務研修を実施する。

オ 「看護の心」の普及啓発

「病院の日・看護の日」及び「看護週間」などを通じて、「看護の心」の普及啓発に努める。

カ 看護職員確保対策の総合的推進

看護職員の確保対策等について継続的に検討を行うとともに、普及啓発等に努める。

(2) 専門分野（がん）における質の高い看護師の育成

県内におけるがん患者に対する看護ケアの充実を図るため、県がん診療拠点病院において臨床研修を実施し、臨床実践力の高い看護師の育成を図る。

(3) 衛生関係従事者試験免許

歯科技工士試験及び准看護師試験をそれぞれの各法令に基づいて実施する。

3 地域社会福祉基盤の充実

福祉サービスのニーズが増大し、多様化・高度化している中、利用者の視点に立ち、より質の高いサービスを提供していく必要がある。

このため、豊かな人間性と専門知識・技術を有する専門職の確保・定着に関する事業を実施する。

また、社会福祉施設整備に対する支援や、社会福祉施設等の指導監査を行い、サービスの質の向上及び社会福祉事業の適正な運営の確保を図る。

(1) 福祉・介護サービスに従事する人材の確保

ア 福祉人材確保重点事業

県社会福祉協議会内に設置された「岡山県福祉人材センター」において、関係機関

・団体と連携し、無料職業紹介、広報、啓発等を行い、豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉職場への就業と定着を図る。

＜事業の内容＞

- ・福祉人材無料職業紹介事業
- ・福祉事業へ従事しようとする者への説明会・講習会
- ・経営者に対する人材確保・定着のための相談
- ・調査・研究、啓発、広報

イ 福祉・介護人材確保緊急支援事業

福祉・介護分野では、離職率が高く、人材が定着しないことや、養成校では著しい定員割れが生じ、若い人材の参入が減っている等の課題がある。

このため、福祉・介護人材の職場への定着支援や学生等の福祉・介護分野への進路選択支援、潜在的有資格者の掘り起こし、職場体験事業など福祉・介護人材確保の緊急的な支援事業を行う。

ウ 民間社会福祉施設等職員退職手当共済事業

民間社会福祉施設等職員の処遇改善の一環として行われている「社会福祉施設職員等退職手当共済事業」（実施主体：福祉医療機構）の退職手当金の支給に要する経費の一部を負担する。

エ 介護福祉士等修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の在学者で、卒業後、介護福祉士等として指定業務に従事しようとする者へ修学資金等を無利子で貸与し、修学を容易にすることにより、県内の介護福祉士等の確保を図る。（実施主体：県社会福祉協議会）

(2) 社会福祉施設の充実

ア 社会福祉施設の整備

社会福祉施設については、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画などに従い、計画的な整備を行っており、国・県及び民間による補助制度のほか、単県制

度として、岡山県福祉基金（桃太郎愛のともしひ基金）融資制度により施設整備の促進を図る。

イ 社会福祉施設等の指導監査

社会福祉施設は、適正かつ効率的な施設運営に努めるとともに、高齢者、障害者等の多様なニーズに応えるため、サービスの質の向上に努める必要がある。また、社会福祉施設には福祉活動等の拠点としての機能が求められており、施設の持っている設備や専門的機能、介護等の情報を地域社会に提供していくことが重要になっている。さらに、サービスの質の確保や社会福祉施設職員の資質の向上及び人材確保が一層重要なことから、これらについても留意した適切な指導監査を実施する。また、会計経理面の適正な処理が不祥事の早期把握と未然防止を図る上で重要であることから、財務特別監査員を配置し、会計経理面での厳正な指導監査を行う。

ウ 福祉サービス苦情解決事業

岡山県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を置き、相談、助言、調査、斡旋を通じて、事業者段階では解決困難な福祉サービスに関する苦情の適切な解決を図る。

エ おかやま福祉ナビ（岡山県福祉施設情報ポータルサイト）の運営

社会福祉施設等の利用者等がワンストップで情報収集できるよう、県内の社会福祉施設等及び社会福祉法人の情報を集約したポータルサイトを運営する。

オ 福祉サービス第三者評価事業

事業者の提供するサービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、その評価結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進する。

《長寿社会対策課》

1 長寿社会対策の推進

本県の高齢化率は24.2%（平成20年10月1日現在）に達しており、すべての人が健康で安心して暮らせる生き生きとした健康・福祉社会を実現するための各種施策を積極的に推進する必要がある。

高齢者を社会全体で支え、利用者の状況に応じた適切で質の高い介護サービスが身近な地域で安心して受けられることをめざす介護保険制度について、県では、平成21年3月、介護予防重視型システムの確立など第3期計画の方向性を受け継ぎ、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画との整合を図りながら、療養病床の再編成に対応した「第4期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：平成21年度～23年度）を策定したところである。今後とも、保険者である市町村と連携し、広域的な観点から介護保険の円滑な運営や介護予防も含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進に努める。

（1）高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の推進

ア 基本理念

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、尊厳を保ちながら、安心して、安全に自立した生活を送れることを基本理念とし、高齢者の自立した生活への支援体制の推進、総合的・効果的サービス提供体制の整備、人材の養成・確保、資質の向上及び保健・医療・福祉の連携強化を図る。

イ 計画の内容

計画の基本的考え方、高齢者の現状と将来推計、課題と施策の方向、施策の推進策、介護保険サービスの事業量の見込み等を定めている。

また、広域的なサービス基盤の調整や保健・医療・福祉の連携を図る観点から5つの圏域を設定している。

ウ 介護保険制度推進委員会の設置・運営

計画の進行管理について審議・検討するため、学識経験者、保険者・被保険者の代表、民間サービス事業者の代表者等で構成する委員会を設置し、運営する。

エ 進行管理

計画の進捗状況や保健福祉サービスの実施状況等を把握し、進行管理を行う。市町村及び岡山県介護保険関連団体協議会等との連携を図る。

（2）介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの質の向上

ア 介護給付適正化の推進

介護給付適正化を更に推進していくための方策や保険者が実施する適正化事業の実施目標等を示した「岡山県介護給付適正化計画」を平成19年度に策定したところであり、この計画に沿い、介護給付適正化を着実に推進する。

イ 介護サービスの質の向上

基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択」の実現に向け、介護サービスの質の向上を図るために、「介護サービス情報の公表」制度や介護サービスの評価の推進に努めるとともに、身体拘束の解消を推進する。

ウ 介護支援専門員等の資質の向上

介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成するほか、就業後も資質向上を図ることができるよう経験年数に対応した研修を実施する。

また、要介護認定の適正化を図るため、認定調査員、認定審査会委員、主治医及び市町村職員を対象に研修を実施する。

エ 介護保険審査会の運営

要介護認定等、市町村が行った行政処分に対する不服申立の審理、裁決を行う介護保険審査会を運営する。

オ 国保連合会苦情処理体制の整備

介護サービスに関する苦情について、国民健康保険団体連合会の苦情処理体制の整備に係る経費を助成する。

カ 介護サービス事業者等の指定・指導

介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者等の指定を行うとともに、介護保険制度の適正な実施を確保するため、指定基準の遵守や介護給付の適正化などについて指導・監査を行う。

(3) 保険者である市町村の指導・支援

ア 市町村の指導

介護認定審査会の運営、苦情処理への対応、被保険者資格の管理、保険給付の実施、保険料の賦課徴収、会計処理、介護給付費負担金・地域支援事業交付金の請求、事業状況報告等について指導・助言を行う。

また、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとなるよう、介護給付の適正化について指導・助言を行う。

イ 市町村の介護保険財政への支援

介護給付費負担金の負担、地域支援事業交付金の交付及び介護保険財政安定化基金の設置・運営を行うとともに、低所得の高齢者等の利用者負担の軽減のため、介護保険特別対策事業を行う市町村への助成を行う。

2 高齢者福祉の推進

高齢者一人ひとりの尊厳が保持され、住み慣れた家庭や地域において健康で生き生きと安心して生活できるよう、介護保険制度の円滑な実施と合わせ「第4期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、保健福祉サービスを総合的、計画的に推進する。

(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

地域における高齢者の社会参加活動の中核的役割を担う老人クラブが、さらに活発で幅広い活動が行えるよう支援するとともに、岡山県社会福祉協議会（長寿社会推進センター）を事業主体とした高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加等を促進する。

(2) 高齢者の地域生活を支える仕組みの充実

ア 地域包括支援体制の構築

介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援等を行う地域包括支援センターの機能強化を図り、地域包括支援体制づくりを促進する。

イ 高齢者在宅生活支援事業

高齢者等の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者の居住に適するよう改造する場合に、その費用の一部を助成する市町村に対し補助する。

ウ 地域福祉対策メニュー事業

高齢者、障害者、母子家庭等に対する福祉サービスが一層促進されるよう、メニュー項目から市町村が実施する事業に対し補助する。

(3) 介護予防重視型システムの確立

高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることができる社会を築くため、要支援・要介護状態になる前の段階から、要支援・要介護状態に至るまでの高齢者に対して、統一的な体系のもとで、効果的な介護予防サービスが提供される総合的な介護予防システムの確立を目指す。

(4) 認知症高齢者支援と高齢者虐待防止の推進

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく本人や家族への支援等を通じて、地域での総合的かつ継続的な支援体制を確立する必要がある。このため、認知症介護研修や早期診断の推進、市町村への技術支援、家族支援・啓発、地域支援体制の構築等に取り組む。また、高齢者虐待の防止や権利擁護のための対策を推進する。

ア 認知症介護研修

高齢者介護の実務者や指導的立場にある者、認知症介護サービス事業の開設者等に対し、実践的な研修等を実施し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

イ 早期診断の推進

認知症の早期発見・早期診断のため、認知症サポート医の養成を行うとともに、かかりつけ医に対して認知症診断の知識・技術や対応力向上のための研修を実施する。

ウ 市町村への技術支援等

認知症専門技術センターを設置し、地域包括支援センターへの技術支援や医療連携の推進等を行うとともに、高齢者虐待等に関する法律相談窓口を設置し、市町村の対応能力の向上を支援する。

エ 家族支援・啓発

認知症高齢者の家族交流会を実施するとともに、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターを市町村と協力して養成する。

オ 地域支援体制の構築

認知症高齢者とその家族を地域で支える地域支援体制構築モデル事業等を実施し、その成果を県内に普及させる。

(5) 老人福祉施設の充実等

ア 老人福祉施設等整備

「第4期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づく老人福祉施設等の整備について、地域密着型サービスについては、国の助成制度である市町村交付金により小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービス拠点等の整備を進めるとともに、広域型の施設整備については、「岡山県老人福祉施設等整備費補助金実施要綱」等に基づき適切な整備を指導する。

イ 軽費老人ホーム運営費補助

軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）の運営費を補助する。

3 高齢者に係る医療制度

高齢者の誰もが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、保健福祉サービスとの連携強化を図りつつ、高齢者の健康や医療に対する意識の向上を図りながら「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」及び「岡山県老人医療費公費負担制度」の適正で円滑な実施に努める。

なお、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、従来の老人医療制度に代わり「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から創設されたもので、制度の定着に向けて、後期高齢者医療広域連合及び市町村に対する助言等を行っていく必要がある。

また、「岡山県老人医療費公費負担制度」については、平成18年10月から対象者の年齢を段階的に引き上げてきており、平成23年度中に廃止することとしている。

(1) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）（国制度）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、療養の給付等を行う。

ア 被保険者 75歳以上の者

65～74歳の寝たきり老人等

イ 負担の対象範囲 総医療費から一部負担金等を控除した額

ウ 運営主体 全市町村が加入する広域連合

(岡山県後期高齢者医療広域連合)

(2) 老人医療費公費負担制度（県制度）

ひとり暮らし老人などに対し、医療費を支給する。

ア 対象者 70歳未満で

昭和16年9月30日以前生まれのひとり暮らし老人

昭和16年9月30日以前生まれの寝たきり老人

（国制度の寝たきり老人を除く）

※低所得世帯老人については、既に対象者がいなくなった

イ 負担の対象範囲 医療保険各法における医療費の自己負担金から、医療保険各法の高齢受給者の一部負担金相当額を控除した額

4 国民健康保険

医療保険である国民健康保険は、市町村等が保険者となり、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を果たしてきたが、高齢化の急速な進展、医療技術の高度化、疾病構造の変化等による医療費の増大や保険料（税）収納率の低下などにより、事業運営は年々厳しいものとなっている。

このため、医療費の適正化や保険料（税）収納率の向上といった諸課題への対応に加え、平成20年度から開始した特定健康診査・保健指導に係る実施率の向上、また、今後予定されている制度改革の円滑な実施について、保険者へ助言等を行うことにより、国保事業の適正な運営を図る。

(1) 市町村国民健康保険の状況（平成19年度）

ア 被保険者

被保険者数は約679千人で、県人口に占める割合は約35%である。

イ 保険財政

収入総額1,985億20百万円、支出総額1,955億59百万円となり、収支差引額（形式収支）は29億61百万円の黒字となった。

しかし、収支差引額から繰越金等を差し引いた単年度収支差引額は、21億57百万円の赤字で、27保険者中22保険者が赤字となっている。

ウ 保険料（税）

保険料（税）は、568億02百万円の調定額（現年度分）に対して515億46百万円を収納し、収納率（90.75%）は前年度を0.10ポイント下回った。

エ 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に対する療養の給付等（7～9割）とその他の給付（出産育児一時金（350,000円）、葬祭費（30,000～70,000円）を行っている。

オ 国民健康保険診療施設

国民健康保険診療施設は、無医村、医師不足町村等の解消が当初の設置目的であったが、現在は、住民に対し療養の給付の確保を図るとともに、国保の保健事業の中核として、診療と疾病予防の一体的運営による住民の健康の保持増進に寄与している。

(2) 保険者及び保険医療機関等に対する助言・指導

ア 保険者に対する助言等

国民健康保険事業の適正な運営を図るために、適切な予算編成、保険料（税）収納率の向上、医療費適正化、制度改革への対応等、保険者に対する助言等を実施する。

また、県調整交付金や特定健康診査・保健指導に対する助成等により、運営の適正化を支援する。

イ 保険医療機関等の指導

国の指導大綱に基づき、中国四国厚生局岡山事務所と連携して、指導対象となる保険医療機関等を選定し、保険診療の質的向上及び適正化を図る観点から指導する。

5 医療費適正化の推進

急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療費適正化計画に盛り込まれた県民の健康の保持と医療の効率的な提供の推進に係る施策を総合的に推進していく。

(1) 医療費適正化計画の進行管理

平成19年度に策定した「岡山県医療費適正化計画」に盛り込まれた達成すべき政策目標や県が取り組むべき施策等について、医療関係者等の外部の有識者で組織する「岡山県医療費適正化推進協議会」の意見を聴きながら、平成22年度の進捗状況評価に向けた現状分析や課題整理を行う。

(2) 療養病床の再編成の推進

医療資源を医療の必要度が高い方に重点化し、医療の必要度が低い方には適切な介護サービス等を提供する体制を整えるため、療養病床の再編成を推進する。医療機関に対する情報提供や相談体制の整備に努めるとともに、医療療養病床の介護施設等への転換に対しては、高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条の規定による病床転換助成事業を実施する。

《健康対策課》

1 健康づくりの推進

県民一人ひとりが健康で充実した人生を過ごすことができるよう、県民健康づくり計画「健康おかやま 21 セカンドステージ」を推進する。

(1) 健康づくり対策

ア 健康おかやま 21 セカンドステージ推進事業

「健康寿命を延ばす」をキーワードに、各関係団体と協働で、県民が健康づくりに取り組むための環境を整備するなど、健康おかやま 21 セカンドステージを推進する。

① 健康生活環境整備事業

栄養成分表示の店の登録を行うとともに、健康的な外食メニューを提供する飲食店を支援するなど食の環境整備を進める。また、禁煙・完全分煙実施施設の認定や、禁煙問題アドバイザーの養成・派遣など、たばこ対策を進める。

② セカンドステージパワーアップ事業

健康づくり関係機関・団体が協力して県民の健康づくりを支援するために「健康おかやま 21」推進会議を開催する。

イ メタボリックシンドローム改善支援事業

メタボリックシンドロームの予防及び改善には、ハイリスク者へのアプローチとともに住民全体を対象にしたポピュレーションアプローチが重要であることから、メタボリックシンドロームの概念や予防法について啓発を図る。また、市町村の地域特性を踏まえた計画的なメタボリックシンドローム予防事業の実施及び評価を支援とともに市町村等関係職員の資質向上研修会を実施し、メタボリックシンドローム予防対策の効果的な実施体制整備を図る。

ウ 生活習慣病対策推進事業

健康増進事業・がん検診等の生活習慣病対策に関する事業評価及び脳卒中・糖尿病における県内統一の「地域連携診療計画書（クリティカルパス）」の活用を普及する等医療連携体制について適正かつ効果的な推進を図る。

エ 健康づくり施設の運営

① 岡山県南部健康づくりセンター

保健所や市町村の健康づくりを支援するため、指定管理者（(財)岡山県健康づくり財団）により岡山県南部健康づくりセンターを運営し、健康増進指導や教育研修、健康増進に係る調査研究を行う。

② 「健康の森」の管理

ふるさとの自然に親しみながら、心身の健康づくりを実現できる空間として、施設の維持管理に努めながら利用促進を図る。

(2) 健康増進事業の推進

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業に対して、市町村が事業を効果的、効率的に実施できるよう支援する。

(3) がん対策の推進

ア 「岡山県がん対策推進計画」の推進

平成 21 年 2 月に「岡山県がん対策推進計画」を策定し、「がんによる死亡者の減少」「がん患者とその家族の苦痛の軽減及び療養生活の質の向上」等を目指し、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

イ がん予防対策等の推進

がんについての正しい知識の普及を図るとともに、市町村が実施するがん検診の支援や、がん登録事業等のデータを活用したがん検診の精度管理を行う。とりわけ、増加している乳がんについて、県内の各種団体が協働して受診勧奨や若年層を対象とし

たキャンペーン等を展開することにより、正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上を目指す。

ウ がん医療の連携強化

県がん診療連携拠点病院である岡山大学病院や6か所の地域がん診療連携拠点病院が中心となり、医師会、病院協会をはじめ地域の医療関係者等関係団体と連携し、質の高いがん医療提供体制を整備する。また、がん診療連携拠点病院に相談支援センターを設置し、患者家族への相談支援の充実を図る。

(4) 食育の推進

ア 栄養改善対策

市町村は一般的な栄養指導業務を、県は給食施設等に対する指導や専門的知識を要する栄養相談業務、国民健康・栄養調査等を行うとともに、市町村の栄養指導業務が効果的に行われるよう支援を行う。

イ 食育推進事業

健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、生涯にわたる知育、德育、体育が大切であるが、その基礎となるのが食育である。県民一人ひとりが自ら健全な食生活が実践できるよう、家庭や学校、地域、ボランティア等と協働し、食育についての事業を展開する。

(5) 地域職域連携の推進

子育て支援や生活習慣病対策など、保健・福祉活動について、地域と職域が連携して取り組むため、地域職域連携推進協議会を開催し、情報交換や協働した活動について協議する。

2 健やか親子21の推進

「後期・新世紀おかやま母子保健計画」に基づき、市町村、医療機関、福祉関係者、企業、地域のボランティア団体等と連携し、母子保健サービスを提供するとともに、児童虐待予防対策の充実等、安心して子どもを生み、育てるための環境づくりを行う。

(1) 妊娠・出産の安全性と快適さの確保など生涯を通じた女性の健康支援

ア 周産期医療体制の充実

高度な周産期医療を提供する総合・地域周産期母子医療センターを指定し、ハイリスク母子の受け入れ体制を確保するとともに、周産期救急情報ネットワークにより周産期医療施設の診療応需情報を提供し、医療機関相互の協力、連携体制を推進する。

さらに、ハイリスク妊娠の分娩が可能な高次医療機関を産科オープン病院とし、その病院を中心に産科医療機関の間における連携を強化し、周産期病診連携システムの構築を図る。

また、助産師などの医療従事者が妊娠婦に対し適切な指導等が行えるよう研修会を開催し、資質の向上を図るとともに、市町村が実施する妊婦健診への支援を行い、安心して妊娠・出産ができる体制の整備を推進する。

イ 不妊治療対策

不妊専門相談センターにおいて、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談を実施するとともに、医療保険が適用されず高額な治療費がかかる体外受精・顕微授精の不妊治療費の助成を行う。

(2) 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援

ア 子どもの健やかな発達支援

市町村が実施する乳幼児健康診査、未熟児訪問指導等及び保健所で把握した障害児又はその疑いのある子どもの発育・発達等について、小児科医、児童精神科医の専門家による「子どもの発達支援相談」を実施するとともに、「すこやか親子支援教室」

を開催し、育児困難感を抱え孤立しがちな親等、虐待のリスクがある親を対象に、育児不安の軽減や育児能力を高めるための支援を行う。

また、発育・発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭について、市町村、医療機関、福祉関係機関等と連携し、支援方法を検討するとともに、関係職員の資質向上のための研修を行う。

イ 発達障害児支援強化事業

発達障害児の健全な発達を支援するため、早期発見・早期発達支援から各ライフステージにおける継続的な支援ができるよう、共通様式の活用を図るための検討会を実施するとともに、個々のケースについて関係者からなる事例検討を行う。

ウ 市町村母子保健活動の支援

各市町村の行う母子保健の評価を行い、市町村が効果的、効率的に事業を実施できるよう支援するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」や「子育て家庭訪問支援事業」などの事業が適切に実施できるよう支援する。

(3) 安心できる医療・療育体制の整備

ア 乳幼児の先天性疾病予防対策

乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期治療による心身障害の予防を行うため、先天性代謝異常等（フェニールケトン尿症等5疾患及びクレチン症）検査を実施する。また、市町村が実施する自動聴性脳幹反応（自動A B R）による新生児聴覚検査事業が適切に実施できるよう支援する。

イ 乳幼児医療対策

市町村が実施する乳幼児医療費助成事業について補助を行う。平成18年10月から、入院に加え通院についても、補助対象年齢を義務教育就学前まで拡大している。

なお、補助対象経費は、3歳未満については医療保険（2割）の10分の8相当額、3歳以上義務教育就学前については医療保険上の自己負担部分（2割）から一部負担金（1割）を除いた額である。

市町村に対する補助率は、岡山市は20分の3、倉敷市は6分の1（ただし、当面の間5分の1）、その他市町村は2分の1としている。

ウ 子どもの心の拠点病院整備事業

子どものこころの問題に対応するため、拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関のネットワークを構築し、支援体制を整備する。

(4) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

地域ではぐくむ思春期の心とからだの支援事業

次代の親となる思春期の中・高生を対象とした心とからだの健康づくりのための普及啓発を行う。

3 生涯を通じた歯の健康づくりの推進

むし歯や歯周病は、歯の喪失を招き、食生活や社会生活に支障をきたす。また、糖尿病、骨粗鬆症との関連性が高く、高齢者では口腔ケアの不良が肺炎の原因にもなるなど、全身の健康にも影響を与える。歯や口の健康を保つことは、豊かな人生を送るうえで不可欠であるため、生涯を通じた歯の健康づくりを推進する。

(1) 生涯歯科保健の推進体制づくり

歯科保健推進会議

歯科保健対策協議会において、全県的な歯科保健施策について協議し、325運動、8020運動の推進を図る。また、市町村と連携し、歯科保健の取り組み強化を図るため推進会議等を開催する。

(2) 歯科保健の推進

ア 6才臼歯を守ろう大作戦事業

最初に生えてくる永久歯である6才臼歯を生涯にわたりむし歯から守れるよう、6才臼歯むし歯予防ガイドラインを作成し研修会を開催する。また、保育園、幼稚園を対象としたむし歯予防プログラム開発に関するモデル事業を実施する。

イ 歯科における地域連携クリティカルパス推進事業

地域リハビリテーション事業との連携を図り、歯科医療ニーズの対応と介護負担の軽減を図るため、摂食・嚥下障害をもち、居宅療養に入る患者の不安が解消できる環境を整備し、保健所を中心とした歯科医療ネットワークを構築する。

4 感染症対策の強化

感染症の発生予防及びまん延防止のため、普及啓発や研修会等事前対応の施策に重点を置き、感染症の予防及び患者の医療に関する総合的な施策の推進を図る。特にメキシコで発生し全世界へ拡大している新型インフルエンザ（H1N1）の感染防止等について、万全の対応を期すとともに、鳥インフルエンザ（H5N1）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、ウエストナイル熱等新興・再興感染症の発生に備えた危機管理体制の強化に努める。肝炎治療特別促進事業を実施し、インターフェロン治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図る。

また、結核予防対策に取り組むほか、エイズ・性感染症対策を推進する。

(1) 感染症対策

ア 感染症発生動向調査事業

一類～五類感染症の発生状況について、その情報を収集、分析し、公表することにより、感染症予防及びまん延防止に努める。

インフルエンザや腸管出血性大腸菌感染症は、幼児や高齢者では重篤になる例があることから、流行を早期に把握して、注意喚起等必要な対策を講じ、施設内等でのまん延防止に努める。

イ 感染症対策委員会

感染症に関する総合的な対策等について調査、協議する。

ウ 新興・再興感染症対策

新型インフルエンザ対策については、「岡山県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定するとともに、医療提供体制等の整備や研修会、訓練の実施、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等により感染防止等万全の対応を期すこととしている。鳥インフルエンザについては、患者サーベイランスの強化、県民への正確な情報提供等を行う。

また、重症急性呼吸器症候群（SARS）については、医療提供体制の確保、訓練の実施等による関係機関との連携強化等により、発生時の感染拡大防止に努める。

(2) 肝炎対策の推進

ア 肝炎対策協議会

検診受診体制や専門医とかかりつけ医との連携体制、相談指導等を協議し総合的な肝炎対策を推進する。

イ 肝疾患診療連携拠点病院事業

岡山県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を運営するとともに、肝疾患診療に携わる地域の医療従事者に対する研修を行う。また、患者、家族からの医学的な相談を行う肝炎相談センターを開設する。

ウ 肝炎ウイルス検査事業

保健所での無料相談・無料検査や肝炎専門医療機関での無料検査を実施する。

エ 肝炎治療特別促進事業

B型、C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの予防を図る。

(3) エイズストップ作戦の推進

ア 性感染症専門部会の開催

エイズ患者・HIV感染者が増加していることから、県感染症対策委員会性感染症専門部会を開催し総合的な対策について協議する。

イ 普及啓発の推進

県民がエイズについての正しい知識を持ち、エイズの感染を予防し、患者・感染者に対する偏見を防止するため、「エイズ出前講座」を実施するとともに、世界エイズデー及び「HIV検査普及週間」を中心にレッドリボン等による各種の普及啓発事業をすすめる。

ウ 相談・検査体制の整備

保健所において、匿名で無料のエイズに関する相談や検査を実施するとともに、岡山・倉敷・津山の3保健所において専用のエイズホットラインを設置し、相談に応じている。また、エイズ治療拠点病院においてもカウンセリング及び検査体制を整備しており、さらに、夜間検査等、より利用しやすい相談・検査体制の構築を図る。

エ エイズ医療の促進

医師等の医療従事者に対する研修会を開催するとともに、地域におけるエイズ治療拠点病院の整備や診療体制の整備を進める。

(4) 結核対策の推進

ア 健康診断及び予防接種

定期健康診断と予防接種（BCG）の大切さについて、市町村等と協力して普及啓発を進めるとともに、受診率の向上に努める。特に、予防接種（BCG）は生後6ヶ月に達するまでの早期接種の徹底を促す。

イ 結核管理

医療機関等と連絡を密にしながら、保健師の訪問等により病状や受療状況等を把握し、結核患者が適切に医療を受けることができるよう指導を行う。また、医療中断者、病状不明者に対する管理検診を行う。

ウ 適正医療と感染源対策

県下3カ所に設置された感染症診査協議会において、排菌患者の就業制限及び入院勧告、並びに患者の医療費の公費負担申請に関する事項の審議を行い、適正医療の確保に努める。

エ 結核対策研修会

総合的な結核まん延防止対策を実施するため、医師、放射線技師、臨床検査技師、養護教諭、事業所衛生担当者等を対象に研修会を開催し、検診の精度向上、関係機関の予防知識の向上を図る。

(5) ハンセン病問題対策の推進

ア 岡山県ハンセン病問題対策協議会等の設置

ハンセン病問題対策協議会を開催し、偏見・差別の解消のための普及啓発や入所者の社会復帰の支援についての具体的な対策の協議を行う。

また、岡山県における過去のハンセン病対策に関する史料について、岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会で引き続き収集し、普及啓発等に活用する。

イ 普及啓発事業

ビデオ、DVD、リーフレット、ホームページ等を活用した普及啓発を進めるとともに、入所者と地域の学校、団体等との交流を促進する。

ウ 社会復帰の支援等

医療ソーシャルワーカー等の社会復帰支援員が、入所者からの社会復帰に関する相談等に応じるとともに、県営住宅への最優先入居や、医療費、介護費、住宅費の助成により、社会復帰を支援する。また、全国各地の療養所の県出身入所者の訪問と里帰り費用の助成を行う。

(6) 性感染症対策の推進

性感染症のまん延が危惧されており、保健所で、匿名で無料の性器クラミジア感染症・梅毒の検査を実施するとともに、正しい知識の普及に努める。

(7) 予防接種対策

市町村、県医師会等関係機関と連携し、個別接種の推進等、適正な予防接種実施体制を整備する。

特に、麻しんについては、岡山県麻しん対策会議を核とし、市町村や学校等と連携し接種率の向上に取り組む。

(8) 環境保健センターでの感染症関係試験検査

国立感染症研究所と連携を図りながら、環境保健センターにおいて各種感染症の細菌・ウイルス検査を実施し、感染症の発生動向について調査する。

5 精神保健福祉施策の推進

適正な精神医療の確保と障害者の自立・社会参加の促進を図る。特に平成19年3月に策定された県障害福祉計画に掲げた、条件が整えば退院可能な患者の地域生活移行を進めるとともに、地域における生活支援体制の充実を図る。

(1) 啓発活動及び地域精神保健福祉施策

ア 普及啓発事業

「精神保健福祉月間」を中心に正しい精神保健知識の普及を図り、県民の心の健康の保持増進に努める。

イ 精神保健相談

保健所において、精神科医師等による精神保健相談を行う。また、精神保健福祉センターにおいて、アルコール依存症、薬物中毒等の専門的な精神保健相談に応じるとともに、心の電話相談を行う。

ウ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者への理解の促進と支援の普及を図るため、支援拠点機関に相談コーディネーターを配置して専門的相談や生活上の支援を行うとともに、自治体及び医療機関の職員に対しての研修等を実施する。

(2) 自立・社会参加促進施策

ア 精神障害者地域移行支援事業

精神科病院に入院している受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者に対し、本人のニーズを尊重しながら、保健所職員及び地域移行推進員がケアマネジメントを実施し、退院及び地域移行に必要な援助を行い、地域生活への円滑な移行及び安定した地域生活の実現を図る。

イ 社会復帰施設の運営

回復途中有る精神障害者の社会復帰を支援する精神障害者社会復帰施設の運営を行うための経費を助成する。

ウ 精神障害者社会適応訓練事業

事業所において、回復途上有る通院中の精神障害者に対し、社会適応のための訓練を一定期間行い、社会的自立を促進する。

エ 入院患者社会復帰促進事業

精神障害者の住まいを確保するため、民間による家賃保証制度を活用できるよう家賃保証料の一部を助成する。

オ ひきこもり脱出支援事業

ひきこもりからの脱出を支援するため、ひきこもりサポーターを育成し、本人や家族の相談に応じたり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等

との座談会を開催する。また、居場所を提供することにより対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとする。さらに地域の実情に応じた対応を図るため、保健所を中心とした相談体制の充実を図るとともに、地域の関係機関による連絡会議を開催する。

カ 基幹型障害者地域生活支援センター事業

旧県立内尾センターの施設において、障害者地域生活支援センター事業（日常生活支援、就労支援など）、24時間電話相談事業及びホステル事業を実施する。

(3) 医療及び保護対策

ア 入院医療制度

本県の精神科病院数及び病床数は、14病院、2,849床（H21.4.1現在。岡山市を除く）となっているが、これらの病院に入院している患者に対し、人権に配慮した適切な医療が提供されるよう、精神医療審査会において、措置及び医療保護入院者の定期病状報告等並びに入院患者等からの退院及び処遇改善請求の審査を行う。

イ 自立支援医療費（精神通院医療）公費負担制度

精神障害の適正な医療の普及を図るために、通院医療に要する費用について、障害者自立支援法（H18.4.1施行）に基づき、その費用の90%を医療保険と公費で負担する。なお、自己負担については、所得区分等に応じ、軽減措置が設けられている。

ウ 精神科救急医療システム

休日夜間に精神障害者が緊急な対応を必要とする場合に、精神科救急情報センターにおいて、相談・情報提供や応急指定入院病院等との連絡調整を行うほか、病院群輪番制による休日夜間の診療体制により、迅速かつ適切な医療を提供する。

エ 包括的地域支援システム整備事業

地域の受け皿さえあれば退院が可能な精神障害者の地域移行を推進するとともに、適切な危機介入を実施することで、安心で安全な地域生活が送れるよう、医師を含む多職種で構成する地域支援チームが、既存の社会資源（保健所、市町村、ホステル等）と連携して、保健・医療サービスを提供する。

オ 自殺予防対策事業

「岡山県自殺対策連絡協議会」及び保健所管内ごとに設置する「地域会議」を開催し、効果的な自殺対策を検討するとともに、行政職員や保健医療従事者を対象とした自殺予防に関する研修会、県民への普及啓発活動を実施する。

(4) 岡山県精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的な技術中枢機関として、知識の普及・調査研究や相談指導事業を行うとともに、保健所や市町村等に対する技術指導、技術援助を行う。

(5) 岡山県精神科医療センター（旧県立岡山病院）

岡山県精神科医療センターは、精神科救急・急性期医療への対応や、薬物中毒等複雑困難な患者の受け入れなどの政策的医療の推進等、公的病院に期待される役割・機能をより効率的かつ効果的に果たすため、平成19年4月に運営形態を地方独立行政法人に移行した。

平成14年度から進めていた建替工事も平成19年度の心身喪失者等医療観察法に基づく入院施設の竣工により全ての整備が完了し、開放的な治療環境と機能分化による疾病特性に応じた医療を提供している。

6 地域における健康づくりの推進

(1) 健康づくり地区組織の育成・強化

ア 岡山県愛育委員連合会（愛育委員）

愛育委員は、すこやか育児の推進等母子保健を中心に、生活習慣病・感染症等の予防、歯科保健、思春期保健、精神保健、献血活動、禁煙運動の推進等、住民の生涯に

わたる健康づくりを目指して、地域の健康づくりボランティアとして活動している。

・愛育委員 18,642人 (H19.4.1現在)

イ 岡山県栄養改善協議会（栄養委員）

栄養委員は市町村が実施する栄養教室を修了した地域のボランティアで、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食事、運動、休養の面から地域の健康づくりを支える活動を行っている。

・栄養委員 7,633人 (H20.4.1現在)

《生活衛生課》

1 生活衛生営業等の衛生確保

県民の日常生活に密接に関係するサービス等を提供する営業である飲食業、理・美容業やクリーニング業等の生活衛生関係営業（以下：生衛業）については、高度情報化や規制緩和の進展など社会経済環境が構造的に変化する中、経営の健全化や営業施設の衛生水準の向上等により公衆衛生の維持向上を図っていくことが重要な課題となっている。

県では、（財）岡山県生活衛生営業指導センター（以下：指導センター）及び、各生活衛生同業組合（以下：生衛組合）と連携して、こうした生衛業の経営の合理化、施設の近代化等の指導に努めるとともに、衛生水準の確保のため、自主管理の推進と効率的な監視指導を実施する。

また、公衆浴場確保対策、建築物衛生対策及び家庭用品安全対策等の事業の充実を図る。

（1）生活衛生営業者対策

ア 経営安定の指導

- ・ 営業者を対象とした経営管理、施設の近代化、衛生措置の遵守等に係る講習会を開催する等、指導センターを通じて生衛組合を育成指導する。
- ・ 生衛業の健全な経営の育成指導等に必要な事業を実施する。また、指導センターが実施する「生活衛生営業者発信！災害時助け合いサポート事業（平成21年度は理容・美容・公衆浴場等）」等を支援する。
- ・ 日本政策金融公庫資金融資制度の積極的な利用を推進するため、指導センターと各生衛組合を通じて、融資の斡旋指導を行う。
- ・ 生衛業の振興を計画的に実施するため、関係生衛組合に対し、振興計画の積極的な推進を指導する。また、消費者保護の施策として標準営業約款制度（クリーニング業、理・美容業、めん類飲食店及び一般飲食店）の普及促進に努める。

イ 監視指導

関係法令に基づき、効率的な監視指導を実施するとともに、営業者の自主管理を積極的に推進することにより、生衛業の施設整備と衛生水準の維持向上に努める。

（2）公衆浴場確保対策

ア 入浴料金

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により知事が指定しており、原油高騰等の影響を考慮し、昨年度、岡山県公衆浴場入浴料金審議会に諮問し、改定した。

イ 確保対策

公衆浴場の経営の安定化及び確保対策のために、設備改善、経営安定等の助成措置を行う。

（3）公衆浴場及び旅館の入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例等に基づき、施設の立入検査、浴槽水の行政検査を引き続き実施するとともに、講習会の開催等営業者に対し衛生管理指導を実施する。

（4）建築物衛生対策

- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、多数の人が利用する特定建築物の適正な維持管理の実施について指導する。
- ・ 建築物清掃業等8業種の営業者について登録事務及び指導を行う。

（5）家庭用品安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、公衆衛生上の見地から販売店等に対し、必要に応じて立入検査を実施するとともに、県内各地において試買

検査を実施し、県民の健康保持に努める。

(6) 室内空気汚染物質対策

住まいに起因した健康障害は、「シックハウス症候群」、「化学物質過敏症」、「アレルギー疾患」等多岐にわたっており、保健所において、県民からの室内空気汚染に関する相談に応じ、的確なアドバイスを行う。

また、アスベストに関する室内環境衛生に関する相談に応じるとともに、情報提供を行う。

(7) 養成施設の指導

「調理師法」及び「製菓衛生師法」に基づき、調理師・製菓衛生師養成施設に対し、また、「理容師法」及び「美容師法」に基づき、理容師・美容師養成施設に対し、中国四国厚生局に協力して、指導を行う。

(8) 遊泳用プール衛生確保対策

学校を除く100立方メートル以上の遊泳用プールについて、「岡山県遊泳用プール指導要領」等により、県民が衛生的かつ安全にプールを利用できるよう、営業者の自主管理を促す。

2 食品の安全・安心の確保

中国産冷凍ギョウザや事故米穀事件など、食の信頼を揺るがす事案が相次いだことから、県民の食の安全・安心に対する関心は依然として高い。

県では、食の安全・安心を一層総合的かつ計画的に推進することを目的として、「岡山県食の安全・安心推進計画（H20～H22）」を策定し、全庁的な体制で食の安全・安心の確保に努めている。

(1) 監視指導、検査等

「平成21年度岡山県食品衛生監視指導計画」に基づき、各保健所及び食肉衛生検査所が主体的に食品関係施設への監視指導、食品等の試験検査、と畜検査及びBSEスクリーニング検査を実施する。

ア 監視指導

社会的に影響の大きい営業施設や広域流通食品等事業者への重点的監視指導を実施し食の安全の確保に努める。

イ 試験検査

「メラミン」や「メタミドホス」等の新たな化学物質等に適格に対応できるようGC/MS/MSの検査機器を導入することにより、検査項目の増加や検査の迅速化を図る。

また、食品製造施設や量販店等で食品の収去検査を実施するとともに、特に、輸入冷凍食品等の輸入食品の検査強化に努める。

なお、BSEスクリーニング検査については、引き続き全頭検査を実施する。

ウ 違反発見時の対応

法令に違反した食品等の発見時には、「食品衛生法に基づく行政処分要領」に基づき、適正かつ厳正な行政措置を講じることにより、健康危害の発生防止や拡大の防止を図る。

エ 健康危害発生時の対応

食中毒等の健康危害発生時には、「岡山県食中毒対策要領」に基づいて、迅速かつ適切に対応し、被害の拡大を防止するとともに再発防止を図る。

(2) 食品等事業者による自主衛生管理の促進

食品の生産から流通・販売に至る一連の安全を確保するため、食品等事業者に対し、自主検査の励行をはじめ自主管理体制の整備を指導するとともに、HACCPシステム

に基づく衛生管理手法の導入を支援する。

(3) リスクコミュニケーションの推進

ア リスクコミュニケーターの養成・レベルアップ

「検定-晴れの国おかやまの食」を通じてリスクコミュニケーターを養成するとともに、新たにリスクコミュニケーターのステップアップ研修や活動支援を行う。

イ 観察型研修会等の開催事業

観察・体験型の研修を保健所単位で開催するとともに、リスクコミュニケーターの方にサブリーダーとしての実践の場を提供する。

ウ 食の安全サポート拡大事業

サポート企業（団体）を募集・登録し、当該企業等と協働して食の安全に係る情報伝達の拡大等を図る。

エ 食の安全相談窓口

相談窓口（5保健所、県庁県民生活課、生活衛生課の7機関）で、県民からの食の安全・安心に関する相談に応じる。

オ 県民への正しい知識の普及と最新情報の提供

ホームページ「食の安全・安心おかやま」に最新情報を載せるほか、マスメディア、広報紙、冊子等を活用し、食の安全・安心に関する正しい知識の普及と最新情報の提供に努める。

カ 条例の普及定着事業

「食の安全・食育条例」の定着を図るため、「検定-晴れの国おかやまの食」を協働により実施する他、各種媒体を活用した普及活動を行う。

3 動物の愛護と管理

「動物の愛護及び管理に関する法律」や昨年策定した「岡山県動物愛護推進計画」に基づき、岡山県動物愛護財団等の関係団体と連携し、動物愛護の推進、動物取扱業者等に対する動物の適正飼養等の指導を行い、「人と動物の共存できる豊かな地域社会」の実現に努める。

また、岡山県動物愛護推進協議会と協働して、動物愛護推進員の活動を支援する。

(1) 動物愛護業務

ア 犬のしつけ方教室等の開催

犬のしつけ方教室、動物ふれあい教室及び動物愛護フェスティバルを開催し、動物との正しい接し方やしつけ方等の普及啓発に努める。

イ 譲渡会

犬とねこの譲渡会を開催し、放棄された犬やねこの譲渡頭数の増加に努める。

ウ 負傷した犬やねこ等の収容、治療

公共の場所で負傷した飼い主不明の犬やねこを収容するとともに、獣医師会と連携して治療を実施する。

また、災害時における「動物愛護災害対策マニュアル」の策定を行う。

エ 普及啓発、情報提供

動物愛護思想の普及を進めるため、ホームページ、マスメディア、パンフレット等各種媒体を活用しての普及啓発、動物愛護センターで実施する事業などの情報提供等に努める。

オ 動物愛護週間事業の実施

動物愛護週間（9月20日～9月26日）に、各種啓発事業を実施する。

カ 岡山県動物愛護推進協議会の開催

動物愛護推進協議会を定期的に開催する。

キ 動物愛護推進員の活動支援

動物愛護推進員の研修会を開催する。

(2) 動物管理業務

ア 動物取扱業の指導

ペットショップなどの動物取扱業者に対し、動物の管理方法等について監視、指導を実施する。

イ 特定動物の適正飼養の指導

ニホンザル、ニシキヘビ、ライオンなど特定動物の飼養又は保管施設に対し、適正飼養を指導する。

ウ 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

市町村が実施する犬の登録と狂犬病予防注射の推進のため、市町村及び獣医師会に助言を行う。

エ 野犬、浮浪犬の保護収容

野犬や浮浪犬を保護収容する。

オ 犬及びねこの引取り

動物愛護センターと各保健所において、定められた日時に引き取りを行うが、引き続き犬やねこの放棄者に対する終生飼養の指導を行う。

4 化製場等の衛生対策

「化製場等に関する法律」に基づく関係施設の監視指導を行い、関係施設の衛生確保に努める。なお、動物の飼養等について許可を要する地域の見直しの検討を行う。

5 水道の整備

水道は、生活に不可欠なライフラインであるとともに、社会的・経済的活動を支える重要な基盤施設である。

県内には、平成19年度末現在、水道法に規定する101人以上の水道（ただし、簡易専用水道を除く）が、245か所（上水道事業24・簡易水道事業157・専用水道60・水道用水供給事業4）あり、安全でおいしい水を安定的に供給できる水道の整備が進められている。

(1) 水資源の有効利用

県全体の水需要は、人口減少・節水等により横這い傾向にあるものの、近年、気候は小雨傾向にあり、渇水による取水制限が行われる等、生活や社会経済活動に大きな影響を与えており。このため、苦田ダム等により確保された水資源を長期的展望に立ち、計画的かつ有効に利用する必要がある。

(2) 水道の広域化

水資源の有効利用、施設整備における重複投資の防止、技術的・財政的な基盤の強化、水道水の安全で安定した供給、料金格差の是正等を図る上で、水道の広域化は極めて有効な手段である。そこで、県全体の長期的な水需給見通しのもとに水道整備の基本方針を定めた「岡山県水道整備基本構想」及び基本構想を具体化した「岡山県広域的水道整備計画」に基づき、水需給状況を踏まえながら、計画的・段階的に水道の広域化を進めるとともに、広域水道企業団の経営については、今後も長期的な視点に立った健全な経営がなされるよう、他の構成団体とともに、引き続き適切な対応を行う。

(3) 水道の普及等

本県の水道は、平成19年度末現在、普及率98.7%、給水人口約192万人を超えており、水源や地理的条件に恵まれない山間部を中心に約2万4千人が水道の恩恵に浴していない。一方、既存の水道は、老朽化に伴う施設更新、水需要鈍化による経営悪化、地震等災害対策の強化など、様々な課題への対応が求められている。このため、地域の実情に合わせ、上水道や簡易水道の拡張・統合等を促進し、普及率の向上とともに

に、運営基盤の強化を図る。また、既存施設の計画的・効率的な更新や地震等の災害対策を促進し、機能の維持強化を図るとともに、様々な課題へ適切に対応していくための方策等を定める地域水道ビジョンの策定を促進する。

(4) 水道水質管理

安全で良質な水道水を給水するためには、水源から給水栓に至るまでの一貫した水質管理が重要である。また、水道水質基準は、常に最新の科学的知見に照らして逐次改正することとされており、平成21年度も有機物(全有機炭素(TOC)の量)の基準が強化されるなど、50項目の水質基準が設定されている。こうした中で、水源監視、浄水施設の運転管理、送水・配水過程での管理等を適切に行うなど、より一層の水道水質管理の強化を図る。

《医薬安全課》

1 臓器移植等の推進

脳死からの心臓などの移植医療並びに従来からの心臓停止後の腎臓及び角膜の移植医療を進めるため、医療機関等の体制整備を図るとともに、臓器移植医療についての理解が進むよう、関係団体と連携のもと普及啓発活動に取り組む。

また、骨髄移植については、提供申出者（ドナー）の登録促進を図る。

（1）臓器移植対策

ア 臓器移植の普及啓発

臓器提供意思表示カードの広く県民への普及・浸透を図るため、講演会の開催等の啓発活動に関係団体と連携して取り組むとともに、高校への出前講座等を通じて若年層への理解の促進を図る。

イ 臓器移植体制の整備

臓器移植コーディネーターを（財）岡山県臓器バンクに設置し、関係医療機関等との連携を促進するとともに、臓器移植推進連絡協議会の開催等を通じて、医療機関の体制整備を支援する。

ウ 臓器移植普及推進月間（10月）事業

臓器移植普及推進月間（毎年10月）にあわせ、臓器移植に対する県民の理解を深めるとともに、意思表示カードの所持、記入などについての啓発を重点的に行う。

（2）角膜移植対策

角膜移植を推進するため、（財）岡山県アイバンクと連携を図りながら、眼球提供登録者の拡大を図る。

（3）骨髄移植対策

「骨髄ドナー窓口」や「骨髄ドナー集団登録会」を通して、骨髄ドナーの登録受付及び採血を実施する。

また、関係団体と連携し、各種イベントや高校生への出前講座等を通じて、県民への骨髄バンク事業の普及啓発を行う。

2 難病対策の充実

難病は、原因不明で効果的な治療方法が未だ確立されていない疾病であり、経過が慢性にわたることから、患者やその家族は、長期にわたる療養費の負担や介護の人手を余儀なくされるなど大きな社会的経済的負担を強いられている。このため、難病患者の療養生活の質（QOL）の向上を基本に、医療費等の助成、地域における保健・医療・福祉の充実・連携及び福祉施策の推進を三本柱として、総合的な難病対策を推進する。

（1）特定疾患対策

ア 医療費等の助成

いわゆる難病のうち、45疾患群を指定した「特定疾患治療研究事業」のほか、「在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業」、「スモン患者に対するはり・きゅう及びマッサージ治療研究事業」、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」により、医療費の自己負担分等を助成する。

イ 地域における保健・医療・福祉の充実・連携

難病患者の療養支援の拠点である難病相談・支援センターにおいて、保健所、医療機関、雇用支援機関等との連携のもと、日常生活に関する各種相談支援や疾患に関する専門研修や地域交流会等を実施するほか、就労に向けた相談支援、情報提供等に取

り組む。

また、重症難病患者の身近な入院施設の確保や身近な地域で適切な医療が受けられる在宅医療支援チームの派遣のための体制を整備するとともに、各地域ごとに医療福祉相談等を実施するなど、難病医療ネットワークの充実を図る。

ウ 福祉施策の推進

介護が必要な状態にある難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、介護保険法等の施策の対象とならない者を対象として、各市町村が実施する「ホームヘルプサービス」、「短期入所」及び「日常生活用具の給付」等の居宅生活支援事業を推進する。

(2) 小児医療対策

身体に障害のある児童に対しては「自立支援医療（育成医療）」、未熟児に対しては「養育医療」、結核児童に対しては「療育医療」、悪性新生物等療養が長期にわたる11疾患群に罹患する児童に対しては「小児慢性特定疾患治療研究事業」により、医療費の自己負担分を所得に応じて公費負担する。

3 原爆被爆者対策

原子爆弾被爆者の健康の保持増進を図るために、無料で健康診断を実施する。また、各種手当の支給や介護老人福祉施設の入所等介護保険利用にかかる自己負担分の助成を行うほか、被爆者相談員による相談事業を実施する。

4 公害健康被害者救済対策

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧指定地域のうち、玉野市及び備前市の認定患者に対し各種の補償給付を行うとともに、患者の健康回復を図るため公害保健福祉事業を実施する。

5 石綿による健康被害の救済対策

石綿による健康被害者及び遺族で、労災補償等の対象とならない方への救済給付について、保健所等で認定申請等の受付業務を実施する。

6 献血事業の展開

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の基本理念を踏まえ、県内で必要とされる輸血用血液と毎年国から示される血漿分画製剤用原料血漿の確保目標量を県民の善意の献血で確保するため、岡山県献血推進協議会を中心に市町村及び岡山県赤十字血液センター等関係機関との一層の連携により献血意識の高揚に努める。併せて、血液製剤の安全性の確保を図るとともに、適正使用について医療関係者に対する普及啓発を行う。

(1) 献血推進対策

広報媒体や啓発資料等を活用し、広く県民に対する献血思想の普及啓発に努め、特に7月、8月を「岡山県愛の血液助け合い運動」月間とし各種事業を展開する。また、若年層献血の推進、患者への負担を軽減させる400mL献血者の安定的確保により一層努力するとともに、献血推進組織の育成等に努める。

(2) 血液製剤の安全性確保対策

血液センターにおいては、献血時の本人確認、問診の徹底を図るとともに、核酸増幅検査（NAT）等によるウイルス等のスクリーニング検査を実施して肝炎・エイズ等の感染の未然防止に努める。

(3) 血液製剤の適正使用対策

岡山県血液製剤使用適正化普及委員会を中心に、医療機関に対し「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の周知徹底に努める。

7 医薬品等の安全確保

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造・製造販売業者等に対し、監視指導を行うとともに、医薬品についての正しい知識の普及を図るため、医薬品等の広告監視を実施し、抗インフルエンザウイルス薬等の緊急医薬品の安定供給に努める。

また、毒物劇物による危害の発生を防止するため、事故防止及び事故処理対策を重点として、関係機関・団体と協働して毒物劇物営業者等に対する指導取締を実施する。

(1) 薬事関係対策

ア 医薬品等製造販売業者・製造業者・販売業者等に対する指導監視等

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るため、医薬品等製造販売業者に対してはGVP・GQP省令の遵守を、医薬品等製造業者に対してはGMP・QMS省令等の遵守を、薬局開設者・医薬品販売業者に対しては、患者・消費者に対する情報提供の徹底等を指導する。

一般用医薬品の販売を担うための薬剤師とは別の新たな専門家の資質確認のための試験（登録販売者試験）を実施するとともに、一般用医薬品の販売制度の円滑な施行を図る（平成21年6月1日施行）。

また、薬局の機能情報を集約して、県民が薬局の選択を適切に行えるようにインターネット等を通じて薬局の情報を県民に分かり易く提供していく。

イ 医薬品等の広告監視、検査

新聞・雑誌・インターネット等を媒体とした広告について、指導監視を行う。

また、健康食品等の試買検査により、無承認無許可医薬品の一掃を図る。

ウ 緊急医薬品等の安定供給

医薬品卸業協会等関係団体との連携を強化し、抗インフルエンザウイルス薬等緊急医薬品等の迅速かつ安定的な供給に努める。

(2) 毒物劇物危害防止対策

ア 毒物劇物製造（輸入）業者・販売業者・業務上取扱者等に対する指導監視等

毒物劇物の保管管理の徹底、保管場所への表示の徹底、譲渡手続の励行、取り扱う毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報提供の徹底等について監視指導を行う。

イ 講習会の開催等

関係団体と協働して講習会等を開催し、毒物劇物営業者等の資質の向上を図る。

ウ 毒物劇物取扱い等知識の普及啓発

毒物劇物を取り扱う者に対し、各種広報媒体、会議等を活用して毒物劇物の安全使用、適正な保管・管理等について広く周知徹底を図る。

8 麻薬・向精神薬・覚せい剤対策

近年、「第三次覚せい剤乱用期」と言われるように、全国的に覚せい剤を中心とした薬物事犯が高い水準で推移しており、青少年の間での薬物乱用の拡大及び低年齢化が進むなど深刻な状況が続いている。

このため、関係機関との密接な連携のもとに、覚せい剤等依存性薬物の特性や乱用の弊害について周知徹底を図り、地域・県民ぐるみで薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するとともに、麻薬・向精神薬・覚せい剤等の取扱者に対し立入検査を実施する。

(1) 岡山県覚せい剤等薬物乱用対策推進本部

覚せい剤等薬物乱用防止対策について、関係諸機関相互の緊密な連携を図るとともに総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

(2) 岡山県覚せい剤等薬物乱用防止指導員協議会

県下各地域において400名の覚せい剤等薬物乱用防止指導員を中心として、国連支援事業である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「麻薬・覚せい剤乱用防止運動強化月間」等の啓発活動を実施する。

(3) 監視指導の実施

麻薬・向精神薬・覚せい剤等の取扱者に対し立入検査を実施し、その取り扱い及び保管・管理等の徹底指導に努める。

《障害福祉課》

1 福祉のまちづくりの推進

すべての人が個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適にいきいきと生活できるバリアフリー社会の実現をめざして、高齢者や障害のある人等の活動を阻む様々な障壁（バリア）を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる住みよい福祉のまちづくりを県民総参加で進める必要がある。

このため、岡山県では平成11年度に制定した「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを一層推進する。

(1) 県民総参加による推進

条例の趣旨の理解を深めるため、今後とも普及啓発を推進するとともに、県、市町村、県民、事業者が相互に連携し一体となって福祉のまちづくりを推進する。

福祉移送支援事業については、福祉有償運送運営協議会において、移動制約者・NPO

・タクシー事業者・市町村等により福祉移送の促進について検討するとともに、福祉移送に関する事業者のネットワーク形成をより一層支援し、タクシー事業者・NPO等の特性を活かしながら、移動制約者の外出ニーズに応じた福祉移送サービスを普及し、移動制約者の外出の機会の拡大をめざす。

(2) 心のバリアフリーの推進

ア 心のバリアフリー啓発冊子の活用

障害のある人が、日常生活で不便を感じることや協力がほしいと思うことについて、基本的なマナーや知識をまとめた冊子「バリアフリー社会のおもいやり」を、社会福祉協議会の普及啓発事業や学校での福祉教育等に幅広く活用してもらい思いやりの心を育む。

イ 心のバリアフリー支援事業

高齢者、障害のある人等への理解を深めるため、市町村や地域住民が取り組む車いす・アイマスク体験会や高齢者疑似体験会等の開催に対して、助言や資機材の提供等の支援を行い、県内全域での体験事業の実施を推進する。

ウ 障害者週間の普及啓発

「障害者週間（12月3日～12月9日）」に当たり、各種啓発事業を行い、障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに障害のある人の社会参加を促進する。

(3) 情報のバリアフリーの推進

ア バリアフリーガイドホームページの管理

障害のある人が外出する際に役立つ情報を提供するため、県内の様々な施設のバリアフリー状況をまとめたホームページ「岡山県バリアフリー施設ガイド楽々おでかけ便利帳」により、幅広く情報提供する。また、新たな施設の掲載や情報の更新を行い内容の充実を図る。

イ バリアフリー相談事業

利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県有施設を対象に、施設の計画・設計段階から高齢者、障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を実施するとともに、これまで養成したアドバイザーの資質向上を図る。

ウ 障害者ITサポートセンター運営事業

障害のある人の在宅就労やITの利用促進を図る拠点として、障害者ITサポートセンターおかやまを運営し、IT利用に関する総合的な相談等に対応する。

(4) 物のバリアフリー

ア 生活関連施設の届出・協議

福祉のまちづくり条例では、特定生活関連施設の新築等を行う場合、設置者は知事へ届出する義務がある。また、生活関連施設のうち、建築物で規則で定める大規模なもの的新築等を行う場合、設置者は、知事に協議することを規定している。

イ バリアフリーステッカーの交付

高齢者、障害のある人等へバリアフリー施設等の情報提供を進めるため、玄関付近に貼付して車いす用トイレやエレベーター等が設置されていることを表示するバリアフリーステッカーの交付を、市町村を窓口として実施する。（平成13年度から交付）

ウ ノンステップバス導入促進事業

誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入促進を図るため、国の補助要綱に基づき市町村の補助を受けてノンステップバスを導入する事業者に対し費用の一部を助成する。

2 障害者長期計画の推進

平成11年4月、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会が自然なことであるとするノーマライゼーションの考え方を基本理念に、「岡山県障害者長期計画1999-2010」を策定した。平成15年3月には「自立」「選択」「共生」を基本的な視点として、数値目標を中心に計画の見直しを行い、第2期実施計画を策定し、さらに平成18年度には、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の策定に伴い、この計画との調和を図るために改訂を行った。引き続き計画の実現に向けて施策を推進する。

3 障害福祉計画の推進

障害者自立支援法に基づき、平成19年3月に策定した岡山県障害福祉計画（計画期間：平成18～20年度）の第2期計画（計画期間：平成21～23年度）を平成21年3月に策定した。

今後は第2期計画に基づき、共生社会の実現のために、地域生活や一般就労への移行に向けて設定した数値目標の達成に向けて、必要な基盤整備や施策等を実施する。

（1）地域生活への移行の促進

施設入所者の1割以上の地域生活への移行、平成24年までに退院可能な精神障害のある人のすべての退院を目指し、グループホーム等居住基盤整備事業等、精神障害者地域移行支援特別対策事業等を進める。

（2）一般就労への移行の促進

福祉施設から一般就労へ移行する者の実績を現行の4～5倍とすることを目指し、障害者就業支援センター整備事業等、障害者就労移行推進事業を進めるとともに、工賃倍増5か年計画による工賃の引き上げを目指す。

（3）サービス量の充足

障害のある人の自立と社会参加を促進していくため、地域（圏域）で必要とされるサービス量の充足を目指し、障害福祉サービス等の基盤整備を推進する。

（4）その他

法定雇用率の達成の推進や特別支援学校からの就職率の向上を目指して取り組む。

4 障害者スポーツ大会の開催

障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的として、岡山県障害者スポーツ大会を開催している。

平成12年度に設立された岡山県障害者スポーツ協会を核として、平成13年度から身

体障害のある人・知的障害のある人のスポーツ大会を統合し、平成20年度からは、精神障害のある人のバレーボールを正式競技に加え、大会の充実を図っている。

・第9回岡山県障害者スポーツ大会「輝いてキラリンピック」

開会式 平成21年5月10日（日）於；岡山県陸上競技場（桃太郎スタジアム）
開催日時 平成21年4月26日（日）～7月5日（日）
会場 岡山県陸上競技場（桃太郎スタジアム）外9会場
参加選手 約2,400名（予定）

・第9回全国障害者スポーツ大会「トキめき新潟大会」

開催日時 平成21年10月10日（土）～12日（月）
会場 東北電力ビッグワンスタジアム（新潟市）外13会場

5 身体障害のある人・知的障害のある人の現状等

（1）身体障害のある人

交通事故や脳血管障害等の疾病などにより、障害のある人は年々増加傾向、高齢化傾向にあり、また、国際障害者年（1981年）を契機に自立意欲・社会参加意識が高まっている。

こうした状況のなかで、障害のある人が地域で生きがいをもって快適な生活がおくれるよう、ノーマライゼーションの理念のもとに、「岡山県障害者長期計画～第2期実施計画（改訂版）～」に基づき、県政の重点施策として、各種障害福祉施策を推進している。

身体障害者手帳の交付状況 83,530人（平成19年度末）

（2）知的障害のある人

知的障害のある人に対しては、自立と社会参加の促進、生活の向上を図るための施策の充実が求められている。このため、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域の中で可能な限り知的障害のある人が自立し、社会の中で充実した生活が送れるよう、県民一人ひとりの理解と協力が必要である。

また、地域住民をはじめ、ボランティア、福祉施設等の関係機関が連携を密にして、きめ細かい福祉サービスの充実に努めるなど、社会全体で支援していく必要がある。

療育手帳の交付状況 12,195人（平成19年度末）

6 障害者自立支援法

（1）障害者自立支援法の安定的な運営

ア 障害者自立支援法の安定的な実施の推進

障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、市町村の指導・支援や、事業者の指定・指導、人材育成等を行い、制度の安定的な運営を推進する。

イ 不服審査会の運営

市町村が行った介護給付費等の支給決定内容等に対する利用者からの審査請求について、県の不服審査会において審議する。

ウ 障害福祉サービス事業者等の指定等

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指定・指導により、適正なサービス提供の確保を図るとともに、旧法施設等の新事業体系への円滑な移行を推進する。

エ 障害者自立支援対策臨時特例事業の実施

内容の充実を図った上で、平成23年度まで延長された。引き続き、事業者の安定運営への支援及び新体系への円滑な移行の支援等の経過的措置を実施する。

オ 改正法の円滑な実施

法施行3年を経過し、法律改正が行われる。改正内容に応じて円滑・適切な実施に努める。

(2) 障害のある人の地域移行、地域生活及び就労移行の支援

ア 居住基盤の整備充実

グループホーム等整備費補助事業によりグループホーム等の創設、改修について補助するとともに、身体障害者グループホーム運営事業により運営費を補助する。

イ 相談支援体制等の充実

地域の相談支援体制の機能を充実するための相談支援従事者の資質向上研修や、障害者の社会参加の促進を図るための行動援護従事者研修を実施するとともに、地域におけるニーズの充足を図る市町村地域生活支援事業について、市町村に対する情報提供等により積極的な取組を支援する。

ウ 障害福祉サービスの推進

障害のある人が介護、訓練、療育等のため、居宅や事業所、施設において提供を受ける支援について、介護給付費及び訓練等給付費を支給する（事業実施主体は市町村）

(ア) 介護給付

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護

(イ) 訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（雇用型・非雇用型）、共同生活援助

(ウ) 自立支援医療

(エ) 補装具

エ 地域生活支援事業

障害のある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具、移動支援、地域活動支援センター、人材育成等に取り組む。

オ 就労移行に向けての環境整備

就労支援員養成研修の実施や障害者就業・生活支援センターの運営などにより、障害のある人の一般就労への促進を図るとともに、工賃倍増5か年計画に基づき、授産製品の販路拡大の推進やモデル事業を実施するなど、授産施設等で働く障害のある人の工賃水準の引き上げを図る。

7 各種障害福祉施策

(1) 発達障害者支援体制の整備推進

県南・県北に各1箇所設置している発達障害者支援センター等において、発達障害のある人及びその家族に対し、相談支援や発達支援を行うとともに、早期発見とライフステージを通じた支援が行えるよう小児科医師等の研修や関係機関の連携強化を図る。また、身近な地域で障害のある人の日常生活を支える市町村の取組へのサポート等により発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備を図る。

(2) 心身障害者医療費公費負担制度

重度の障害のある人が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費を公費負担する市町村に対して補助金を交付する。

(3) 手当等

特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済年金等の支給などにより、障害のある人の生活基盤の強化を図る。

(4) 更生相談等

更生相談所において、施設への入所に係る市町村間の連絡調整、医学的、心理学的及び職能的判定等を行い、身体障害のある人や知的障害のある人の更生相談に総合的に応じる。また、交通の不便な地域に出向き、障害のある人の相談、補装具の判定などをを行う巡回更生相談を実施するとともに、在宅の聴覚・言語障害児や重度身体障害者を訪問し、医学的診査、更生相談に応じる。

市町村に対しては、障害のある人の身近な地域で相談に応ずることができるよう身体障害者相談員、知的障害者相談員の設置を支援する。

(5) 療育等の充実

ア 重症心身障害児（者）通園事業

在宅の重症の心身に障害のある子どもを通園させて、在宅療育技術の習得及び運動機能の発達を図るために、必要な療育、日常生活動作、運動機能等の訓練指導を行う。

イ 心身障害児通所訓練事業

心身に障害のある児童及び保護者に対して早期の療育訓練を行う。

(6) 交流事業

在宅の障害のある人の社会参加を促進し、県民の障害のある人への理解と意識の高揚を図るため、各種活動への参加と交流を促進する。

ア 知的障害者福祉展

知的障害のある人の福祉について、社会の理解を深めるため、知的障害のある人の製作した作品の展示等を行う福祉展を開催する。

イ 健康の森学園交流促進事業

岡山県健康の森学園において、知的障害のある人への理解を深め、交流を促進し障害のある人への理解と意識啓発を図る。

(7) 基金

「岡山県愛とふれあいの基金」等を活用して、障害のある人の福祉の増進を図る。

8 県立施設等

(1) 視覚障害者センター

視覚障害者センターは、(福)岡山県視覚障害者協会を指定管理者に指定し、点訳・朗読奉仕員養成事業、視覚障害のある人に対する情報提供など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(2) 聴覚障害者センター

聴覚障害者センターは、(社)岡山県聴覚障害者福祉協会を指定管理者に指定し、手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成、聴覚障害のある人の相談など、福祉増進のための各種事業を実施する。

(3) 健康の森学園

新見市哲多町の健康の森にある、障害のある子ども達の基本的生活訓練から就労に至るまで一貫した指導訓練をしていくための、特別支援学校(全寮制)と知的障害者授産施設(入所)を一体的に設置したユニークな学園。授産施設については、指定管理者である(福)健康の森学園が運営している。

9 低所得者福祉

県下の生活保護率は、昭和56年度の13.7%（ペーミル）をピークに平成8年度には6.8%まで減少したが、景気の長期低迷等の影響を受けて上昇に転じた。

平成17年度以降は9.8%で、ほぼ横ばい状態となっていたが、平成20年後半からの景気・雇用情勢の悪化に伴い増加傾向を見せている。

平成21年1月現在の保護世帯数は13,937世帯、保護人員は19,640人、保護率は10.0%となっている。

(1) 生活保護制度の適正実施

生活保護の適用は、資産、能力その他あらゆるもの活用を要件としているが、真に生活に困窮している者に対してはすみやかに必要な給付を行うとともに、保護を受ける必要がない者が不正に給付を受けることがないよう、適正な運営が求められている。また、自立助長のための就労支援などの充実が求められている。このため、研修等により福祉事務所職員の資質の向上を図るとともに、福祉事務所の指導監査を通じて実施水準の向上に努めている。

(2) 生活扶助基準の改定

生活扶助基準の改定は、国民の消費動向に対応して行われており、平成15年度及び平成16年度においては、国民の消費支出や物価が下落する中で、国民全体の消費水準との均衡を図るため制度発足以来初めて引き下げられたが、平成17年度から平成21年度においては、据え置きとなった。

○ 級地別の標準3人世帯の生活扶助基準

区分	基 準 額	市 町 村 名
1級地－2	154,870 円	岡山市、倉敷市
2級地－2	140,270 円	玉野市
3級地－1	132,980 円	津山市 他13市町
3級地－2	125,680 円	その他 11市町村

(注) 標準3人世帯：【33歳男・29歳女・4歳子】

(3) 保護施設の状況

生活保護法による保護施設は、身体上又は精神上の理由のため、独立して日常生活を営むことのできない要保護者を入所させ、または、これらの者に利用させて生活扶助を行うことを目的とした救護施設等があるが、平成21年2月1日の状況は次のとおりである。

	公 立			社会福祉法人			計		
	施設数	定 員	現 員	施設数	定 員	現 員	施設数	定 員	現 員
救護施設	3	180	182	4	298	294	7	478	476
授産施設	—	—	—	2	60	63	2	60	63

(4) 入院患者等激励事業

被保護世帯や長期療養世帯に対して、入学祝金や見舞金を贈り、世帯の自立助長を図る。

《子育て支援課》

1 少子化社会対策の推進

晩婚化、未婚化の進行や夫婦出生力の低下などによってもたらされる出生率の低下による少子化の急速な進行は、子ども自身の成長に大きな影響を及ぼすばかりでなく、社会全体の活力の低下など多方面への影響が懸念されており、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりの総合的な推進が県政の重要な課題となっている。

(1) 「新岡山いきいき子どもプラン」の啓発

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく、次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県計画）として、平成17年度から平成21年度までの5カ年の行動計画「新岡山いきいき子どもプラン」を平成16年12月に策定した。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けて、家庭、地域、学校、企業や職場、関係団体と行政が一体となった取り組みを行い、社会全体で子育てをする気運の醸成を図る。

(2) 「第3次岡山いきいき子どもプラン（仮称）」の策定事業

本県における、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりの新たな指針を、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間として策定する。

(3) 子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進体制

官民の関係70団体が参加する「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」において、子どもを健やかに生み育てるための環境づくりに向けて気運の醸成を図る。

また、「岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部」において、必要な施策の総合的な企画調整を行いその推進を図る。

(4) 子育て夢づくり応援キャンペーン事業

「結婚や子育てに夢が抱け、安心して子どもを持ち、子育てを楽しむことができる環境づくり」を推進するためのキャンペーンやイベントを展開する。

(5) 子どもがいきいき環境づくり事業

企業と市町村等との協働で開始した子育て家庭を応援する「ももっこカード」の普及のためのPRの展開、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録推進・表彰や、宣言企業からの要請による、「宣言内容の実現」などに向け、抱える諸課題の解決を支援するための専門家等の派遣などにより、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。

2 児童健全育成施策の推進

(1) 児童厚生施設

ア 児童厚生施設の施設整備

児童の健全育成活動の拠点施設となる児童館の整備を推進する。

イ 民間児童厚生施設等活動推進事業

社会福祉法人等が運営する児童厚生施設が実施する、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした活動を支援する。

ウ 県立児童会館

大型児童館として、県内の児童厚生施設の運営指導等及び科学知識の啓発を行う。

(2) 地域組織活動（母親クラブ等）の推進

親子及び世代間の交流・文化活動、児童養育に関する研修活動、児童の事故防止活動など、母親クラブ等の活動を支援する。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童館、保育所、学校の余裕教室、団地の集会室などを利用し、保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校1～3年生の児童に対して、育成・指導、遊びによる発達助長などを行う放課後児童クラブの活動及び施設・設備の整備を支援する。

(4) 学童地域支援事業（チャイルド・ケア・クラブ）

国の放課後児童健全育成事業の対象とならない小規模放課後児童クラブ（チャイルド・ケア・クラブ）の運営及び既存の施設を改修して新しくクラブを設ける際の設備整備への支援を実施する。

(5) 放課後児童クラブ障害児受入サポート事業

複数の障害児を受け入れている放課後児童クラブにおいて、早急な指導体制の充実を図る必要があるため、3人以上の障害児を受け入れ、専任の指導員を配置するクラブに対し支援する。

(6) 児童手当

小学校第6学年修了までの児童を養育し、所得が一定の限度額を超えない者に児童手当を支給する。なお、3才未満の乳幼児には加算を行う。

3 児童相談機関による相談活動の充実

(1) 児童相談所

児童福祉に関する専門的な窓口として、児童についての諸問題について相談を受け、助言・指導・判定及び一時保護を行う。

(2) 家庭児童相談室

県民局及び児童相談所において、児童とその家庭に対する相談・指導を行う。

4 児童虐待防止対策

(1) 関係機関・地域との連携強化

県に「岡山県子ども虐待防止専門本部」と、児童相談所、保健所等で構成する地域支部を組織し、保健と福祉が一体となった体制により、総合的な児童虐待防止対策を展開している。

また、岡山県要保護児童対策地域協議会と市町村要保護児童対策地域協議会が連携を図り、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、市町村の児童相談体制の支援や地域のネットワークを強化することにより、地域ぐるみで要保護児童を支援する。

(2) 児童相談所等の体制強化

困難事例へ対応するため医療・司法・児童福祉等有識者や実務経験者による専門サポートチームを設置するとともに、夜間・休日の相談により柔軟に対応できる体制整備を図るとともに、一時保護児童へのきめ細やかで、適切な対応をするための一時保護対応協力員を配置する。

(3) 職員の資質向上

児童相談所及び養護施設等の職員を対象とした、児童虐待対応のための研修会を開催する。

(4) 市町村の支援

児童相談所が蓄積した実践的相談援助技術をマニュアルにまとめ、研修会を実施し市町村の取組を支援する。

また、増大する児童虐待に対応するため、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業が市町村で効果的に実施されるよう支援を行う。

5 社会的養護体制の充実

(1) 児童養護施設等の体制強化

被虐待児個別対応職員、家庭支援専門相談員を配置するとともに、施設においてケアの充実と人材育成が可能となるよう基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を促進する。

また、ケア単位の小規模化（ユニット化）を図り、ユニットケア職員及び心理療法担当職員を配置するなど被虐待児の処遇向上を図るとともに、地域小規模児童養護施設の設置を推進する。

(2) 乳児院（1施設）

遺棄された乳児、保護者のいない乳児、精神病や結核等のため保護者に監護させることが適当でない乳児等を入院させて養育する。

(3) 児童養護施設（12施設）

保護者のいない児童、虐待されている児童等を入所させ、これを養護し、自立を支援する。

(4) 情緒障害児短期治療施設（1施設）

軽度の情緒障害を有する児童を短期入所させ、情緒障害を治療する。

(5) 児童自立支援施設（1施設）

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童等を入所させ、自立を支援する。

(6) 児童自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設等を退所して就職する児童等に対し、共同生活を営む住居において、相談や日常生活の援助、指導等を行うことにより社会的自立を促進する、自立援助ホームの設置を促進する。

(7) 里親制度

保護者のいない児童又は保護者に監護せざることが不適当であると認められる児童について、知事が認定した者に養育を委託するとともに、被虐待児を養育する専門里親を養成する。また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進する。

さらに、里親の委託率の引き上げ、施設関係者と里親との連携強化等を目的として、里親委託推進員を配置する。

6 保育所機能の充実等

女性の就労の増大、就労形態の変化等に伴い、保育需要もますます多様化している。このため、保護者の多様なニーズに適切に対応する保育サービスの推進を図るとともに、在宅児も含めた子育て支援推進の観点から、一時預かり、病児・病後児保育事業等の特別保育事業の推進に努める。

また、入所児童の処遇向上のため認可外保育施設の指導や保育士の養成、保育士登録を行う。

(1) 保育サービスの充実

保護者の就労、傷病等により家庭内で保育できない児童を保育するとともに、多様な保育ニーズに対応するため地域の実情に応じて付加サービス的な保育を行う。

- ・私立保育所の運営費の負担割合 国2/4、県1/4、市町村1/4（公立は一般財源化）

ア 保育環境改善等

既存の建物を改修し、利便性の高い場所での保育サービス施設等を設置する。

イ 休日保育

日曜、祝祭日等の休日に保護者の就労、傷病等により家庭内で保育できない児童を保育する。

ウ 一時預かり・特定保育

保護者の就労、傷病・育児疲れ解消等のため、緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育する。

エ 待機児童解消促進事業

認可保育所を利用していらない親子等に保育所を開放し、入所児との交流等を通して親子の育ちを支援するとともに、病児・病後児保育を推進して児童の福祉の向上を図る。

オ 単県のびのび保育

国制度の対象にならない小規模な休日保育の実施に補助し充実を図る。

カ 岡山県安心こども基金

国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金を原資として、県に造成した基金を活用して、市町村が実施する、保育所や認定こども園の整備等の新たな保育需要への対応や保育の質の向上のための研修等に補助する。

(2) 保育士の資質向上

発達障害児対応保育士研修

人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所において、発達障害児に正しい支援が行える実践力の向上を図るため、保育士を対象とした発達障害児対応保育士研修を実施するなど、保育士の資質向上を図る。

(3) 保育士の養成

ア 保育士の試験

保育需要に対応できる保育士養成のため、指定保育士養成施設において保育士の養成を図る。

また、社団法人全国保育士養成協議会を指定試験機関に指定し、保育士試験を実施する。

イ 保育士の登録

保育士については、乳幼児の保育にあたるほか、保護者への保育指導の業務付加、保育士の名称独占が児童福祉法に規定されており、登録を通じた資格付与、有資格者名簿の公的管理が必要となることから、登録事務処理センターへの委託により、登録業務を行っている。

(4) 地域の子育て支援

ア 地域子育て支援拠点事業

地域の実情に応じた子育て支援拠点を拡充するため、「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」の設置を促進する。

イ 子育て大学・地域タイアップ事業

保育士養成大学等が有する知的資源、人的資源（教員、学生）やネットワーク、施設等を活用した、大学等を核とした新たな地域子育て支援の取組である、産・学・民

- ・官の協働による「おかやま子育てカレッジ」の推進を図る。

(5) 認可外保育施設

認可外保育施設に対する指導のうち、6人以上の乳幼児を保育する施設の設置届出の受理を行うとともに、認可外保育施設入所児童の安全確保及び処遇向上のため立入調査を行う。

7 母子家庭等の自立の促進

母子家庭や父子家庭など、ひとり親家庭を取り巻く社会情勢が変化する中で、母子家庭においては、経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちであり、また父子家庭においても、母子家庭と同様に、子育てと生計の担い手として、子どもの養育や家事等の生活面で多くの困難を抱えている。

このため、ひとり親家庭支援センターの設置や、ひとり親家庭日常生活支援事業の実施により、ひとり親家庭の支援・自立促進のための相談・指導体制の充実を図っている。

また、母子家庭の児童の健全育成のため児童扶養手当を支給するとともに、母子福祉資金を無利子または低利で貸し付けることにより経済的自立の促進を図っている。

(1) 就業の支援

ア ひとり親家庭支援センター事業

母子家庭の就業相談から就業支援セミナー、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを就業支援員を配置して行うとともに、父子家庭の相談に応じる。

イ 母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画を策定し、きめ細かな自立・就労支援を実施する。

(2) 生活安定の支援

ア 児童扶養手当の支給

父親のいない又はいない状態にある児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護する母等に児童扶養手当を支給する。

イ 母子寡婦福祉資金等の貸付

① 母子福祉資金の貸付

母子家庭の母、児童又は父母のいない児童（20歳未満）を対象に、修学資金、就学支度資金等の貸付を行う。

② 寡婦福祉資金の貸付

寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子を対象に、修学資金、就学支度資金等の貸付を行う。

③ 岡山県母子金庫資金の貸付

母子家庭の母及び寡婦に対して、緊急的な小口資金の貸付を行う。

ウ ひとり親家庭等医療費公費負担制度

ひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童等を対象に、医療費自己負担分から一部負担金を控除した額を給付する。

(3) 社会生活の充実

ア 相談活動の充実

① ひとり親自立支援員（非常勤）による相談

県民局に3名配置。市福祉事務所には市が独自に配置。

② ひとり親福祉協力員による相談

概ね小学校区単位にひとり親福祉協力員を配置する。

イ 家庭生活支援事業

ひとり親家庭で就職活動や疾病・看護・事故・学校行事など、一時的に必要となった家事や介護、保育サービスを提供する。

ウ 母子家庭等自立支援給付金事業

- ・指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して訓練給付金を支給する。
- ・就職に資する資格の取得を促進するため、一定期間、就業支援手当を支給する。

(4) ひとり親家庭自立促進計画の策定

平成22年度から26年度までの5年間を計画期間とする「第3次岡山いきいき子どもプラン（仮称）」の策定と併せて、母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「ひとり親家庭等自立促進計画」として策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

8 婦人保護事業

(1) 女性相談所による活動

女性相談所は、婦人保護事業実施の中核機関として、要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者である女性からの各種相談に応じるとともに、調査、判定、指導・援助及び一時保護を実施している。

(2) 女性相談所の機能強化

「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たす女性相談所の機能強化を図るため、市町村を含む相談担当職員の資質の向上と相談機関の連携強化を図る。

ア 配偶者からの暴力相談担当職員専門研修事業

市町村、女性センター職員等を対象にDV相談に係る専門研修会を開催し、相談担当職員の資質の向上を図る。

イ 暴力被害者保護支援ネットワーク事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の円滑な施行に向けて、福祉事務所等関係機関との連絡会議等を開催し、連携の強化を図る。

IV 平成21年度当初予算額一覧表

(単位:千円)

分類		保健福祉部			県全体		
		平成20年度 当初予算額 (A)	平成21年度 当初予算額 (B)	(B)/(A) (%)	平成20年度 当初予算額 (A)	平成21年度 当初予算額 (B)	(B)/(A) (%)
一般会計	A 義務的経費	(61,239,232) 66,478,439	(64,773,315) 68,547,895	(105.8) 103.1	(235,258,626) 243,133,574	(248,395,318) 257,577,766	(105.6) 105.9
	B 公共事業費	()	()	(-) -	(5,992,266) 57,589,939	(5,849,533) 49,026,286	(97.6) 85.1
	C 国庫補助事業費	(3,923,782) 9,605,290	(4,146,799) 10,518,431	(105.7) 109.5	(7,190,214) 21,803,594	(7,085,262) 22,268,336	(98.5) 102.1
	D 基準行政運営費	(7,738,593) 8,115,493	(6,878,327) 7,316,190	(88.9) 90.2	(217,575,170) 266,360,253	(204,461,004) 253,232,965	(94.0) 95.1
	内人件費	(5,942,039) 6,115,076	(5,376,244) 5,639,973	(90.5) 92.2	(191,986,777) 235,606,225	(180,998,478) 225,025,099	(94.3) 95.5
	訳運営費	(1,796,554) 2,000,417	(1,502,083) 1,676,217	(83.6) 83.8	(25,588,393) 30,754,028	(23,462,526) 28,207,866	(91.7) 91.7
	E 単県行政施策費	(6,446,376) 6,615,896	(5,339,542) 6,306,357	(82.8) 95.3	(38,620,875) 94,975,983	(36,674,184) 79,694,666	(95.0) 83.9
	計	(79,347,983) 90,815,118	(81,137,983) 92,688,873	(102.3) 102.1	(504,637,151) 683,863,343	(502,465,301) 661,800,019	(99.6) 96.8
特別会計		368,612	343,583	93.2	273,980,305	300,737,209	109.8
合計		(79,347,983) 91,183,730	(81,137,983) 93,032,456	(102.3) 102.0	(504,637,151) 957,843,648	(502,465,301) 962,537,228	(99.6) 100.5
企業会計					12,787,219	12,022,092	94.0

() は一般財源

平成 21 年度

生活環境行政の概要

平成 21 年 5 月

岡山県生活環境部

目 次

I 組 織	1
II 職 員 数	5
III 主要施策の概要	9
IV 各課室の事業概要	15
《県民生活課》	
1 ボランティア・N P O活動の促進	17
2 特定非営利活動促進法（N P O法）の施行	17
3 災害救援専門ボランティア研修事業	17
4 コミュニティ活動の推進	17
5 自治組織の活性化促進	18
6 消費生活行政の推進	18
7 消費生活センター	19
8 公益通報者保護制度の推進	20
9 環境保健センター	20
《安全・安心まちづくり推進室》	
1 安全・安心まちづくりの推進	22
2 犯罪被害者等の支援	23
《文化振興課》	
1 文化を創造し、楽しみ、感動できる岡山	25
2 文化の力で創り、拓く岡山	27
3 文化でつながり魅力を発信する岡山	28
《国民文化祭推進室》	
1 国民文化祭の開催準備	29
《スポーツ振興課》	
1 生涯スポーツの振興	30
2 競技スポーツの振興	31
3 スポーツ施設の活用と充実	32
《交通対策課》	
1 中四国横断新幹線等の建設促進	33
2 J R在来線の整備促進	33
3 井原線の経営基盤の強化及び利用促進	33
4 地方バス路線の運行確保	33
5 地域交通の自立促進支援	33
6 運輸事業振興助成	34
7 離島航路の維持対策	34
8 交通安全対策の推進	34
9 交通安全思想の普及・徹底	34
10 交通安全県民運動等の推進	35
11 交通事故相談の実施	36

《男女共同参画課》

1 男女共同参画施策の総合的企画及び連絡調整	37
2 男女共同参画社会の促進	37
3 配偶者等からの暴力防止対策等	37
4 男女共同参画推進センター(愛称: ウィズセンター)	38

《青少年課》

1 青少年総合対策の推進	39
2 青少年の自立と活力のかん養	40
3 青少年の社会性の伸長	40
4 青少年にとっての良好な環境づくり	41

《環境政策課》

1 総合的な環境行政の推進	42
2 快適な環境づくりの推進	42
3 環境学習の推進	42
4 環境マネジメントの推進	43
5 地球温暖化防止対策の推進	43
6 良好な景観の形成	44
7 環境影響評価	44
8 公害・環境汚染防止対策	44
9 人形崎環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等	45
10 墓地・埋葬等に関する事業	45

《環境管理課》

1 大気保全対策	46
2 アスベスト対策	46
3 騒音・振動・悪臭対策	47
4 水質保全対策	47
5 有害化学物質対策	48
6 児島湖流域環境保全対策	49
7 水環境保全対策	50

《循環型社会推進課》

1 循環型社会形成の推進	51
2 一般廃棄物対策	52
3 産業廃棄物対策	52

《自然環境課》

1 自然環境の保全	55
2 自然公園等の利用・管理	56
3 温泉の保護と利用	56
4 野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化	56
5 みどりの保全・復元と創造	58
6 自然環境保全審議会	58

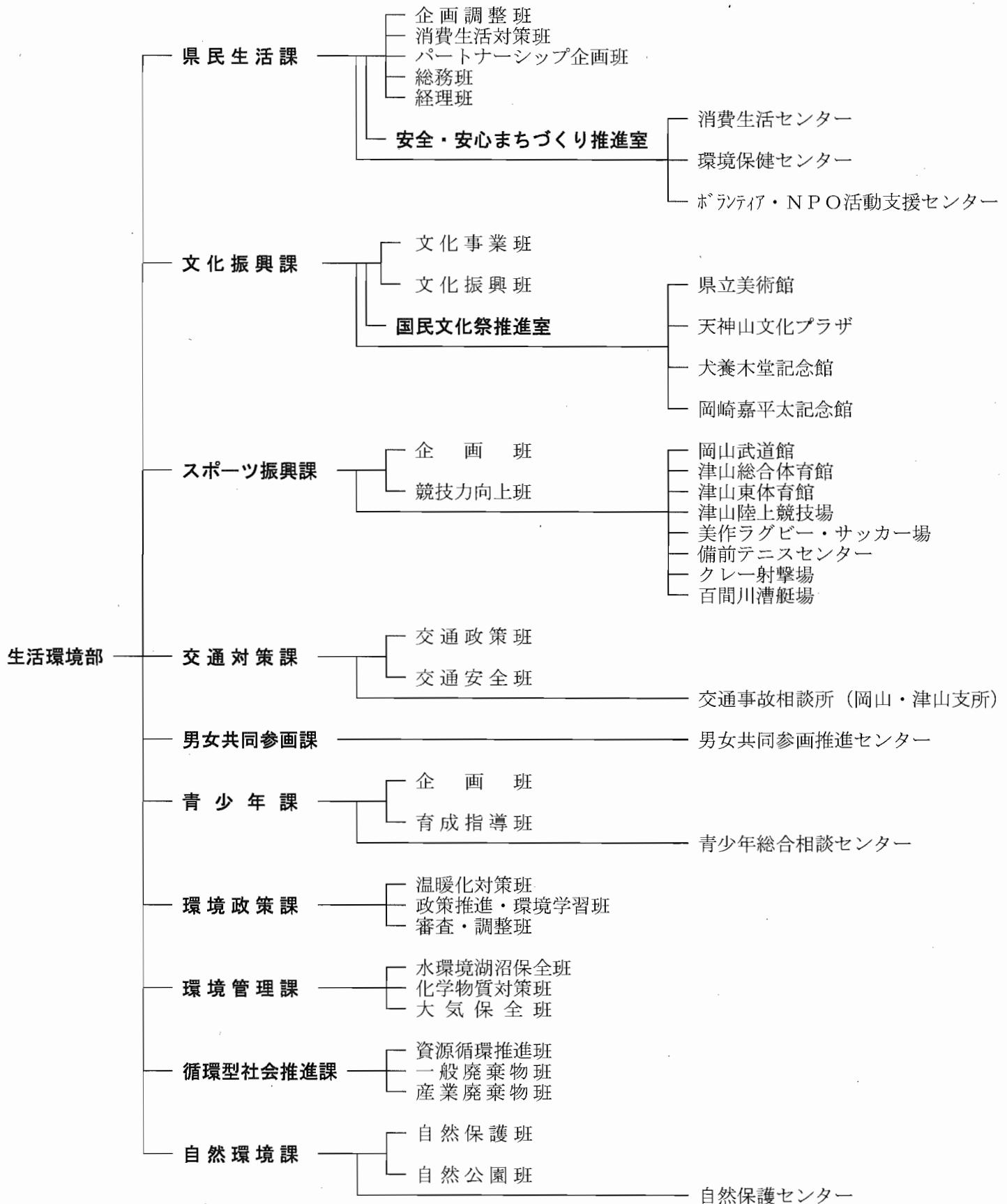
V 予算の概要

VI 委員会・審議会・関係団体

VII 分掌事務

I 組 織

生活環境部関係の組織



II 職 員 數

生活環境部の職員数

(平成21年4月1日現在)

所 属 区 分	職 員 数	備 考
県民生活課	29	部長・次長・環境管理監・国民文化祭推進監・派遣1を含む
安全・安心まちづくり推進室	4	
文化振興課	8	
国民文化祭推進室	18	
スポーツ振興課	14	
交通対策課	8	
男女共同参画課	4	
青少年課	8	
環境政策課	16	
環境管理課	16	
循環型社会推進課	16	
自然環境課	12	
消費生活センター	5	
環境保健センター	38	
県立美術館	11	
男女共同参画推進センター	6	
合 計	213	

III 主要施策の概要

重点施策推進の基本的な考え方

県民一人ひとりが、豊かなつながりの中で、快適にいきいきと生活できる「快適生活県おかやま」の実現に向け、「新おかやま夢づくりプラン」に掲げる「教育と人づくりの岡山」「安全・安心の岡山」「産業と交流の岡山」の3つの創造を基本戦略として、以下の施策を効率的かつ効果的に実施する。

「教育と人づくり岡山」の創造

1 青少年プログラム

「青少年問題を考え、行動する100人委員会」を中心とし、家庭、学校、地域社会と協働して青少年の健全育成を進める県民運動を開拓するとともに、青少年総合相談センター等の相談支援体制の充実及び連携強化を図る。

また、警察、PTA関係者、関係団体等との連携による巡回パトロールや、NPOとの協働による青少年の非行防止に取り組むとともに、青少年の自主性や社会性をはぐくむため青少年のボランティア活動への参加を促進する。

2 男女共同参画プログラム

男女が対等な社会の構成員として様々な社会活動に参画する男女共同参画社会の実現を目指し、男女の意識改革を一層進めるとともに、拠点施設であるウィズセンターの充実やNPO等との連携を促進する。また、配偶者等からの暴力を容認しない環境づくりを推進し、関係機関との連携や、ボランティア・NPOとの協働により、被害者の保護と自立支援に取り組む。

さらに、平成22年度に予定する次期ウィズプランの策定に向けて、男女共同参画に関する県民の考え方や生活実態等を把握する県民意識調査を実施する。

3 文化プログラム

おかやま文化振興ビジョンの実現を目指し、県文化連盟と協働して、県民や文化団体等の活動を支援するとともに、岡山県で行われる「中四国文化の集い」に向けて中四国8県と連携して文化交流を行うことにより新たな文化の創造を図る。

また、県内の芸術文化拠点である県立美術館においては、企画展事業の充実を図り、本県文化レベルのさらなる向上を目指す。

4 国民文化祭プログラム

平成22年秋に開催する国民文化祭に向けて、県主催事業の具体的な内容の決定やオープニングフェスティバルの制作を行うとともに、市町村実行委員会が実施する分野別事業の準備活動を支援する。また、気運醸成を図るために広報活動を開拓するなど、市町村、文化団体等との協働により真に文化活動の発表と鑑賞の機会としてふさわしい事業となるよう開催準備を進める。

5 スポーツプログラム

全国レベルの競技力の維持・向上を図るため、国体成年選手の強化やジュニア選手の育成・強化に取り組むとともに、県内のトップアスリート等を、市町村や地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等へ派遣し、競技力の向上と地域スポーツの振興に取り組む。

県内に活動拠点を置き、地域に密着して活動しているトップクラブチームの活躍は、多くの県民に夢と感動を与え、スポーツ振興や地域活性化に貢献していることから、こうしたクラブチームを支援する。

6 パートナーシッププログラム

新しい公共の担い手として期待されるボランティア・NPOの活動をさらに促進するため、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターを拠点として、ボランティア・NPO活動に必要な情報提供、人材育成研修、運営支援を実施するとともに、NPO法人の少ない地域での設立の促進や団塊の世代を対象にしたボランティア・NPO活動の講座開催などにより、多様な主体によるいきいきとした地域社会づくりの取組を進める。

また、引き続き災害時の被災者支援活動の円滑化を図ることを目的とした災害救援ボランティア研修を実施する。

「安全・安心の岡山」の創造

1 安全・安心まちづくりプログラム

犯罪のない安全で安心な社会の実現を目指し、県内全域で広がりつつある自主防犯活動の輪がさらに大きなものとなり、将来にわたって継続、定着していくよう、自主防犯意識の一層の向上や、自主防犯活動の組織化、活動内容の充実に対する支援に引き続き取り組むとともに、毎月第二金曜日の「犯罪ゼロの日」における地域を挙げての集中的な広報・啓発活動や、業界団体等による「子どもの安全・安心見守り宣言」など、協働の取組を推進し、県民総ぐるみによる安全・安心まちづくりを進める。

2 暮らしと交通の安全プログラム

消費者被害に関する相談件数は高止まりの状況で推移するなど、依然として大きな社会問題となっており、消費者自らが「自分は被害にあわないぞ」という意識や知識を高めるため、引き続き高齢者や青少年を中心に積極的な情報提供を行っていく。

また、岡山県消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談窓口の機能強化等に取り組む。

さらに、悪質商法の手口が多様化・巧妙化している中、不適正な取引行為を繰り返す悪質業者の監視・指導・取締り体制を強化するなど、消費者被害の撲滅に取り組む。

交通安全対策については、様々な主体との協働により県民運動を展開するとともに、高齢者を中心に交通安全意識の普及・向上を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

3 水と緑プログラム

清流保全については、市町村や環境を守るNPO等と連携しながら、県民参加による清流保全活動を行う。

児島湖の環境保全対策については、平成18年度に策定した第5期湖沼水質保全計画に基づき、NPO等と連携して、清掃大作戦や環境フェアの開催等による県民への啓発、浄化用水の導入、さらには児島湖の水質汚濁メカニズム解明のための調査研究を実施するなど、総合的かつ計画的な事業推進に努める。

自然環境の保全については、自然公園の適正な保護・管理に取り組むとともに、中国自然歩道や自然公園内の施設等の整備を行う。

生物の多様性の確保については、特に保護を必要とする希少動植物を条例指定して保護するとともに、県内野生動植物を取り巻く状況の変化も受けて岡山県版レッドデータブックを改訂する。また、外来生物対策について、県民の正しい理解と協力に向けた普及啓発を行い、併せて、希少動植物の生息に影響を与える種等を対象とした駆除を進める。

4 地球環境プログラム

地球温暖化対策については、昨年から温室効果ガスの削減を義務付けた京都議定書の約束期間が始まったが、本県における平成17年度の排出量は基準年度比で大幅に増加しているという非常に厳しい状況にある。このため、県民、事業者と相互に協力・連携し、家庭や職場、地域社会における省エネルギーへの取組の一層の推進を図るとともに、太陽光発電の普及拡大や、優れた環境性能をもつ電気自動車の普及促進など、様々な分野にわたる温暖化対策を強力に推進する。

また、何よりも県民一人ひとりが環境問題を自らの課題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが重要であることから、県民、事業者等に対する効果的な環境学習をNPO等との協働により積極的に推進していく。

有害化学物質対策については、化学物質に対する県民の理解向上と不安の解消を図るために、普及啓発を行うとともに、事業者の化学物質管理の取組を促進する。

循環型社会形成の促進については、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））、についての県民の意識改革と実践行動を促すため「おかやま・もったいない運動」を「温暖化防止」の視点も加えながら展開するとともに、岡山県エコ製品や岡山エコ事業所の認定と周知を図るほか、県民のエコライフの象徴として、事業者、消費者団体、市町村等と協働して、マイバッグ持参によるレジ袋の削減に取り組む。

また、産業廃棄物の適正処理については、電子マニフェストの普及促進など、排出事業者への指導を充実させるとともに、市町村、各種団体とも連携して不法投棄等の監視強化を図る。

5 都市・農村景観プログラム

美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現するため、落書き防止意識の啓発等を行う。

また、快適で文化の薫り高い景観づくりを進めるため、晴れの国おかやま景観計画に基づき大規模行為の事前届出・審査等に取り組む。

「産業と交流の岡山」の創造

1 交通基盤プログラム

地域住民の生活に不可欠なバス路線の運行を維持・確保するため、広域的な幹線路線への運行助成を行うとともに、市町村が小規模高齢化集落を含む地域で乗合タクシー、コミュニティバスなど地域に適した公共交通手段を導入する際に支援を行い、効率的な生活交通の確保を図る。

また、公共交通利用県民運動等の啓発事業を展開することにより、公共交通の利用促進と環境負荷の低減を図る。

IV 各課室の事業概要

《県民生活課》

1 ボランティア・NPO活動の促進

県民のボランティア・NPO活動を促進するため、情報提供や人材育成研修、専門相談、県内各地への出前セミナー等の各種支援事業を実施する。また、平成17年9月に開設した岡山県ボランティア・NPO活動支援センターについては、社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会と特定非営利活動法人 岡山NPOセンターとで構成する管理運営共同体が、指定管理者として民間の自由な発想を活かした管理運営を行っている。(指定期間：平成23年3月末まで)

また、団塊の世代の地域づくりへの参加促進を図るため、「シニア・アクティブライフ講座」を開催するとともに、NPO法人の活性化が図られるようNPO法人設立促進講座を県内各地域で開催する。

2 特定非営利活動促進法（NPO法）の施行

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動促進法に基づき、法人の設立認証・監督等の事務を行う。(NPOに関する相談等のワンストップ化を図るため、窓口を上記支援センターに設置)

なお、平成21年4月から岡山市内にのみ事務所を有するNPO法人に係る認証等のNPO法施行事務は、権限移譲により岡山市（担当部所：安全・安心ネットワーク推進室）が行う。

・岡山県の認証法人数（平成21年3月末） 481 団体

3 災害救援専門ボランティア研修事業

災害時に被災者の支援に役立つ専門的な知識や技術を有する者を「災害救援専門ボランティア」として事前に登録するとともに、各ボランティアのスキルアップやボランティア意識の向上を図るための研修を行う。

4 コミュニティ活動の推進

コミュニティを基盤とした地域活動を推進し、地域住民の自主と連帯に支えられた地域づくりの実現を図るため、コミュニティ・ボランティア活動を一層普及促進するための各種施策を推進する。

(1) コミュニティ意識の高揚

コミュニティ・ボランティアの自主的、主体的な参加意識を高め、活動の一層の活性化を図るため、各種の広報媒体の活用等、あらゆる機会を通じて意識の高揚に努める。

(2) ふるさとづくりももたろう塾の運営

地域づくりのリーダーとして活躍していく意欲のある人（40名程度）を対象に1年制の塾を運営する。

(3) コミュニティの活性化

コミュニティ組織相互の連絡調整、コミュニティ情報の収集・提供を行うことにより、コミュニティ活動の推進を図る。

5 自治組織の活性化促進

(1) 知事・町内会長等懇談会の開催

知事と各県民局管内町内会長等が一堂に会して、地域が抱えている諸問題について意見交換を行うとともに、県政への提言を受ける。

(2) 永年勤続町内会長・区長等表彰

県内各地において町内会長・区長等住民自治組織の長として、多年にわたり地域活動の推進に寄与するとともに、地方自治の発展に極めて功績があつた者を知事表彰する。

6 消費生活行政の推進

(1) 消費生活行政の総合調整

複雑化、多様化する消費生活に係る諸問題に適切に対応するため、長期的かつ総合的見地から消費者行政の方向性や新たな課題などについて企画・審議を行い策定した消費生活基本計画の実効ある推進を図るとともに、関係部所・機関等との連絡調整や連携を密にし、事案により臨機応変に対策チームを編成するなど、消費者の視点に立った消費者行政を推進する。

ア 消費生活基本計画の推進

- ・岡山県消費生活懇談会の開催

イ 消費者行政活性化事業の実施

- ・県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化に取り組む。

ウ 消費者被害撲滅事業の推進

- ・消費者月間(5月)に消費者被害撲滅県民大会を開催

- ・安全・安心まちづくり旬間(10月)を中心に消費者団体等と協働して消費者被害撲滅キャンペーンを実施

エ 消費生活モニターの活用

- ・消費者の意識調査及び生活関連物資の価格調査の実施

(2) 市町村との連携による消費生活相談・啓発の充実

消費者の相談対応や消費者意識の啓発は、住民に身近な市町村で行うことが有効であることから、消費者被害防止行政連絡会議を開催し、緊密な連携を図りながら、消費者行政の円滑な推進を図る。

(3) 相談体制の充実・強化

複雑化、多様化するとともに、高止まりで推移している消費生活相談に対応するため、消費生活センターの相談体制を充実させるとともに、全国消費生活情報ネットワークシステム(ハイオネット)の有効利用を図り、被害者救済等について、迅速・的確な処理を図る。

(4) 悪質商法の取締り

ア 特定商取引に関する法律及び岡山県消費生活条例に基づく指導・取締り

訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引等において不適正な取引行為を行う事業者に対する是正指導、また、悪質な事業者に対しては厳正な行政処分を行うなど、悪質商法の根絶を目指した取組を強力に推進し、取引の公正と消費者の利益保護を図る。

(5) 適正な取引の確保

ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく調査・指導及び相談

食品の原産地の偽装表示等による消費者の表示への不信感を払拭するため、監視・指導や啓発の充実等、食品表示の適正化に向けた取り組みの強化を図る。

- ・食品表示ウォッチャーによる日常監視と不適正表示に係る情報収集の強化

- ・職員による食品表示の監視・指導の強化

- ・消費者等を対象とした食品表示研修会の開催

イ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく調査・指導

不当な顧客誘引行為のうち、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示についての申告や相談の受付、調査、指導を行う。

ウ 消費生活用製品安全法に基づく立入検査・指導

安全基準に適合していない消費生活用製品により、一般消費者の生命・身体に対して危害が発生する事がないよう、特定製品・特別特定製品の販売事業者および特定保守製品取引事業者に対して立入検査、指導を行う。

エ 家庭用品品質表示法に基づく立入検査・指導

一般消費者が日常使用する家庭用品の購入に際し不測の損失を被ることのないよう、表示すべき事項、表示する上で遵守すべき事項についての立入検査、指導監督を行う。

(6) 消費生活協同組合の指導・調査

消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合の適正な運営指導・調査を行う。

(7) 消費者組織の育成

岡山県消費生活問題研究協議会をはじめとする消費者組織の育成・指導に努める。

(8) 多重債務者対策

ア 多重債務者対策協議会の開催

イ 無料法律相談会及び相談ウィークの実施

7 消費生活センター

県民の消費生活の安定と向上を促進するため、消費生活に関する知識の啓発、消費生活相談及び苦情処理等を実施する。

(1) 消費者意識の啓発

複雑・多様化する消費者問題に対応するためには、消費者が自ら考え判断する能力や積極的に行動する能力を高めることが必要であることから、N P O・ボランティア等と連携し消費者に対し悪質商法による被害防止等について啓発を行うとともに、的確な情報の提供に努める。

ア 消費者啓発セミナー(高齢者・若者・一般対象)の実施

イ 消費生活講座の開催

ウ 消費者被害防止一口講座の実施

エ 消費者啓発セミナーボランティア講師育成講座の開催

消費者啓発セミナーのボランティア講師として登録している県民・消費者団体・N P O等のスキルアップを図る。

オ くらしの相談員の活動促進等

カ 消費生活情報誌の発行

消費生活に関する情報をタイムリーに県民に周知するとともに、啓発資材として活用する。

(年6回発行、各20,000部)

キ ホームページ、メールマガジンによる情報発信

(2) 消費生活相談の実施

全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)を活用し、効果的な相談業務を展開する。

なお、市町村における相談体制の充実を図るため、市町村担当者やくらしの相談員を対象に消費生活相談の基礎的知識が学べる研修会を開催する。

また、消費生活相談日を新たに開設する市に、センターの消費生活相談員を派遣する。

相談件数

区分	17年度	18年度	19年度	20年度
苦情 問合せ等	19,192 771	14,721 810	13,103 752	11,108 738
計	19,963	15,531	13,855	11,846

8 公益通報者保護制度の推進

事業者内部の法令違反行為について、労働者が通報を行う通報先として「公益通報総合窓口」を設置し、労働者からの通報や相談の受付を行う。

また、通報の対象となる法律を担当している各担当課との連絡調整を図り、公益通報に関する事務処理が円滑かつ適切に行われるよう努める。

9 環境保健センター

環境保健系試験研究機関として、環境保全及び保健衛生施策の基本となる試験検査、調査研究、研修指導及び情報提供を行う。また、大気汚染・環境放射線常時監視、環境学習事業も行う。

(1) 試験検査（行政機関からの依頼に基づく検査、調査）

ア 環境保全に関するもの

- (ア) 有害大気汚染物質調査、環境ホルモン調査、化学物質環境汚染実態調査等
- (イ) 工場・事業場排水検査、ゴルフ場農薬調査、水質汚濁事象調査等
- (ウ) 新幹線鉄道騒音・振動調査等
- (エ) 放射線等監視測定、放射能水準調査等
- (オ) 大気・水質・廃棄物等に関する緊急時対応に伴う分析測定

イ 保健衛生に関するもの

- (ア) 結核感染症発生動向調査、感染症流行予測調査、抗酸菌分子疫学調査等
- (イ) 食品中有害化学物質モニタリング検査、アレルギー物質検査、遺伝子組換え食品検査、貝毒検査等
- (ウ) 家庭用品検査、医薬品検査等
- (エ) 食中毒等健康危機事例発生時における原因究明・診断等検査
- (オ) ラジウム分析法に関する調査研究

(2) 調査研究

ア 環境保全に関するもの

- (ア) 環境中の有害大気汚染物質に関する調査研究
- (イ) 児島湖に関する調査研究
- (ウ) 有害化学物質の環境汚染実態の解明と分析技術の開発に関する研究
- (エ) 人形峠周辺の環境放射能監視に関する補完調査

イ 保健衛生に関するもの

- (ア) 岡山県における食中毒および感染症起因菌の疫学的解析
- (イ) 結核の分子疫学的研究
- (ウ) 胃腸炎ウイルスの疫学的研究
- (エ) 食の安全に関する調査研究

ウ 他との連携

- (ア) 備讃瀬戸地域陸海域の水・栄養塩動態調査
- (イ) LC/MS及びGC/MSを用いた新規化学物質分析法の開発と化学物質環境実態調査
- (ウ) 光化学オキシダントと粒子状物質等の汚染特性解明に関する研究
- (エ) 有機フッ素化合物の環境汚染実態と排出源調査
- (オ) 食品残留農薬等一日摂取量実態調査
- (カ) 迅速・簡便な検査によるレジオネラ対策に係る公衆浴場等の衛生管理手法に関する研究
- (キ) ウィルス感染症の効果的制御のための病原体サーベイランスシステムの検討

(3) 研修指導、精度管理

当センターに蓄積された知識・技能等を広く伝達、提供するため、技術指導、研修会での講演、研修生等の受入、施設の公開、広報誌の発刊等を行う。また、他の試験検査機関との精度管理を積極的に実施し技術の向上に努める。

(4) 大気汚染物質等常時監視

大気汚染物質及び人形峠周辺の環境放射線を常時監視し、必要に応じ、緊急時対応を行う。

(5) 環境学習事業

環境学習拠点施設として、出前講座の開催、学習器材の貸出、施設見学の受入、各種相談等を行う。また、環境学習車の運用及び貸出しを行う。

《安全・安心まちづくり推進室》

1 安全・安心まちづくりの推進

犯罪のない安全で安心な社会は、すべての県民の願いであり、豊かで快適な生活を営む上での基盤である。

その実現を目指し、平成18年9月、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定した。この条例に基づき、温かい地域の絆に守られた健全な地域社会の構築や県民の自主的な活動の尊重などを基本理念として、市町村、県民、自治会等、ボランティア・NPO及び事業者との連携協働による安全・安心岡山県づくりを推進する。

(1) 児童等の安全の確保

ア 小学校を中心とする自主防犯活動の推進

小学校区を中心とした地域ぐるみの実践研究を実施するほか、「おはよう、おかえり」県民運動の普及などに努める。

イ 学校等の安全確保

学校等における児童、生徒、幼児等の安全確保を図るため、「学校等における児童等の安全確保に関する指針」の普及に努める。

ウ 通学路等の安全確保

登下校時や帰宅後の子どもの安全確保のため、「通学路等の安全確保に関する指針」の普及に努めるとともに、事業所などとともに連携した地域ぐるみの子どもの安全確保を推進する。

エ 児童等が犯罪に遭わぬための教育の推進

地域安全マップづくり指導者養成講座を開催するなどにより、児童等の危険予測能力や危険回避能力の育成を図る。

オ 高齢者等の犯罪被害の防止

犯罪に対して弱い立場にある高齢者等を対象とした効果的な広報啓発を行い、犯罪被害を防止する。

(2) 県民等による安全・安心まちづくりの自主的な活動の促進

ア 県民運動の推進

(ア) 県民推進大会の開催

安全・安心まちづくりを推進する全県的組織である県民会議を通じた運動を展開するため、年間の行動計画を策定するとともに、県民総ぐるみで犯罪のない安全で安心な岡山県づくりを進めるため、県民推進大会を開催する。

(イ) 犯罪のない安全・安心まちづくり知事表彰

県民の意識の高揚と自主活動の促進を図ることを目的に、犯罪のない安全で安心なまちづくりに特に功績のあった個人・団体及び優良な事例を表彰する。

・ 功労賞 (平成20年度：4個人、4団体)

・ まちづくり賞 (平成20年度：1個人、9団体)

(ウ) 広報・啓発

安全・安心まちづくり旬間（10月11日～20日）等を中心に、安全・安心まちづくりへの県民の理解を深めるための広報を行う。

また、毎月第二金曜日を「犯罪ゼロの日」として、市町村や自主活動団体などと連携しながら、地域ごとの犯罪発生状況や手口などを踏まえた街頭啓発を行うなど、地域を挙げて犯罪の未然防止に取り組む。

イ 地域の協働体制づくり

(ア) 自主活動団体の支援

青色防犯パトロール実施団体に対する青色回転灯の設置費補助や、広報活動のための放送機材の貸与、募金型自動販売機の設置に係る青色防犯パトロール実施団体と事業者との間のコーディネート、さらに、自主活動団体の活動時の事故に対する見舞金制度により、幅広く自主防犯活動を支援する。

(イ) 自主活動の充実・普及

地域で自主防犯活動を推進するリーダーやコーディネーターの養成講座を開催する。また、実践事例集や安全・安心通信の発行、ホームページの活用などにより、県民、自主活動団体に対し、先進的な取組事例の紹介やタイムリーな情報提供を行う。

(ウ) 事業者と連携した取組の推進

業界団体や事業者による「子どもの安全・安心見守り」宣言の促進や、事業者と連携した「声掛け合って、かぎ掛け」県民運動の推進などに努める。

(3) 犯罪の防止に配慮した社会環境の整備

ア 事業所における防犯活動の推進

講習会等を開催し、金融機関、深夜営業店をはじめ、小売店、工場などの事業所において、順次、防犯責任者の設置を促進し、事業所の防犯性の向上を図る。

イ 道路、住宅等の防犯指針の普及促進

「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及に努め、犯罪防止に配慮した社会環境の整備を図る。

2 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等基本法（平成17年4月1日施行）により、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を負うこととされた。国においては、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画を策定しており、本県においても地域の状況を踏まえ、施策を着実に実施していく必要がある。

このため、平成19年3月に、県としての犯罪被害者等の支援を行う上での指針である「岡山県犯罪被害者等に関する取組指針」を策定したところであり、同指針に基づき、生活環境部（安全・安心まちづくり推進室）において、県（警察、教育委員会を含む）における犯罪被害者等支援に関する施策について、国、市町村、関係団体等との連絡・調整や県民等からの相談対応等の総合窓口の役割を担い、施策を推進する。

(1) 県民の理解の増進を図るための普及啓発

犯罪被害者の置かれている状況等について広く県民の理解の増進を図るため、普及啓発事業を実施する。

(2) 犯罪被害者等の支援のための施策の推進

関係機関や関係団体の職員・支援員が犯罪被害者支援を行う際の留意点、連携方法等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」（県・おかやま被害者支援ネットワーク）の活用の促進をはじめ、岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針に基づき、関係機関や関係団体と十分な連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進する。

《文化振興課》

文化あふれる地域の創造を目指した「新おかやま夢づくりプラン」の実現に向け、平成20年2月に策定したおかやま文化振興ビジョンに基づき、県民、文化団体等との協働により各種施策の推進に努める。

1 文化を創造し、楽しみ、感動できる岡山

多くの県民が子どもの頃から各地域で伝承・創造活動に参加でき、文化を楽しみ、感動できる環境づくりに努める。

(1) 子ども・若者が文化に触れる機会の充実

岡山フィルハーモニック管弦楽団

Children's Live Tour in 2009 1公演：勝央文化ホール

(2) 文化を担う人材や団体の育成・活用

ア (財)岡山県郷土文化財団の育成

本県の優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理並びに地域文化の創造に努め、うるおいとやすらぎのある郷土づくりを目指して活動している(財)岡山県郷土文化財団の育成を図る。

イ (社)岡山県文化連盟の活動支援

(社)岡山県文化連盟の運営基盤を強化することで、芸術・文化団体の相互連携と自主的活動の充実促進を図り、国民文化祭開催への機運の醸成を図る。

<岡山県文化連盟の主な活動>

(ア) 文化人材バンク

文化人材バンクに登録された講師を小中学校、市町村文化協会等へ派遣する。

(イ) 地域文化力強化協働推進事業

NPO等との協働による文化事業を行う市町村文化協会等に対し、経費を助成する。

(ウ) 分野別団体文化力強化

県文化連盟会員である分野別県レベル文化団体が行う文化力強化事業（研修会、ワークショップ、講演会等）に要する経費を助成する。

(エ) 国民文化祭準備活動支援

県文化連盟の加盟団体が、先行開催県を実地調査する観察経費を助成する。

(オ) 天神山文化プラザ指定管理業務

天神山文化プラザの指定管理者として管理運営に当たる。

ウ 第44回岡山県文学選奨

県民の文芸創作活動を奨励し、豊かな県民文化の振興を図る。

小説A、小説B・随筆、現代詩、短歌、俳句、川柳、童話の7部門を公募する。

エ 岡山芸術文化賞

当該年度における優れた芸術文化活動の業績が認められる個人又は団体を顕彰し、一層の研鑽を促し、文化の振興を図る。

グランプリ3件以内、準グランプリ7件以内、功労賞3件以内

オ 岡山県文化賞・同奨励賞（芸術部門・学術部門）

岡山県の文化の向上に著しく貢献した者に文化賞を、岡山県の文化の向上に貢献し今後の活躍を奨励するに値する者に文化奨励賞を授与する。芸術、学術の2部門。

平成20年度（第61回）岡山県文化賞：高原 洋一（芸術：版画）

〃 〃 中筋 房夫（学術：農学）

〃 （第51回）岡山県文化奨励賞：島田 清徳（芸術：繊維造形）

〃 〃 株式会社フジワラテクノアート
(学術：醸造技術)

カ 岡山県文化特別顕彰

文化の分野で国内又は国外で顕著な功績を挙げるなど岡山県を全国にアピールし、県民に多くの感動を与えた個人又は団体を顕彰する。

H13. 5. 30 有吉道夫（日本将棋連盟公式戦通算1000勝）

H13. 9. 28 重松 清（第124回直木賞受賞等）

H14. 7. 4 蛭田二郎（第58回日本芸術院賞受賞）

H16. 12. 16 小川洋子（第55回読売文学賞受賞等）

H17. 5. 27 坂手洋二（第8回鶴屋南北戯曲賞受賞等）

H19. 3. 1 高木聖鶴（文化功労者等）

キ 岡山県新進美術家育成「I氏賞」

岡山県にゆかりのある新進気鋭の若手美術家に賞を贈呈するとともに、発表の場を提供するなど、創作活動を支援し、次世代を担う若手美術家を育成する。

平成20年度 第2回岡山県新進美術家育成「I氏賞」大賞 杉浦 慶太・（写真）

〃 奨励賞 佐故 龍平（工芸）

〃 奨励賞 上西 竜二（絵画）

（3）参加し、楽しみ、感動できる機会の充実

ア おかやま県民文化祭の開催

県民が文化に親しむとともに、日頃の文化活動の成果を発表する場として、また来年秋の「第25回国民文化祭・おかやま2010」に向け気運の盛り上げを図るため、県民総参加による文化の祭典を開催する。

分野別フェスティバル、岡山県文学選奨、アートの今・岡山、中四国文化の集い、協賛事業等

イ 岡山県美術展覧会の開催

第60回岡山県美術展覧会を山陽新聞社と共に開催する。

日本画、洋画、工芸、書道、写真、彫刻の6部門の作品を県内から公募する。

ウ 優秀映画鑑賞推進事業

東京国立近代美術館フィルムセンターが所蔵する映画フィルムを県内の公立文化施設等と協力して上映し、優れた映画の鑑賞機会を提供する。

エ 天神山文化プラザ事業の充実

天神山文化プラザにおいて、県民の芸術文化活動・文化情報拠点施設としての機能充実を図る。（平成20年度から（社）岡山県文化連盟を指定管理者に指定）

貸館施設

施 設 名	開 館 時 間	備 考	
展示室（5室）	9:00～18:00	H20年度利用率	95.4%
練習室（5室）	9:00～22:00	同上	97.3%
ホール	9:00～22:00	同上	53.1%
会議室（2室）	9:00～17:00	同上	42.4%
文化情報センター	9:00～18:00	—	—

才 県立美術館事業の充実

内外の優れた芸術活動を紹介する展覧会や美術館講座の開催等県立美術館の機能を最大限に活用した事業を展開する。

(ア) 展覧会事業

- ・ 岡山の美術展

県立美術館で所蔵している岡山ゆかりの美術作品を、「岡山の美術展」として公開する。

- ・ 特別展・企画展

展 覧 会 名	期 間 (予定)
追悼 片岡球子展	H21年4月29日(水)～5月17日(日)
朝鮮王朝の絵画と日本 —宗達、大雅、若冲も学んだ隣国の美	H21年6月5日(金)～7月12日(日)
建仁寺—高台寺・圓徳院・備中足守藩主木下家の名宝とともに	H21年7月17日(金)～8月23日(日)
第60回岡山県美術展覧会	H21年9月2日(水)～9月13日(日)
ターナーから印象派へ	H21年9月18日(金)～11月3日(火)
第56回日本伝統工芸展岡山展	H21年11月19日(木)～12月6日(日)
オーストリアの宮殿展	H22年1月26日(火)～2月21日(日)
悠久への回帰 高橋秀展	H22年3月5日(金)～4月4日(日)

(イ) 教育普及事業

- ・ 「こんにちは美術館」(参加体験型ワークショップ) 事業の実施
- ・ 美術館講座の開催
- ・ 美術館ニュース等の発行

(ウ) 交流連携促進事業

- ・ 出前美術館の実施

2 文化の力で創り、拓く岡山

文化の持つ力で地域の魅力や価値をさらに掘り起こし、地域産業の活性化やまちづくりなど、豊かな地域づくりに文化の力を生かしていく。

(1) 伝統文化の保存・継承・発展

ア 犬養木堂記念館の管理運営

郷土出身の偉大な政治家犬養木堂翁の功績を顕彰するとともに、地域文化の振興に役立て

るため整備した犬養木堂記念館の管理運営を行う（(財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定）。

イ 岡崎嘉平太記念館の管理運営

わが国の産業、経済の発展や日中国交回復に大きな役割を果たした名誉県民岡崎嘉平太氏の功績をたたえるとともに、地域文化の振興に資するため、吉備高原都市業務商業ビル内に設けた岡崎嘉平太記念館の管理運営を行う（(財)岡山県郷土文化財団を指定管理者に指定）。

(2) 文化の力による地域づくりの推進

おかやま県民文化大賞

本県の個性豊かな地域文化の創造・継承に顕著な成果を収めた団体に対し「おかやま県民文化大賞」を贈り顕彰する。

平成20年度（第9回） 薄田泣堇顕彰会（倉敷市）

「矢掛の宿場まつり」大名列行実行委員会（矢掛町）

3 文化でつながり魅力を発信する岡山

文化による相互理解を促進し、世界の人々との連帯感を醸成し、岡山の拠点性を高めるため、岡山の魅力を伝える文化の積極的な発信と多様な文化の受信に努める。

(1) 文化交流の促進

第18回中四国文化の集いの共同開催

開催場所：岡山県

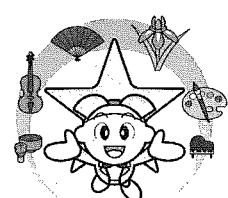
《国民文化祭推進室》

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の各種文化活動（民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、吟詠剣詩舞、文芸、美術、映像、茶道・華道・食生活から囲碁・将棋までの国民娯楽にいたる生活文化等）の日頃の成果を全国規模で発表し、競演し、交流する機会を提供する日本最大の文化の祭典で、平成22年秋には岡山県で次のとおり開催する。

- ・名 称 第25回国民文化祭・おかやま2010
愛称「あつ晴れ！おかやま国文祭」
- ・テーマ 晴れの国おかやま 文化回廊
- ・主催者 文化庁、岡山県、岡山県教育委員会、開催市町村、文化団体等
- ・会 期 平成22年10月30日（土）～11月7日（日）[9日間]
- ・開催地 岡山県内全市町村

○ 国民文化祭の開催準備

- (1) 国民文化祭で開催する事業の開催要項や募集要項を取りまとめた事業別実施計画に基づく各事業の開催準備の推進
- (2) 第25回国民文化祭岡山県実行委員会総会（第3回）での事業別実施計画（案）及び県主催事業基本計画の決定
- (3) 同実行委員会企画委員会専門部会における県実施事業等についての実施計画（案）の検討・策定
- (4) 県内各市町村における市町村実行委員会及び事業別企画委員会の設置運営の支援、市町村実施事業の企画等準備の支援
- (5) 市町村・文化団体との連絡会議の開催
- (6) 開催気運醸成のための広報事業の実施
 - ①国民文化祭盛り上げ隊とキャンペーンスタッフによる各種イベント等での広報活動
 - ②マスコットももっちやロゴを活用した広報グッズ等による広報の展開
 - ③あつ晴れ！おかやま国文祭応援募金の実施
(平成21年4月1日から平成22年10月31日まで)
 - ④イメージソングの制作と活用
 - ⑤県民の参加促進のための各節目での事業（1年前、300日前等）
- (7) 第24回国民文化祭・しづおか2009への出演団体の派遣や関係者の視察
- (8) 国民文化祭を盛り上げる各種事業への積極的な参加促進
 - ①プレ・イヤーフェスティバル ②応援事業 ③協賛事業



マスコット ももっち

晴れの国おかやま 文化回廊
あつ晴れ！おかやま国文祭
第25回国民文化祭・おかやま2010 平成22年10月30日(土)～11月7日(日)

《スポーツ振興課》

「岡山県スポーツ振興基本計画」に基づき、生涯スポーツの振興を図るため、県民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進する。

競技スポーツの振興については、国体選手やジュニア選手の育成・強化を行うとともに、国内外で活躍するアスリートの発掘・育成に取り組むなど、競技力の維持・向上に努める。

1 生涯スポーツの振興

(1) 総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援

市町村等と連携して総合型地域スポーツクラブの設立・育成を図るとともに、クラブ間のネットワークを促進するため、連絡協議会を開催する。

※ 平成20年度末の状況（36クラブ設立済、7クラブ設立準備中）

(2) トップクラブチームの支援

本県競技スポーツの牽引的存在である国内トップリーグで活躍するクラブチームの強化活動等を支援する。

(3) 全国大会等の開催支援

トップアスリートのプレーを観戦できる全国大会の開催を通じて、本県のスポーツ振興を図るため、全国大会等の開催を支援する。

(4) スポーツ活動啓発事業の充実

ア 第22回全国スポーツ・レクリエーション祭への派遣

宮崎県で開催（10/17～20）される第22回全国スポーツ・レクリエーション祭に、選手を派遣する。

イ 晴れの国トップアスリート派遣事業

全国レベルの大会やトップリーグで活躍している県内のトップアスリート等を市町村や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等に派遣し、競技力の向上と地域スポーツの振興を図る。

※ 平成20年度 277回派遣

ウ 岡山県生涯スポーツ研究大会の開催

生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ関係者を対象に研究大会等を開催する。

(5) スポーツ関係団体の育成と充実

（財）岡山県体育協会が実施する競技力強化事業等に補助するほか、岡山県レクリエーション協会など各種スポーツ団体の育成を図る。

(6) 顕彰制度の充実

ア 岡山県生涯スポーツ功労者表彰

長年にわたり本県スポーツの振興及び発展に貢献し、顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する。

※ 平成20年度 功労者3名・優良団体1団体

イ 岡山県スポーツマスターズ賞

長年にわたりスポーツを実践し、国際大会や全国大会で優秀な成績を収めた高年齢層の選手や、活動又は実績が他の模範となる高年齢層の選手を表彰する。

※ 平成20年度 4名

2 競技スポーツの振興

(1) 優秀選手の育成

ア ジュニア選手育成・強化事業

競技ごとに小学校4年～高校3年までの県内トップ選手を対象に合宿・遠征を行い、競技力の向上を図る。

イ 国体成年選手強化事業

各競技を種別ごとに3ランクに区分し、ランクごとに設定された合宿・遠征を行い競技力の向上を図る。

(2) 指導者の育成・活用

ア 晴れの国トップアスリート派遣事業（再掲）

イ 競技指導員配置事業

指導者層の少ない競技へ、競技指導員を配置する。

(3) スポーツ指導者の養成と活用

県民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図るため、岡山県スポーツリーダーバンクへの指導者の登録と活用を促進する。

(4) 夢アスリートの発掘・育成

ア 夢アスリート発掘事業

「2007及び2008おかやま夢アスリート」43名合同で、毎月2回の割合で、年代に応じた能力開発プログラムを継続的に実施する。

また、能力開発プログラムの中で、専任指導員が夢アスリートに提供している「コオーディネーショントレーニング」は、小学生の身体能力の開発に効果的であることから、小学校期指導者にサポートスタッフとしてプログラムに参加してもらい、研修するとともに県内に広く普及を図る。

(5) 顕彰制度の充実

ア 岡山県トップアスリート賞

国際大会や全国大会等において、特に優秀な成績を収めた個人・団体を表彰する。

※ 平成20年度 58名 25団体

イ 岡山県スポーツ特別顕彰

オリンピック等で顕著な成績を挙げるなど、岡山県を全国に強くアピールし、県民に大きな希望と感動を与えた個人・団体を顕彰する。

※ 平成20年度 4名

3 スポーツ施設の活用と充実

県民のスポーツへの関心の高まりに対応し、スポーツ施設の活用と充実に努め、スポーツ活動の促進を図る。

《交通対策課》

1 中四国横断新幹線等の建設促進

中四国横断新幹線の建設は、新たな南北軸の形成により中四国の一体的な振興・発展に大きな役割を果たすものであり、その早期実現を図るため、「中四国横断新幹線建設促進岡山県期成同盟会」等関係者が一体となって、地域からの盛り上げを促すための普及啓発活動を行うとともに、国等に対して提案を行う。

なお、新幹線実現までの段階的な整備として、在来線と新幹線を直通運転できるフリーゲージトレインの早期導入を図るため、鳥取、島根、岡山の三県等で組織する「JR伯備線フリーゲージトレイン導入促進三県協議会」を中心に、国等に提案する。

2 JR在来線の整備促進

JR伯備線、吉備線、津山線等の一層の利便性向上を図るため、増便、乗り継ぎ改善、所要時間の短縮等について、JR西日本をはじめ関係機関に対して働きかけを行う。

3 井原線の経営基盤の強化及び利用促進

井原鉄道(株)は、岡山県西南圏域と広島県備後圏域を結ぶ重要な公共交通機関であり、この運行を維持確保していくため、関係自治体と連携して、線路や車両など輸送のためのインフラ的な部分の費用に限って補助する「上下分離方式に準じた方式」による公的支援を行い、井原鉄道(株)の経営基盤の強化を図る。

また、沿線市町等で構成する井原線振興対策協議会等と連携し、井原線の利用促進に努める。

(1) 井原線の施設概要

ア 区間 総社駅～神辺駅間 41.7km
イ 総工事費 約427億円（全額国庫）

(2) 井原鉄道(株)の概要

ア 設立 昭和61年12月1日
イ 資本金 7億円
ウ 株主 岡山県、広島県、関係7市町、民間（H21.4.1現在）

4 地方バス路線の運行確保

地域住民の生活に不可欠なバス路線の運行を確保するため、国制度の「バス運行対策費補助制度」、国制度を補完するものとして平成14年度に創設した単県制度の「地域振興特定路線維持費補助制度」により、運行費やバス車両購入費に対する補助を行う。

また、バス事業者が路線退出を申し出た場合等に、地域における生活交通の確保等について協議するため、岡山県生活交通対策地域協議会を開催する。

5 地域交通の自立促進支援

これまで地域の生活交通は路線バスが中心であったが、近年の規制緩和等により乗合タクシーやボランティア有償運送が制度化され、中山間地域など利用者が少ない地域にも適した交通手段の導入が可能になった。

このため、市町村が小規模高齢化集落を含んだ地域で、地域の実情に促した交通手段を導入す

る場合に補助を行う。

6 運輸事業振興助成

公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制及び輸送サービスの改善等を図るため、次の事業を実施する（社）岡山県バス協会及び（社）岡山県トラック協会に対して補助を行う。

- (1) 岡山県バス協会 バス停留所整備、輸送サービス改善、安全運行対策、維持運行管理、中央事業への出捐
- (2) 岡山県トラック協会 情報ネットワーク開発、輸送サービス改善、交通安全・環境対策、災害輸送対策、施設整備充実、経営の近代化・合理化推進、輸送秩序改善、融資のための基金造成、中央事業への出捐

7 離島航路の維持対策

離島振興法により指定された離島振興対策実施地域において、離島住民の生活に不可欠な航路を維持するため、国及び関係市とともに離島航路事業者に対して補助を行う。

8 交通安全対策の推進

最近の厳しい交通情勢に対処するため、マトリックス組織を中心に関係機関・団体との連携を密にして、第8次岡山県交通安全計画（平成18～22年度）に基づき、総合的、効果的な交通安全対策を推進する。

また、市町村の交通安全活動推進体制の確立と民間団体の交通安全指導者の育成に努め、県民総ぐるみによる交通事故防止諸施策を推進する。

9 交通安全思想の普及・徹底

(1) 広報活動の推進

交通安全意識の高揚を図るため、県・市町村等の広報媒体を活用して積極的に広報活動を開する。特に、春・秋の交通安全県民運動や年末年始の交通事故防止県民運動の期間中には、ラジオ放送等を通じてドライバーに安全運転を呼びかけるなど、広報活動を強化する。

(2) 岡山県交通安全教育講師団講師の派遣

交通安全に対する専門知識や熱意と理解を有する人を知事が講師として委嘱し、交通安全関係団体等からの依頼により派遣して、交通安全に関する指導助言等を行う。

21年度委嘱講師 39人 20年度委嘱講師 38人

(3) 交通安全映画フィルムの貸出

地域、職域で実施される交通安全教室等の教材として、これまで16ミリフィルムの貸出を行っていたが、20年度からはDVDの貸出も行い、交通安全教育の充実に努める。

21年度所有数 フィルム118本、DVD25本 20年度所有数 フィルム122本、DVD 9本

(4) 交通安全指導者の養成

地域に密着した交通安全指導を行うため、幼児交通安全クラブ（ももたろうクラブ）、交通安全母の会のリーダーを対象にした研修会を実施する。

実施状況

幼児交通安全クラブ指導者研修会 21年度予定 3回 700人 20年度実績3回 405人

交通安全母の会指導者研修会 // 3回1,000人 // 3回 846人

(5) 無事故・無違反チャレンジ200日

10人が1チームとなり、無事故・無違反を目指すことによって、安全運転の励行を習慣づけるとともに、広く県民の交通安全意識の高揚を図る。

- ・ 実 施 時 期 平成21年6月15日～平成21年12月31日（200日間）
- ・ H20募集チーム数 6,000チーム程度（目標） H20参加チーム数 6,456チーム

10 交通安全県民運動等の推進

(1) 交通安全県民運動

交通事故の防止に向けて各種交通安全県民運動を幅広く展開し、効果的・集中的な施策の実施と、時宜を得た活動の積極的な推進を図る。

○春の交通安全県民運動（全国運動） 実施期間：4月6日～4月15日

【スローガン】「守ろうやあ あなたもわたしも 交通ルール」

【最重点目標】子どもと高齢者の交通事故防止

【重 点 目 標】全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交差点における正しい通行の徹底

○秋の交通安全県民運動（全国運動） 実施期間：9月21日～9月30日

【最重点目標(20年度)】高齢者の交通事故防止

【重 点 目 標(20年度)】全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止、飲酒運転の根絶、交差点における正しい通行の徹底

○年末・年始の交通事故防止県民運動 実施期間：12月1日～1月3日（予定）

【重 点 目 標(20年度)】高齢者の交通事故防止、薄暮時間帯・夜間における交通事故防止、飲酒運転の根絶、暴走運転の追放

○高齢者交通安全県民運動 実施期間：10月1日～11月30日

【スローガン】「知らせよう ここにいるよと 反射材」

【重 点 目 標】反射材用品等の活用と安全確認の徹底、高齢運転者標識（もみじマーク）の使用促進、高齢者保護誘導活動の推進、電動車いすの正しい利用の促進

○シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動 実施期間：4月1日～8月31日

【スローガン】「子の成長 願う心とチャイルドシート」

(2) 交通マナー向上作戦

関係機関・団体と連携したチラシやポスターによる啓発、指導等を実施し、高齢者やシートベルト非着用者等の交通安全意識の高揚を図るほか、運転者や自転車利用者・歩行者の交通マナー向上のための運動を展開する。

(3) 交差点事故防止運動

県内の交通事故は、人身事故の約6割、死亡事故の3割強が交差点及び交差点付近で発生していることから、交差点の通行ルール遵守を呼びかける交差点事故防止運動を展開し、交差点事故の防止を図る。

(4) その他の運動

- ・ ゴールデンウィークの交通事故防止（4月25日～5月6日）
- ・ 自転車月間における交通事故防止（5月）
- ・ 梅雨期の交通事故防止（6月～7月）
- ・ 夏の交通事故防止（7月～8月）

- ・ 行 楽 期 の 交 通 事 故 防 止 (10月～11月)
- ・ 交 通 事 故 死 ゼ ロ を 目 指 す 日 (4月10日、9月30日)

11 交通事故相談の実施

交通事故被害者救済のため、交通事故相談所をきらめきプラザ及び美作県民局に設けるとともに、県下2か所での定期巡回相談を実施する。

名 称	場 所	相 談 日
岡山県交通事故相談所	きらめきプラザ内	月～金(ただし祝日、年末年始を除く)
岡山県交通事故相談所津山支所	美作県民局内	木(ただし祝日、年末年始を除く)
巡 回 相 談	笠岡市役所	毎月第3水曜日
	新見市役所	毎月第2金曜日

《男女共同参画課》

1 男女共同参画施策の総合的企画及び連絡調整

男女共同参画社会の実現をめざして、平成18年3月に策定した新おかやまウィズプランに基づく各種施策を推進する。

(1) 岡山県男女共同参画推進本部の運営

新プランに掲げた各部局の施策の円滑かつ効果的な推進を図るとともに、総合調整を行う。

(2) 岡山県男女共同参画審議会の運営

男女共同参画社会の実現に関する重要事項について調査審議等を行うため、年2回程度開催し、次期（第3次）ウィズプラン策定の準備として実施する県民意識調査の質問項目などについて審議する。

(3) 年次報告書の作成

県の男女共同参画施策の取組状況や政策・方針決定の場への女性の参画状況、市町村における男女共同参画基本計画の策定状況などを取りまとめ、進捗状況を管理する。

(4) ウィズ・ステージアップ事業

平成22年度に計画期間が満了する現プランに引き続き、次期（第3次）ウィズプランを策定するための準備として、県民意識調査を実施する。

2 男女共同参画社会の促進

(1) 意識の啓発

ア 男女共同参画社会づくり表彰等

11月の男女共同参画推進月間に各種啓発事業を実施するとともに、男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う事業者・個人を表彰する。

イ 仕事と家庭両立支援セミナー

労働局と共に事業者向けのセミナーを開催し、特に男性の育児休業取得や仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を呼びかける。

ウ 男女共同参画研修

配偶者等からの暴力防止を中心に、セクシュアル・ハラスメント防止、メディアにおける女性の人権の尊重等、幅広い人権問題をテーマとし、県民局単位に研修会を開催する。

エ 啓発資材の活用

これまでに作成した各種パンフレットや、インターネットを活用した若者向けの啓発キット、育児・家事・介護等への男性の参画を促進する男性向けの啓発冊子等を活用し、意識啓発を図る。

(2) 市町村との協力

市町村と連携し男女共同参画関係施策の円滑かつ効果的な推進を図るとともに、全市町村で男女共同参画基本計画及び条例が策定されるよう、市町村の取組を支援する。

(3) 男女共同参画推進事業

男女共同参画社会の実現に向けて、県下全域で、地域における男女共同参画に係る活動を積極的に推進していくため、男女共同参画推進事業を団体に委託して実施する。

3 配偶者等からの暴力防止対策等

(1) 配偶者等からの暴力防止啓発

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進する。

また、「医療関係者のためのDV被害者対応の手引」を活用して、医療関係者等へ研修を行うほか、若者向け啓発資材を活用し、若者に対しデータDV防止を呼びかけるとともに、相談窓口の周知など普及啓発に努める。

(2) 被害者保護・自立支援

上記計画に基づき、民間シェルターの運営補助など、DV被害者の保護及び自立支援を民間と協働で実施するとともに、関係機関との意見交換や課題の検討を通じ、総合的な対策を講じる。

4 男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）

男女共同参画に関する理解を深め、実践していく活動拠点施設として、魅力ある事業を行うとともに、県民の取組をサポートする。

また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしてDV被害者からの様々な相談に対して助言や情報提供をするとともに、関係機関との連携の強化に努める。

(1) 情報の収集と提供

男女共同参画社会の実現に向けた活動に必要な情報を収集し、提供する。

また、情報誌「With」を発行する。

(2) 男女共同参画に関する相談

夫婦・親子の関係、生き方や性格、性や身体のことなど、様々な問題の一般相談（電話及び面接）に応じるとともに、弁護士や医師による特別相談（法律・こころ・からだ）も実施する。

(3) 講座等の開催

ア 男女共同参画ゼミナール事業

男女共同参画を推進するため、男女共同参画の視点を持った地域リーダーを養成するとともに、地域リーダーのネットワークづくりを推進する。

イ ウィズカレッジ事業

最新の情報や知識を提供し、意識の改革、女性のエンパワーメントを促進するための専門講座を開催する。また、意識啓発や県民の取組をサポートする出前講座、来所講座を行う。

ウ ストップ・DV事業

DVへの認識を深め、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向け、意識啓発を図る。

(4) ウィズフェスティバルの開催

ウィズセンターの登録団体等からなる実行委員会に委託して、男女共同参画推進月間（11月）にフェスティバル（講演会、ワークショップ等）を開催し、県民の積極的参加と団体の自主的な活動及び交流を促進する。

(5) 就業支援

ア 就業に関する情報の提供

就業を希望する者に対し、求人情報等就業に関する情報提供等を行う。

イ キャリアアップ講座

再就職を希望している女性を対象に、パソコンの基礎的技術や様々な働き方に関する知識等を習得する講座を実施する。

《青少年課》

1 青少年総合対策の推進

(1) 岡山県青少年総合対策本部の運営

岡山県青少年総合対策本部規程に基づき、青少年対策に関する情報交換及び総合調整を行い、事業の推進を図る。

(2) 岡山県青少年問題協議会の運営

「地方青少年問題協議会法」に基づき設置されている岡山県青少年問題協議会を開催し、青少年の育成等に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議する。

(3) 青少年対策マトリックス組織の運営

ア 本庁

青少年の健全育成、非行防止対策をより総合的、一体的に推進するため、知事部局、教育委員会、警察本部によるマトリックス組織を青少年課に置き、啓発活動の一元化や関係事業の総合調整を図る。

イ 地域マトリックス

県民局、教育事務所、警察署を中心とした地域マトリックス組織を県民局協働推進室に置き、地域の実情に即した青少年対策を総合的に推進する。

ウ ケータイネット問題対策チーム

社会問題化している学校裏サイトなどによるネット上のいじめ等に効果的に対処するため、青少年課、指導課、少年課からなるケータイネット問題対策チームにより、対応策等を検討し、取組を進める。

(4) 「青少年問題を考え、行動する100人委員会」の取組の推進

ア 青少年の健全育成に向けた県民運動の推進

青少年を取り巻く諸問題の解決に向けて、県内各界の代表（134名/団体）で構成する「青少年問題を考え、行動する100人委員会」を中心として、家庭、学校、地域社会が協働して、青少年の健全育成と社会参加に向けた県民運動の推進を図る。

イ 「おかやま青少年さんあい運動」の推進

「でいい、ふれあい、たすけあい」を統一テーマとする「おかやま青少年さんあい運動」を推進し、県民みんなが身近なところで青少年とのあいさつやコミュニケーション等の取組を展開するよう働きかける。

(5) 岡山県青少年総合相談センターの運営

ア 岡山県青少年総合相談センターの運営

平成13年7月に設置した青少年総合相談センターにおいて、青少年対策マトリックスの関係部局が一体となって、いじめ、不登校、非行等に関する相談、指導等を総合的に行う。

〈相談窓口一覧〉

- 「総合相談窓口（086-224-7110）」（生活環境部青少年課）
- 「教育相談」「進路相談」（教育庁指導課）
- 「子どもほっとライン」「すこやか育児テレホン」（教育庁生涯学習課）
- 「ヤングテレホン・いじめ110番」（警察本部少年課）

イ 青少年相談の充実強化

青少年総合相談センターにおいて、困難な相談内容に対応するため、臨床心理士や弁護士等の青少年問題アドバイザーによる専門相談を実施する。

また、青少年相談機関の専門的機能を相互補完し、連携を密にするため、「青少年相談機関連携強化連絡会議」を開催するほか、青少年相談機関との交流会・研究会を開催する。

2 青少年の自立と活力のかん養

(1) 家庭における青少年健全育成の推進

青少年健全育成促進アドバイザーの派遣

家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する人をアドバイザーに委嘱し、各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に講師として派遣する。

(2) 地域社会における青少年健全育成の推進

ア 青少年育成県民運動の推進

7月、11月、3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、関係機関や団体が一体となった県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。

イ 善行・優良事例の顕彰（「岡山県わかば賞」）

身のまわりにある青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の模範となる行為を地域のみんなで顕彰し、人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、「岡山県わかば賞」を授与する。

ウ 青少年相談員制度の活用

複雑多様化する青少年問題に地域で適切に対応するため、身近なところで気軽に相談に応じる青少年相談員制度の充実強化を図る。

3 青少年の社会性の伸長

(1) 青少年ボランティアの促進

ア “若者人づくり” スキルアップ応援事業の実施

青少年の社会参加を促進するため、青少年自身がプロジェクトの企画・実践を行う機会を提供し、青少年が継続的に社会経験を積むことができる環境づくりを行う。

イ 『エエトコおかやま』青少年楽習サポート事業の実施

「岡山のことをよく知らない」ことから岡山に対して無関心で誇りを持てない最近の青少年が、郷土への誇りと愛着を取り戻す目的に、地元岡山の持つ優れた資産について楽しく知り、学ぶ機会を提供する。

(2) 国際交流活動の促進

内閣府主催の青年国際交流事業（「国際青年育成交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」等）に県内青年を派遣するため、募集・選考事務を行う。

(3) 青少年の島の活用

次代を担う青少年が自然とのふれあいや団体生活を通じて、真の友情や人間本来の生き方を追求する場として、県東部の黒島、中央部の六口島、県西部の梶子島を「岡山県青少年の島」として開島しており、利用促進の広報活動を強化し、年間を通じた島の活用を図る。

4 青少年にとっての良好な環境づくり

(1) 非行防止活動の推進

ア 広域補導の強化

青少年の非行の広域化に対応するため、岡山県広域特別補導協議会に助成し、中高校生に対する列車、バス補導及び各地の催しにおける補導の強化を図る。

イ 青少年補導（育成）センターの活動促進

街頭補導、少年相談などの青少年補導（育成）センター業務の促進を図るため、16カ所の青少年補導（育成）センターの連携強化に努める。

ウ N P Oとの協働による青少年非行防止事業の実施

青少年非行防止策等に関する新たなモデルの構築のため、公募によりN P O等から事業の企画提案を募集、先駆的で優れた提案を選定し、提案のあったN P O等に事業を委託する。

エ 青少年非行防止モデル事業の実施

青少年が集まりやすい岡山駅及び駅周辺を対象としてモデル的に、警察、教育委員会、P T A関係者、青少年健全育成団体、市民グループ等様々なグループの連携を強化し、巡回指導や声かけ等効果的な活動を実施し、青少年の非行防止に努める。

オ 青少年マナーアップ啓発事業の実施

青少年自身や青少年の手本となるべき大人のマナーの低下が顕著になってきていることから、青少年のみならず大人に対しても、公共の場でのマナーや相手を思いやる心の大切さについて改めて考える機会を提供するための啓発活動を展開する。

(2) 社会環境の浄化促進

ア 青少年健全育成条例の周知

教育、警察等関係機関と連携し、立入調査による関係業者等への周知・指導等あらゆる機会を捉えて青少年健全育成条例の周知を行う。

イ 青少年健全育成条例関係事業の実施

青少年健全育成条例に基づき、優良図書・優良興行の推奨、有害図書・有害興行等の指定を行うとともに、立入調査員を指定し、年間随時調査に加え、青少年健全育成強調月間中の一斉立入調査等により、青少年にとって良好な環境づくりに努める。

推奨・指定状況 (件)

年 度		H16	H17	H18	H19	H20
推 奨	優良図書	65	71	62	63	53
	優良興行	1	2	3	2	0
指 定	有害図書	148	130	132	111	78
	有害興行	98	91	98	86	53

ウ 有害環境浄化の促進

(社) 岡山県青少年育成県民会議、岡山県少年警察協助員会連合会など関係団体が一体となって地域の環境浄化活動を促進する。

《環境政策課》

1 総合的な環境行政の推進

(1) 環境基本計画の推進

岡山県環境基本計画に基づき、環境保全施策を総合的・計画的に推進しているが、社会情勢の変化や環境を取り巻く状況を踏まえて計画の全面的な見直しを行い、平成20年2月に新環境基本計画「エコビジョン2020」を策定した。

本計画に基づき、地球環境の保全、循環型社会の形成、安全な生活環境の確保、自然との共生等の課題に対応するため、県民、事業者、行政の緊密な協働により、計画の着実な推進を図るとともに、計画に位置づけられた施策やその達成状況等を公開する。

(2) エコパートナーシップおかやまの活動推進

県民団体、事業者団体、行政が協働して地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動を行うエコパートナーシップおかやまの活動を支援し、環境パートナーシップの構築を推進する。

(3) 環境審議会の運営

環境の保全について、基本的事項を調査審議するため、岡山県環境審議会を設置している。同審議会には、政策、景観、水質、大気、廃棄物対策の部会を設けており、知事からの諮問事項等の審議を行う。

2 快適な環境づくりの推進

平成14年4月に施行した快適な環境の確保に関する条例に基づき、美觀や清潔さを損なう落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止するための各種施策を推進する。

(1) 落書き防止のための環境づくりの推進

市町村等からの推薦及び公募により委嘱したボランティアの「落書き防止活動推進員」による地域巡視、情報収集などを実施し、落書きが行われない環境づくりを推進する。

(2) 光害対策の推進

光害の防止に配慮した適切な屋外照明設備の設置・管理について、パンフレット等を活用し、県民・事業者等への普及啓発に努める。

3 環境学習の推進

環境保全に向けた県民の自主的な取組を促進するため、市町村やNPO等関係団体と連携し、こどもエコクラブの支援や体験学習の機会の提供など、自主参加型の環境学習を推進する。

(1) 環境学習協働推進広場の運営

環境NPO等が相互に協力し、各団体間のネットワーク化や情報交換を図るとともに、県等と協働して効果的な環境学習を推進する場として平成20年度に設置した「環境学習協働推進広場」の運営を行う。

(2) こどもエコクラブへの参加促進

次代を担う子どもたちが地域の中で楽しみながら取り組む環境活動である「こどもエコクラブ」への積極的な参加を呼びかける。

(3) 環境学習エコツアーア事業の実施

小・中学校や地域の子ども会等を対象に、資源循環を推進している先進的企业や廃棄物処理施設等の環境関係施設を実際に見学体験する日帰りツアーアを実施する。

(4) 環境学習出前講座の実施

学校や自治会、子ども会などの地域活動団体等を対象に、移動環境学習車を活用しながら環境学習出前講座を実施する。

4 環境マネジメントの推進

平成13年2月にISO14001規格による環境マネジメントシステムの認証を取得して以来、県の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組んできたが、全ての組織が対応可能な、より効果的かつ効率的な仕組とするため、ISO14001規格による運用に代え、本県の実情に適合した独自の「新環境マネジメントシステム」に移行することとし、本年度からその試行を開始する。

5 地球温暖化防止対策の推進

京都議定書第1約束期間の第2年度をむかえ、温暖化防止に向けた取組の一層の推進を図る。

(1) 温暖化防止対策の推進

温暖化防止対策を効果的かつ具体的に推進するため、岡山県地球温暖化防止行動計画に基づき、県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、県民、産業界等と一体となって温室効果ガスの排出抑制に努める。

特に、エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制を図るために平成19年3月に策定した省エネルギー・ビジョンに掲げた推進施策・重点プロジェクトを着実に実施して、県民・事業者による自主的な省エネの取組を促進し、「省エネ型のライフスタイルの定着と社会システムの構築」を推進する。

ア 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の運営

事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた自主的な努力を促進するため、制度の適切な運営を図る。

イ 「みんなでエコライフ」推進事業

町内会等が環境にやさしい活動を行う「みんなでエコライフ宣言」団体を募集し、その団体を登録・公表することで地域における取組を促進する。

ウ クールビズ・ウォームビズ県民運動の推進

5年目となるクールビズ・ウォームビズの一層の定着を図るため、懸垂幕の掲出等による普及啓発を行う。

エ アースキーパーメンバーシップ事業の実施

自らの取組と目標を定め実行する県民・事業所をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止行動計画の着実な推進を図る。

オ 県地球温暖化防止活動推進センターと連携した普及啓発活動の展開

県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の支援、アースキーパーメンバーシップ事業の運営、地球温暖化防止のための普及啓発活動等を実施する。

カ 県地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動の展開

地域における地球温暖化防止対策の推進を図るために委嘱した県地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動の展開を図る。

キ 岡山県省エネ家電普及促進協議会の活動推進

省エネルギー性能の高い家電製品を消費者が選択できるよう、効果的な省エネルギー性能情報の提供と啓発を行う。

ク 温室効果ガス排出量の算定・分析事業

地球温暖化対策の進捗状況を把握するため、各種統計資料等を基に県内の温室効果ガス排出量の算定と排出原因の分析を行う。

(2) 新エネルギーの普及啓発

太陽光発電等の新エネルギーの導入の促進に向け、経済団体等と推進方策を検討するとともに、積極的な導入への普及啓発を行う。

(3) 電気自動車の普及推進

環境性能の優れた電気自動車の普及を図るため、行政、学識経験者、関係団体、事業者等で構成する協議会により、普及方策の検討と実践に官民挙げて取り組む。

6 良好的な景観の形成

景観法に基づき策定した「晴れの国おかやま景観計画」及び岡山県景観条例により、大規模行為の届出やモデル地区内での届出に対する指導など、総合的な景観対策に取り組む。

さらに、景観法に基づく景観行政団体となるよう各市町村に働きかける。

(1) 景観モデル地区の指定等

「高梁」、「吉備高原都市」、「渋川・王子が岳」の3地区を指定している。

(2) 大規模行為の届出指導等

周辺景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物の新築等の行為について、条例で届出を義務付け、景観形成基準に照らして必要のあるものについては指導等を行っている。

7 環境影響評価

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

環境影響評価の審査に当たっては、岡山県環境影響評価技術審査委員会に諮りながら対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価の手続について一層の周知を図る。

8 公害・環境汚染防止対策

(1) 公害防止計画

岡山・倉敷地域及び備後地域については、国の策定指示に基づき公害防止計画を策定し、公害防止に係る総合的な諸施策を推進している。

(2) 公害防止協定・環境保全協定

協定の締結に当たっては、原則的に市町村と企業が当事者となることとしているが、大規模発生源を持つ企業等で、又は必要と認めるものは県も当事者に加わっている。

これらの協定を締結している企業に対しては、協定に基づき立地又は施設の新增設に当たり事前審査を行い、環境保全上の配慮を求めるなど協定のフォローをしている。

(3) 公害苦情等の処理

ア 公害苦情の処理体制

県では、公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員（平成20年度末13人）を本庁関係課及び各県民局に配置しているほか、公害事象を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進するため、各県民局に公害監視員を配置している。

イ 公害紛争の処理体制

公害紛争処理法に基づき、岡山県公害紛争処理条例を昭和45年11月に施行し、公害紛争についての、あっせん、調停、仲裁の業務を行うため、岡山県公害審査会を設置している。

(4) 公害防止組織の育成指導等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（昭和46年制定）は、産業公害の発生源となる工場内に、公害防止組織を整備し公害防止に万全を期すことを目的にしており、この法律の対象となる一定規模以上の工場を設置している事業者は、公害防止組織を整備してその規模に応じた公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任しなければならないとされており、県では、これらの指導を通じ、公害の未然防止に努めている。

9 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等

県と鏡野町は、周辺地域住民の健康を保護し、生活環境保全のために日本原子力研究開発機構（旧動燃）と「環境保全協定」（昭和54年7月28日）を締結して、環境放射線等の管理目標値を設定し、（独）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「センター」という）周辺及び捨石堆積場周辺において、環境放射線等の監視測定を実施している。

(1) センター及び捨石堆積場周辺の監視測定等

定期的に監視測定及び河川水等の試料採取・分析を行うとともに、空間γ線等については連続測定を行い、テレメータによる常時監視を行っている。

(2) 新増設協議

センターの施設の新増設に当たっては、環境保全協定に基づく事前協議を実施している。

(3) 広報安全対策

センターに関連して、原子力発電の仕組みや安全対策等について、広く県民に広報することを目的として、人形峠施設見学会の開催、放射線測定結果等広報用パンフレットの作成、配布等の広報安全対策事業を実施している。

10 墓地・埋葬等に関する事業

墓地の経営主体としては、墓地の公共性と永続性の確保の観点から、市町村等の地方公共団体が望ましいため、墓地の計画的な整備が図られるよう、市町村等の指導を行っている。

《環境管理課》

1 大気保全対策

環境大気の常時監視を行うとともに、発生源対策を実施する。特に、光化学オキシダントの高濃度汚染が懸念される夏期においては対策本部を設置し、高濃度汚染や被害の未然防止に重点を置いた対策を実施する。また、自動車排ガスについては総合的施策を推進する。

(1) 環境大気の監視

大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素について、大気汚染監視テレメーターシステムにより、県及び岡山市、倉敷市等関係4市が連携して県下69測定期で常時監視を行い、測定データの収集・処理等を行うとともに、大気汚染情報をインターネット等で県民へ提供する。

(2) 工場・事業場の監視、指導

県下の主要18工場について、テレメーターシステムにより、硫黄酸化物排出量等の常時監視を行うとともに、大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例（環境負荷低減条例）に基づき、ばい煙発生施設等を設置する事業所に対する立入検査・指導等を実施する。

(3) 大気汚染緊急時対策

大気汚染防止法等に基づき大気汚染情報・注意報等の発令、主要工場への大気汚染物質の削減要請等を行う。

特に、光化学オキシダントの高濃度汚染が懸念される夏期は、「大気汚染防止夏期対策本部」を設置して監視・連絡体制の強化や普及啓発活動を展開するなど、光化学オキシダントの高濃度汚染や被害の未然防止に重点をおいた総合的な大気汚染防止対策を実施する。

なお、今年度から健康被害の未然防止を図るため、多くの県民の方に光化学オキシダント注意報等の発令情報を迅速かつ確実に提供できるメール配信システムを開始する。

(4) 自動車排出ガス対策

環境負荷低減条例に基づき、不要なアイドリングを禁止していることの周知やディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに、県民、事業者、行政で構成する自動車公害対策プロジェクト推進会議を中心に、交通流・道路構造対策、低公害車の普及促進、エコドライブ運動の推進など、総合的施策を着実に推進する。

特に、エコドライブについては、「エコドライブ宣言者」の募集等により、大気汚染防止のみならず地球温暖化防止、交通安全、省エネルギーの観点から重点的に取り組んでいく。

(5) 酸性雨監視測定

酸性雨の実態を把握するため、県下2地点で酸性雨の監視測定を行う。

2 アスベスト対策

「岡山県アスベスト対策協議会」を運営し、関係機関や関係団体と連携してアスベスト対策を総合的に推進する。

(1) 岡山県アスベスト対策協議会の運営

アスベスト対策を総合的に推進するため、行政機関と関係団体で構成する「岡山県アスベスト対策協議会」（平成18年1月設置）を活用し、連携体制の充実、強化を図る。

(2) 監視、指導

建設業者、解体業者等に対し、大気汚染防止法等関係法令について一層の周知を図り、作業基準の遵守等の徹底を図るとともに、建築物解体工事現場周辺、一般環境中でアスベスト濃度測定を実施し、飛散防止対策状況等を監視する。

(3) 普及啓発

事業者等に対する関係法令遵守等の指導を徹底するとともに、県民相談の継続実施、ホームページ等による情報発信を行う。

(4) 石綿健康被害救済基金

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済基金について、被害者の早急な救済を図る必要があることから県としても拠出を行う。

3 騒音・振動・悪臭対策

騒音に係る環境基準の類型あてはめ地域の拡大について関係機関と協議するとともに、必要に応じて指定方針の見直しを検討する。

工場・事業場、建設作業場など主要な発生源を規制するため、市町村の意見を聴取し、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の見直しを進める。

主要幹線道路や山陽新幹線沿線地域の環境基準の達成状況等を把握するため、関係市町村と連携して騒音・振動の調査を行う。

また、山陽新幹線沿線において実施された騒音対策の効果を検証するため、環境省の委託を受け、新幹線騒音の調査を行う。

4 水質保全対策

公共用水域等の常時監視や発生源対策等を実施するとともに、「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」等に基づき各種施策を推進する。

(1) 環境水質の監視

ア 公共用水域水質調査

水質測定計画に沿って、国土交通省、岡山市及び倉敷市と連携し、河川、湖沼及び海域の52水域の水質調査を実施する。(調査地点：159地点（うち県所管86地点）)

イ 地下水水質調査

水質測定計画に沿って、国土交通省、岡山市及び倉敷市と連携し、地下水の概況調査を実施する。地下水の汚染等が発見された時は、周辺調査等を行い、継続監視が必要な場合は、継続監視調査を実施する。(調査地点：44地点（うち県所管20地点）)

ウ 水質汚濁事象調査等

長期的な地域特有の水質汚濁事象や、突発的な魚のへい死、油の流出等の水質事故等に、適切かつ迅速に対処するため、関係機関と連携し、水質調査等を実施する。

エ ゴルフ場農薬調査

ゴルフ場で使用される農薬が河川へ及ぼす影響を把握するため、農林水産部と連携し、ゴルフ場の排出口等において水質調査を実施する。(調査カ所：排出口13カ所、河川6地点)

(2) 工場・事業場の監視指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、環境負荷低減条例等に基づき、工場・事業場に対する立入検査・指導等を実施する。

総量規制が適用される事業場に対しては、汚濁負荷量測定結果の報告を求めるなど、「岡山県水質総量削減計画」の進行管理に努める。

(3) 生活排水対策

生活排水対策を推進することが特に必要である地域を、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域（岡山市等6市）として指定している。また、普及啓発資材の作成配布等により、広く県民に生活排水対策の意識啓発を行う。

(4)瀬戸内海環境保全対策

「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」に基づき、工場・事業場の総量規制、海砂利採取の禁止、藻場・干潟の保全再生、自然海浜の保全など、関係機関等と連携して各種施策を総合的に推進し、自然豊かな瀬戸内海の環境保全を目指す。

また、瀬戸内海環境保全知事・市長会議において関係府県等と連携し広域的課題に取り組む。

自然海浜については、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内における建築行為等の規制を行うとともに、清掃活動等の支援を実施する。

5 有害化学物質対策

ダイオキシン類や有害大気汚染物質の環境中における存在状況の的確な把握及び発生源対策の徹底により、排出量の確実な削減を図るとともに、内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)等の未規制の化学物質についても、その汚染状況を計画的に把握し、分かり易く適切な情報を提供することにより、有害化学物質によるリスク低減に努める。

(1)ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中（大気、公共用水域水質・底質、地下水質、土壤）の濃度の把握を行うとともに、法の規制対象となる工場・事業場に対する監視・指導等を実施する。

(2)有害大気汚染物質対策

環境基準が定められているベンゼン等4物質とその他の優先取組物質(計19物質)について、岡山市・倉敷市等とも連携を図りながら、一般環境、固定発生源周辺等において測定を行う。

発生源対策として、工場等における有害大気汚染物質の排出口濃度等の実測調査を実施する。

特に、大気環境中のベンゼン濃度が環境基準を超過している倉敷市水島地区については、環境負荷低減条例により排出抑制対策の実施等を義務付けており、濃度は低減傾向にあるが、引き続き排出企業による自主管理を促進し、ベンゼンによる大気汚染の改善を図る。

(3)特定化学物質対策

PRTR法の規定に基づく第一種指定化学物質（354物質）の排出量等の届出が適切に行われるよう、事業者への同法の周知徹底を図る。また、届出された排出量等に関する集計データは、公表するとともに地域別、水域別の地図、グラフ等のわかりやすい形で提供する。

また、平成21年10月に施行される改正政令（対象物質の見直し、対象業種の追加等）の周知徹底を行うとともに、化学物質に対する正しい知識と理解の普及等、化学物質問題に対する情報の共有化を進める。

(4)内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)調査

水環境中の内分泌攪乱化学物質については、河川（水質11地点、底質6地点）、湖沼（水質1地点、底質1地点）及び海域（水質3地点、底質3地点）において環境調査を実施し、その存在状況に関するデータの蓄積を図るとともに、新たな知見の集積に努め、対応を検討していく。

(5)化学物質環境実態調査

化学物質による環境汚染の未然防止を図るために、環境省の委託を受けて、環境中の化学物質の濃度レベルの把握及び分析方法の開発等の調査・研究を行う。

(6)フロン対策の推進

業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収等を義務付けた改正フロン回収破壊法（平成19年10月施行）の規定に基づく行程管理制度等が確実、円滑に実施されるよう普及啓発活動を行う。

また、法の対象となる事業者に対する立入検査・指導等を実施する。

(7)土壤・地下水の汚染防止対策

土壤及び地下水の汚染による人の健康に係る被害を防止するため、土壤汚染対策法及び環境

負荷低減条例に基づき、土壤及び地下水の汚染発見時には適正な措置を講じるよう指導する。

なお、土壌汚染対策法の改正法の施行にあたって関係者への周知徹底を行うとともに、適切な運用を行う。

6 児島湖流域環境保全対策

児島湖流域の環境保全を図るため、湖沼水質保全特別措置法、児島湖環境保全条例等の関係法令及び湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策を中心とした諸施策を実施する。

(1) 児島湖流域環境保全推進月間行事の実施

環境保全推進月間（9月）を中心として、県、国、流城市町、民間団体、地域住民等が一体となり、県民運動として各種事業を実施し、環境保全意識の高揚及び実践活動の推進を図る。

ア 児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域9会場（予定）で一斉清掃活動を行う。

イ 児島湖ふれあい環境フェア

ポスター・コンクール入賞者の表彰やポスター・パネル展等を内容とした催し物を開催する。

ウ 児島湖流域環境保全推進ポスター・コンクール

児島湖流域の小・中学生を対象としたポスター・コンクールを実施する。

(2) 第5期湖沼水質保全計画（H18～H22）の推進及び各事業の進行管理

第5期計画に基づく次の諸施策を着実に推進するとともに、県関係課、関係機関・団体等による各種事業の円滑な推進が図られるよう進行管理に努める。

ア 流出水対策の推進

児島湖流域の排出水に関して、対策立案のための基礎的データである、農作業内容、濁水の排出状況、用排水路の流況等の調査を行い、実態を把握する。

また、流出水対策地区（岡山市南区灘崎町北七区）における各種対策の推進を図るため、関係機関・団体、学識経験者等で構成する児島湖流出水対策研究会において、施策の検討、事業効果の検証等を行う。

イ 処理用水導入事業

児島湖の水質浄化を図るため、旭川及び高梁川から各農業用水路を通じ清水を導入する。

ウ 調査研究事業

児島湖の主にりんについて、水質汚濁メカニズムの解明を図るための底泥調査等を実施する。

エ 児島湖畔環境保全アダプト推進事業

清掃活動を行う地域住民や企業等をアダプト活動団体として認定し、活動費用を助成する。

(3) ユスリカ対策事業の推進

児島湖周辺で大量発生しているユスリカによる被害の軽減と効果的な対策を推進するため、ユスリカ対策研究会の開催や調査研究事業の実施等を行う。

(4) 岡山県児島湖環境保全条例の適正な施行

生活排水対策や工場・事業場の排水対策、水辺環境の整備等を推進する。

(5) 水生生物を活用した啓発

児島湖に棲息する魚類を展示する移動水族館事業や流域の生き物調査を実施して作成する水辺生物環境マップを通じて、水辺環境保全の意識を醸成する。

(6) 「児島湖・花回廊」プロジェクトへの支援・協力

平成19年度から開始されたDOWAホールディングス（株）による本プロジェクトを支援・協力するため、県有地等への植樹に関し各土地管理者との協議・調整を進める。

7 水環境保全対策

清流や湖など水環境の保全を図るため、清流保全総合指針（おかやま清流ガイドライン）の普及啓発を行うとともに、関係機関が一体となり水質浄化対策の推進を図る。

《循環型社会推進課》

1 循環型社会形成の推進

持続可能な社会を構築するためには、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会生活を見直し、廃棄物は出さない、出してしまった廃棄物は循環資源として最大限活用するという資源循環型社会の形成を早期に実現することが重要である。

このため、循環型社会のライフスタイルであるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを端的に表す「もったいない」をキーワードに、「おかやま・もったいない運動」の推進や、平成13年に全国に先駆けて策定した「岡山県循環型社会形成推進条例」、さらには平成16年に国の承認を受けた「岡山エコタウンプラン」に基づく各種事業を実施する。

(1) おかやま・もったいない運動の推進

ア おかやま・もったいない運動推進事業

3Rについての県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムの開催、「もったいない！小学生チャレンジコンテスト」や「もったいない運動推進ポスター」の募集など、広範なPR活動を展開する。

イ ごみゼロ社会プロジェクト推進会議

市町村や企業、民間環境団体や専門家の参画を得て、再生品の利用促進、「マイバッグ運動」の推進など実践的な取組を推進する。

(2) 循環型社会の形成推進

ア 環境にやさしい企業づくり事業

環境にやさしい企業づくりを促進するため、「岡山エコ事業所」の認定及び認定事業所のPR事業を実施する。

イ 循環資源情報提供システム整備事業

循環資源に関する総合的な地域情報を一括管理するため、「循環資源総合情報支援センター」を指定し、各種情報の受発信を行う。また、事業所の事業活動に伴って発生する循環資源を、他の事業者が有効に利用する機会をネット上で提供する循環資源マッチングシステムの運用を行う。

ウ 再生品使用促進事業

リサイクル製品の需要を喚起するため、再生品の使用促進に関する指針の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の認定及びPR事業を実施する。

エ グリーン調達の推進

県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「グリーン調達ガイドライン」に基づき、全庁的（教育庁、警察本部を含む。）に再生品を中心にグリーン調達を推進する。

(3) 岡山エコタウンの推進

ア エコ製品等普及展示会の開催

岡山エコタウンプランの周知、エコ製品・エコ事業所の普及促進等のため、県内3カ所を巡回し展示会を開催する。

イ 岡山エコタウン関係施設巡回見学受入事業

エコタウンプランのハード事業により支援した資源循環型施設を県民の環境学習の場として有効に活用するため、視察受入の推進・支援を行う。

(4) 各種リサイクル法の運用

ア 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化（リサイクル）を実施し、それぞれの責任分担に基づきリサイクルを推進するものであり、市町村が作成した計画を取りまとめた第5期岡山県分別収集促進計画（平成20年度～24年度）により適切に市町村に助言等を行う。

イ 家電リサイクル法

小売業者、製造業者等が、使用済家電製品（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）を引き取り、再商品化（リサイクル）を行う目的で制定された家電リサイクル法が円滑に運用されるよう、同法を所管する国や市町村と連携を図る。

ウ 建設リサイクル法

建築物の解体工事等から発生する建設資材廃棄物についての再資源化等の監視指導を適切に実施し、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理の推進を図る。

エ 自動車リサイクル法

自動車リサイクル法が平成17年1月から本格施行されており、使用済自動車を取り扱う事業者に対する監視指導を適切に実施するとともに、使用済自動車に係る引取・引渡報告を通して、適正な処理及び資源の有効な利用の確保に一層努める。

2 一般廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理事業の支援

第2次岡山県廃棄物処理計画に基づき、市町村が効率的な廃棄物処理事業の実施に努めるとともに、その区域内における一般廃棄物の減量化を推進し、一般廃棄物の適正な処理を行うことができるよう助言・技術的支援を行う。

また、国の循環型社会形成推進交付金制度が有効に活用され、廃棄物処理施設の整備が図られるよう、市町村に周知を図る。

(2) 新岡山県ごみ処理広域化計画の推進

ごみ処理広域化計画の具体化に向けて協議を進めている市町村に対し、十分な協議が図られるよう積極的に助言・技術的支援を行う。

(3) 净化槽対策の推進

合併処理浄化槽は、比較的安価かつ短期間に設置できる上、放流水の水質も良いことから、生活排水による生活環境の悪化及び公共用水域の水質汚濁を防止する有効な手段である。

このため県では、国の制度創設に合わせ、昭和63年度から補助制度を創設して設置促進を図っており、今後とも県下全域において均衡ある汚水施設整備を図るための長期的な指針である「クリーンライフ100構想」の実現に向けて、市町村に対して助言を行う。

3 産業廃棄物対策

(1) 排出事業者責任の徹底・強化

ア 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物は、排出事業者自らがその処理責任に基づき適正処理することが原則となっていることをあらゆる機会を通じて周知徹底するとともに、排出事業者が処理事業者等に処理委託する際の委託基準の遵守や適正処理を管理するマニフェスト制度の適正な運用に関する指導を強化する。

また、不法投棄の防止や法令遵守に高い効果のある電子マニフェストの普及を促進するため、事業者等への働きかけを強化するとともに、平成20年度から義務づけられた産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出の徹底に努める。

イ 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導等

多量排出事業者に作成・提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画及びその計画の実施状況報告などを活用し、廃棄物の発生抑制と減量化・資源化に向けた指導を強化する。

また、企業による環境に配慮した事業活動の展開を進めるため、環境マネジメントシステムの導入促進を図る。

(2) 適正処理の推進

ア 優良な処理業者の育成と評価制度の普及促進

産業廃棄物処理業者の許可に当たっては、廃棄物処理法等に基づき厳正な審査を行うとともに、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の一層の推進を図る。

イ 処理業者の育成・指導

立入検査等を実施し厳正な指導を行うとともに、(社)岡山県産業廃棄物協会が行う法令の周知、知識や処理技術の向上を図るための研修会等の開催及び処理業者が行う計量設備等の導入への経費助成など、適正処理意識や処理技術の向上を図る。

ウ 産業廃棄物処理情報の管理

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、全ての排出事業者から提出されるが、これによって得られる情報と処理業者から報告される情報を整理し、事業者指導に役立てるとともに、廃棄物処理計画の進行管理を図るため、産業廃棄物に関する各種データを経年的に分析する

「産業廃棄物実態調査」と最終処分場の埋立容量を正確に把握する「最終処分場埋立容量調査」を行う。

(3) 不法投棄等不適正処理の防止

ア 不法投棄等防止啓発事業

不法投棄防止啓発ポスターやリーフレット、ラジオスポット等により、不法投棄・野外焼却等の不適正処理の実態を広く周知し、警戒と通報、地域環境の保全を呼びかける。

イ 産業廃棄物の広域移動対策

産業廃棄物の県内への搬入については、県外の排出事業者が知事に事前協議を行う制度の厳正な運用を図るとともに、警察本部の協力を得て主要幹線道路等で産業廃棄物運搬車両の検問を実施し、廃棄物の確認やマニフェストとの突合等を行い、県外から搬入される産業廃棄物の不適正処理を未然に防止する。

ウ 不法投棄等監視指導体制強化事業

産業廃棄物の監視指導を専門に行う非常勤職員「産業廃棄物監視指導員」を各県民局及び地域事務所に配置して監視指導体制を強化するとともに、環境に係る緊急事案の初動対応等を行う「環境監視指導員」を各地域事務所に配置し、県民の安全・安心の確保を図る。

また、休日・夜間等の監視パトロールを民間警備会社に委託するとともに、継続的に不法投棄が行われる場所等に監視カメラを設置し、不法投棄の早期発見に努める。

エ 不法投棄防止ネットワーク化事業

不法投棄を防止するためには、早期発見、早期対応が重要であることから、国や県、市町村、関係団体、不法投棄発見通報協定締結先企業等で構成する「不法投棄防止ネットワークおかやま」を平成19年度に設立しており、これにより初動体制の強化や情報交換の活性化を図る。

さらに、これまで実施してきた不法投棄110番の設置や、島しょ部や山間地における不法投棄の上空監視、不法投棄監視事業を行う市町村への経費助成などの不法投棄防止事業を一層促進する。

オ 産業廃棄物対応力強化事業

悪質巧妙化する産業廃棄物の不適正処理に対処するため、公認会計士や中小企業診断士の協力を得て経理的な審査にも力を入れるなど、徹底的な責任追及が図れるよう対応力を強化する。

(4) アスベスト廃棄物対策

アスベスト廃棄物の適正な処理が確保されるよう、各種講習会等を通じ、排出事業者及び処理業者に対し、廃棄物処理法に基づく処理基準等を周知・徹底する。

(5) P C B 廃棄物処理の推進

平成19年度に策定した「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内のP C B廃棄物が、北九州市に建設されたP C B廃棄物処理施設で確実かつ適正に処理されるよう、P C B廃棄物保管事業者や収集運搬業者への指導を行うとともに、P C B特別措置法に基づき毎年提出される届出により、処分状況及び保管状況の確実な把握に努める。

(6) 放置産業廃棄物撤去事業

津山市内の元産業廃棄物処理業者の事業場に大量のシュレッダーダスト（自動車等破碎物）が放置され、生活環境保全上の影響等が懸念されることから、産業廃棄物処理業者や(財)岡山県環境保全事業団の地域への貢献事業としての協力を得て、撤去・処理を行う。

《自然環境課》

1 自然環境の保全

(1) 優れた自然・生態系の確保

岡山県自然保護条例に基づき、優れた自然の地域などを県自然環境保全地域等に指定し、その保護に努める。

(2) 自然保護協定の締結

工場敷地やゴルフ場の造成などの大規模な開発行為（面積10ha以上）に対し、現存植生の保全や改変地の緑化などの指導により、無秩序な開発を防止し、開発と自然環境の保全との調整を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、県、市町村、事業者の三者との間で自然保護協定を締結している。

・自然保護協定締結実績 90件（平成21年3月31日現在）

(3) 希少野生動植物の保護

ア 岡山県希少野生動植物保護条例に基づく施策等の推進

平成15年度に制定した「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、県民等と協働して保護施策に取り組む。

国の委託を受けて「スイゲンゼニタナゴ保護増殖事業計画」及び「アユモドキ保護増殖事業計画」に基づく事業に取り組む。

イ レッドデータブック等の改訂

野生動植物の生息・生育環境は刻々変化しているので、その変化を追跡調査するとともに、発刊後6年が経過した岡山県版レッドデータブックを改訂する。

(4) 保全地域の拡大

ア 土地の公有化

自然公園や自然環境保全地域などに指定されている地域のうち、自然保護上特に重要な地域について公有化を行っている。

イ 大規模天然林の保全

新庄村の毛無山一帯の森林は100年生前後のブナを中心とする天然林で、自然景観上、また学術的にも貴重な森林であることから、天然林の一部を公有化し、保全に努めている。

(5) 自然保護思想の普及

自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため委嘱した県自然保護推進員による普及啓発活動の展開を図る。

・自然保護推進員数 82名（平成21年4月1日現在）

(6) 岡山県自然保護センター

自然との触れ合いを通じて、県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるために設置した岡山県自然保護センターの管理運営を行う。

ア 施設概要

・場 所 和気郡和気町田賀

・面 積 約100ha

・主な施設 センター棟、タンチョウ飼育施設、フィールド施設（湿生植物園、虫の原っぱ、昆虫の森等）

イ 主な業務内容

自然観察会等の開催、機関誌の発行、動植物の調査研究、ホームページを通じた情報発信、特別天然記念物タンチョウの飼育等

(7) 外来生物対策の推進

外来生物による生態系への被害の拡大防止を図るため、県民への普及啓発に取り組むとともに、保護対策上重要な地域について県民との協働のもと外来生物の駆除活動を支援する。

なお、緊急雇用創出事業として、「外来魚緊急防除モデル事業」等を実施する。

2 自然公園等の利用・管理

(1) 自然公園の保護と管理

ア 自然公園内の各種行為の規制と違反防止

自然公園の保護の適正化を図るため、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき、特別保護地区及び特別地域を指定し、一定の行為を許可制にするとともに、普通地域での特定の行為に対しては、事前の届出義務を課し、その保全を図っている。

また、自然公園指導員、自然保護推進員等のボランティアからの情報を受けながら、より適切な管理に努める。

イ 自然保護地域等清掃事業

自然公園法第12条（清潔の保持）の主旨に基づき国、県、市町村及び関係諸団体が協力し、国立公園内の自然環境を清潔に保持するため、主要利用地域のうち特に重点的に美化清掃活動を行う必要のある地域において、清掃活動を実施する団体に対し補助を行う。

- ・事業主体 倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会
- ・活動区域 鶴羽山、由加山、王子が岳、渋川海岸、十津寺山地域

(2) 自然公園の施設整備

ア 自然公園施設整備事業（自然環境整備交付金）

長距離自然歩道の施設整備を行う。

位 置	倉敷市下津井ほか（中国自然歩道）
事業主体	岡山県
事 業 費	37,000千円（国費4.5/10、県費5.5/10）
事業内容	公衆便所1箇所、休憩舎、標識等

3 温泉の保護と利用

温泉法に基づき、温泉の掘削、動力装置、採取及び利用等についての許可及び指導監督を行い、温泉の保護と安全で適正な利用を促進する。

また、温泉利用施設における適切な温泉成分等の掲示を徹底する。

〔温泉の概要(平成21年3月31日現在)〕

- ・温泉ゆう出泉源数 219ヶ所
- ・内利用泉源数 117ヶ所
- ・温泉利用施設の年間宿泊利用者数 約102万人（平成19年度）

4 野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化

人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性の保全を基本として鳥獣保護事業を実施するため「第10次岡山県鳥獣保護事業計画（計画期間：平成19～23年度）」に基づいて鳥獣保護行政を推進する。

また、農林作物被害の防止と生息数の調整を図るうえで重要な役割を担う狩猟について、人身被害の防止、法令違反の絶無、マナーの確立を図る。

(1) 野生鳥獣の保護

ア 鳥獣保護思想の啓発

野生鳥獣の保護は、県民参加による理解と協力が必要であり、鳥獣保護団体の育成と、愛鳥週間行事（5月10日～16日）を中心に保護思想の普及啓発に積極的に取り組む。

(ア) 傷病野生鳥獣の保護看護

池田動物園及び自然保護センターを鳥獣保護センターに指定し、救護活動を実施する。

(イ) 愛鳥ポスターの募集

県下の小・中・高等学校の児童・生徒から愛鳥に関するポスターの募集を行い、制作過程を通じて愛鳥思想の高揚を図る。

イ 鳥獣生息状況調査

野生鳥獣の保護対策の基礎資料とするため、次のとおり調査を実施する。

・鳥獣生息分布調査、ガン・カモ科鳥類一斉調査、放鳥効果調査

ウ 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区等の指定を行う。

エ 野生鳥獣保護管理対策

(ア) ツキノワグマの保護管理対策

絶滅のおそれがあるツキノワグマの保護管理計画（計画期間：平成19～23年度）に基づき、狩猟による捕獲を禁止するとともに、保護管理対策を推進する。

(イ) ニホンジカの保護管理対策

県東部地域（岡山・東備・津山・勝英地域）において農作物被害が顕著になっているニホンジカの保護管理計画（計画期間：平成19～23年度）に基づき、捕獲頭数制限の緩和及び狩猟期間延長（11月15日から翌年2月末日まで）等による個体数の調整を図る。

(ウ) イノシシの保護管理対策

県下全域において発生している農作物被害を軽減するため、イノシシの保護管理計画（計画期間：平成19～23年度）に基づき、狩猟期間延長（11月15日から翌年2月末日まで）等による個体数の調整及び総合的な被害防止対策を推進する。

(2) 狩猟の適正化

ア 狩猟免許

狩猟免許を受けようとする者に対し狩猟免許試験並びに更新検査及び講習を実施し、合格者に狩猟免状を交付する。

イ 狩猟者登録

県内で狩猟をしようとする者に対し狩猟者登録を行い、狩猟者登録証及び狩猟者記章を交付する。

ウ キジの放鳥

鳥獣保護区、休猟区等においてキジの増殖を図るため、キジの放鳥を実施する。

(3) 有害鳥獣の駆除

ア 駆除班による駆除推進

適正な駆除を促進するとともに駆除効果を高めるため、県下に約160班結成されている駆除班に対し活動奨励補助（30,000円以内/班）を行う。

また、一定基準数以上の有害鳥獣を捕獲した駆除班に対して1班当たり20,000円以内の補助金を加算する。

イ 有害獣捕獲柵の設置

イノシシ、シカなど有害獣を捕獲するための柵の設置に対して補助を行う。

・事業主体 市町村

- ・補助率 補助基本額（190,000円／基）の1／3以内

5 みどりの保全・復元と創造

(1) 緑化の推進

ア 緑化運動の展開

緑に対する意識の高揚を図るため、市町村をはじめ（社）岡山県緑化推進協会などの推進団体との連携により県民総参加による緑化運動を実施する。

(ア) 春のみどりの月間（4月1日～5月31日）

ア) 緑の募金運動

イ) 緑化運動ポスター募集（小・中・高校生等対象）

(イ) 秋のみどりの月間（10月1日～10月31日）

みどりの大会

・緑化関係表彰、記念植樹等

・みどりの少年隊交流大会

イ 森林整備等推進団体の育成

緑の重要性を広く認識し、緑の保全・育成・創出及び意識の高揚を図るため、みどりの少年隊など各種ボランティア団体の育成強化を図っている。

・みどりの少年隊数 43隊（平成21年4月現在）

6 自然環境保全審議会

自然環境保全法及び岡山県自然環境保全審議会条例に基づいて設置した審議会において、県立自然公園の指定、公園計画の決定、県自然環境保全地域等の指定、鳥獣保護事業計画と特定鳥獣保護管理計画の策定、鳥獣保護区等の設定、温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可などを審議する。

また、審議会の運営の円滑化を図るため、自然保护部会、鳥獣部会、温泉部会を設置している。

V 予算の概要

平成21年度当初予算額一覧表

(単位:千円)

区分	平成20年度 当 初 予 算 額	財 源 内 訳		平成21年度 当 初 予 算 額	財 源 内 訳		備 考
		特 定	一 般		特 定	一 般	
A 義 務 的 経 費	500	0	500	19,051	0	19,051	
B 公 共 事 業 費	80,000	79,800	200	37,000	16,650	20,350	
C 国 庫 補 助 事 業 費	164,919	164,380	539	153,897	153,627	270	
D 基 準 行 政 運 営 費	3,615,103	97,112	3,517,991	3,106,350	104,067	3,002,283	
内 人 件 費	2,155,209	19,408	2,135,801	1,968,840	25,159	1,943,681	
訳 運 営 費	1,459,894	77,704	1,382,190	1,137,510	78,908	1,058,602	
E 单 県 行 政 施 策 費	2,526,517	225,659	2,300,858	2,594,749	735,397	1,859,352	
一般会計の計	6,387,039	566,951	5,820,088	5,911,047	1,009,741	4,901,306	
特 別 会 計	-	-	-	-	-	-	
合 计	6,387,039	566,951	5,820,088	5,911,047	1,009,741	4,901,306	

分類	事項名	平成20年度 当初 予算額	財源内訳		平成21年度 当初 予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
A	国庫支出金返納金	500	0	500	19,051	0	19,051	国庫支出金返納金 19,051
	A 分類計	500	0	500	19,051	0	19,051	
B	自然公園施設整備費	80,000	79,800	200	37,000	16,650	20,350	自然環境整備交付金 37,000
	B 分類計	80,000	79,800	200	37,000	16,650	20,350	
C	原子力関連施設 安全対策事業費	137,902	137,902	0	138,887	138,887	0	放射線等監視事業費 59,400 プルトニウム等監視測定費 6,463 捨石堆積場周辺調査費 1,394 環境放射能水準調査費 3,786 電源開発施設広報安全対策事業費 12,915 広報安全等対策交付金交付費 17,600 原子力防災施設等整備事業費 37,329
C	国内希少野生動植物 保護事業費	4,000	4,000	0	3,500	3,500	0	国内希少野生動植物保護事業費 3,500
C	環境保全関係調査費	8,191	8,191	0	9,816	9,816	0	化学物質環境調査費 7,068 広域総合水質調査費 1,108 新幹線鉄道騒音対策状況調査費 1,640
C	生活環境施設整備 指導監督費	1,077	538	539	539	269	270	生活環境施設整備指導監督費 539
C	大気環境測定機整備費	13,749	13,749	0	1,155	1,155	0	大気環境測定機整備費 1,155
	C 分類計	164,919	164,380	539	153,897	153,627	270	
D	生活環境部職員費	2,155,209	19,408	2,135,801	1,968,840	25,159	1,943,681	生活環境部職員費 1,968,840
D	青少年対策推進費	31,147	0	31,147	19,914	0	19,914	青少年問題協議会運営事業費 1,106 青少年総合対策本部等運営事業費 870 青少年健全育成条例関係事業費 3,782 青少年の島事業費 7,563 地域マトリックス事業費 6,593

分類	事項名	平成20年度 当初予算額	財源内訳		平成21年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
D	青少年総合相談センター運営費	54,173	0	54,173	42,450	0	42,450	青少年総合相談センター運営費 25,061 教育相談員事業費 3,938 子どもほっとライン事業費 3,225 すこやか育児テレホン事業費 6,606 進路相談員配置事業費 3,620
D	男女共同参画施策諸費	4,616	0	4,616	2,972	0	2,972	男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部運営費 2,972
D	男女共同参画推進センター運営費	106,514	120	106,394	25,412	120	25,292	男女共同参画推進センター運営費 25,412
D	文化行政推進費	12,969	0	12,969	8,376	0	8,376	文化行政施策推進費 4,555 文化行政施策調整費 1,557 岡山県文化賞・同奨励賞授与 1,637 岡山県文化振興審議会開催費 627
D	犬養木堂記念館運営費	34,690	0	34,690	31,493	0	31,493	犬養木堂記念館運営費 31,493
D	岡崎嘉平太記念館運営費	26,402	0	26,402	23,725	0	23,725	岡崎嘉平太記念館運営費 23,725
D	県立美術館運営費	198,234	5,359	192,875	172,617	7,287	165,330	県立美術館管理運営費 149,072 常設展運営費 22,679 美術館協議会費 204 美術品収集委員会等費 662
D	天神山文化プラザ運営費	72,832	0	72,832	71,428	0	71,428	天神山文化プラザ管理運営費 71,428
D	スポーツ振興施策費	7,516	0	7,516	3,467	0	3,467	スポーツ振興審議会費 168 中央研修会等派遣費 181 生涯スポーツ研究大会費 45 スポーツ行政施策推進費 3,073
D	体育施設維持運営費	96,348	1,031	95,317	36,701	1,031	35,670	スポーツ施設指定管理料 27,491 スポーツ施設修繕費 2,745 スポーツ施設火災保険料 482 岡山県クレー射撃場維持管理費 5,983
D	特定非営利活動促進法等施行事務費	1,430	0	1,430	836	0	836	特定非営利活動促進法等施行事務費 836
D	ボランティア・NPO活動支援センター運営費	31,247	0	31,247	30,810	0	30,810	ボランティア・NPO活動支援センター運営費 30,810
D	交通事故対策事業費	15,550	57	15,493	11,816	59	11,757	交通事故相談所費 10,888 岡山県交通安全対策会議運営費 343 関係機関連絡調整費 266 高等学校交通遺見授業料減免事業費 119 交通事故賞じゅつ金支給費 200

分類	事項名	平成20年度 当初予算額	財源内訳		平成21年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
D	消費生活行政推進費	17,272	1	17,271	11,937	1	11,936	消費生活行政諸費 4,398 特定商取引法施行費 6,611 食品表示適正化総合対策事業費 928
D	消費生活センター運営費	54,506	0	54,506	45,304	0	45,304	消費生活センター運営費 45,304
D	県民生活指導推進費	10,002	250	9,752	9,538	250	9,288	県民生活指導推進費 9,288 金融広報推進費 250
D	浄化槽対策費	4,494	185	4,309	3,330	834	2,496	浄化槽設置者指導費 992 指導取締費 2,338
D	水質汚濁防止法等 施行費	68,688	0	68,688	50,356	0	50,356	水質汚濁防止法等施行諸費 39,338 環境負荷低減条例施行費 179 水質汚濁事象調査費 934 土壤汚染及びゴルフ場周辺水質調査費 2,782 有害水質汚濁物質分析費 1,527 土壤汚染対策費 958 湖沼水質保全計画推進費 4,638
D	瀬戸内海環境保全 特別措置法施行費	3,820	0	3,820	2,534	0	2,534	許可立入検査費 2,019 自然海浜保全対策費 515
D	自然公園管理費	32,759	0	32,759	59,661	0	59,661	管理指導費 14,029 中国自然歩道管理費 5,867 ビジターセンター等管理費 39,765
D	自然保護対策費	6,840	897	5,943	4,746	556	4,190	自然保護行政運営費 1,094 自然保護推進費 1,339 自然環境保全審議会運営費 1,051 自然保護推進員活動費 706 温泉関係費 556
D	自然保護センター 管理運営費	129,528	0	129,528	114,515	0	114,515	自然保護センター管理運営費 114,515
D	鳥獣保護事業費	41,466	5,978	35,488	31,781	8,681	23,100	狩猟取締事業費 9,143 鳥獣保護区等設定事業費 21,053 愛鳥思想普及事業費 860 鳥獣生息調査事業費 725
D	狩猟免許及び 狩猟登録費	6,955	6,955	0	10,021	10,021	0	狩猟免許試験費 561 狩猟免許更新費 5,683 狩猟者登録費 3,777
D	環境基本法施行費	10,758	0	10,758	6,490	0	6,490	指導調整費 881 環境審議会運営費 5,080 公害防止計画推進費 386 公害防止管理者等指導費 143
D	環境管理費	6,340	220	6,120	4,637	79	4,558	環境影響評価条例審査費 3,891 環境影響評価事後指導費 667 環境净化施設等整備事業費 79

分類	事項名	平成20年度 当初 予算額	財源内訳		平成21年度 当初 予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
D	環境保全推進費	677	0	677	557	0	557	環境保全推進事業費 557
D	公害苦情処理対策費	2,752	2	2,750	2,029	2	2,027	連絡調整費 1,315 公害審査会連絡調整費 714
D	騒音・振動規制法施行費	9,202	0	9,202	6,729	0	6,729	騒音規制法施行費 6,216 振動規制法施行費 185 生活公害対策費 328
D	悪臭防止法施行費	2,053	0	2,053	1,705	0	1,705	悪臭防止法施行費 1,705
D	ダイオキシン類対策特別措置法施行費	28,136	0	28,136	20,928	0	20,928	大気関係法施行費 1,082 水質関係法施行費 494 常時監視費 19,352
D	P R T R 法施行費	3,373	0	3,373	1,924	0	1,924	P R T R 法施行費 1,924
D	墓地、埋葬等法施行費	504	0	504	328	0	328	指導調査費 129 葬祭者不明死亡人取扱費 199
D	フロン回収破壊法施行費	1,384	5	1,379	536	5	531	フロン回収破壊法施行費 536
D	一般廃棄物処理事業指導取締費	2,220	0	2,220	1,705	0	1,705	一般廃棄物処理事業指導費 1,438 処理施設指導検査及び検査体制整備費 267
D	産業廃棄物処理事業指導取締費	27,927	27,927	0	20,945	20,945	0	監視指導費 16,322 産業廃棄物処理対策推進費 1,009 ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導費 662 建設リサイクル監視指導費 282 自動車リサイクル監視指導費 729 ダイオキシン類対策費 1,941
D	大気汚染防止法等施行費	41,153	0	41,153	40,198	0	40,198	大気保全行政運営費 678 大気汚染防止法施行費 3,747 環境負荷低減条例施行費 707 光化学オキシド対策事業費 806 環境大気常時監視システム整備費 27,137 有害大気汚染物質モニタリング調査費 7,123
D	環境保健センター運営費	212,602	28,717	183,885	185,056	29,037	156,019	環境保健センター運営費 90,651 試験検査費 6,756 試験検査データ管理費 579 環境保健センター施設整備費 2,104 大気汚染監視システム業務運営費 24,352 環境監視測定機保守管理費 60,614
D	生活環境企画管理費	40,815	0	40,815	18,003	0	18,003	県民生活企画推進費 18,003

分類	事項名	平成20年度 当初予算額	財源内訳		平成21年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
	人件費計	2,155,209	19,408	2,135,801	1,968,840	25,159	1,943,681	
	運営費計	1,459,894	77,704	1,382,190	1,137,510	78,908	1,058,602	
	D 分類計	3,615,103	97,112	3,517,991	3,106,350	104,067	3,002,283	
E	青少年健全育成対策費	25,253	0	25,253	17,812	0	17,812	青少年健全育成推進事業費 4,163 善行・優良事例の顕彰 500 青少年相談員制度充実強化費 1,659 「おかやま青少年さんあい運動」ステップアップ事業費 3,012 健全育成促進アドバイザー派遣事業費 2,286 “若者人づくり”スキルアップ応援事業費 1,948 『エエコおかやま』青少年楽習サポート事業費 1,438 青少年マナーアップ啓発事業費 937 青少年相談充実強化事業費 1,520 「ハートフルおかやま110」充実強化事業費 349
E	青少年非行対策費	13,539	0	13,539	9,017	0	9,017	広域捕導費 2,500 NPOとの協働による青少年非行防止事業費 1,224 青少年非行防止モデル事業費 5,293
E	男女共同参画 総合対策費	23,187	0	23,187	15,762	0	15,762	条例施行費 5,535 地域活動・人材養成事業費 5,982 ドメスティック・バイオレンス対策費 4,245
E	男女共同参画 推進事業費	10,844	0	10,844	7,359	0	7,359	総合相談事業費 1,878 普及啓発・交流事業費 2,588 ウィズカレッジ事業費 1,949 ウィズフェスティバル事業費 944
E	地域文化振興費	26,401	18,481	7,920	19,598	18,468	1,130	(財)地域創造負担金 7,421 おかやま地域文化創造事業費 1,130 岡山県郷土文化財团育成費 11,047
E	岡山県岡崎嘉平太 記念館基金積立金	1,106	1,106	0	1,113	1,113	0	岡山県岡崎嘉平太記念館基金積立金 1,113
E	県立美術館事業費	91,292	20,420	70,872	52,992	31,219	21,773	企画展事業費 49,382 普及教育事業費 3,610
E	芸術文化活動費	68,681	8,963	59,718	49,052	10,858	38,194	おかやま県民文化祭開催事業費 8,514 オーケストラの育成と音楽文化の振興 5,845 中四国文化の集い 3,000 岡山芸術文化賞 1,030 県民協働文化の森づくり事業費 19,805 新進美術家育成支援事業費 8,968 岡山県新進美術家育成支援基金積立金 1,890
E	岡山県文化事業振興及び 美術品取得基金積立金	30,769	30,769	0	31,006	31,006	0	岡山県文化事業振興及び美術品取得 基金積立金 31,006

分類	事項名	平成20年度 当初予算額	財源内訳		平成21年度 当初予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
E	国民文化祭開催準備事業費	36,848	0	36,848	94,886	94,886	0	県実行委員会運営費 15,786 市町村実施事業県負担金 27,565 県主催事業費 28,447 国民文化祭広報事業費 15,537 国民文化祭準備活動支援事業費 1,050 文化団体等国民文化祭派遣費 6,501
E	県民スポーツ振興費	23,961	0	23,961	8,134	0	8,134	(財)岡山県体育協会補助金 550 私たちのスポーツクラブづくり支援事業費 84 全国大会等開催支援事業費 7,500
E	競技スポーツ振興費	275,239	0	275,239	165,863	0	165,863	メダリスト養成プラン事業費 7,056 優秀選手育成・強化事業費 130,593 指導体制確立事業費 26,100 優秀選手顕彰事業費 2,114
E	国民体育大会費	92,274	0	92,274	62,892	0	62,892	中国ブロック大会派遣費 17,285 中央大会派遣費 45,607
E	地域活動促進事業費	13,065	0	13,065	10,086	0	10,086	シニア・アクティブライフ支援&NPO 1,816 活性化事業費 ふるさとづくりももたろう塾運営事業費 4,081 コミュニティ活動推進事業費 1,387 県・市町村・自治組織連携強化事業費 962 災害ボランティア・ネットワーク事業費 1,840
E	犯罪のない安全で安心な岡山県づくり推進事業費	36,017	0	36,017	22,284	0	22,284	広報事業費 4,671 啓発事業費 3,690 県民推進大会等事業費 2,225 県民総ぐるみによる犯罪のない安全・安心岡山県づくり推進事業費 地域の幹で守る!子どもや高齢者の安全・安心推進事業費 4,334 協働で築く!犯罪に強い社会環境 1,337 づくり推進事業費
E	犯罪被害者等支援事業費	1,025	0	1,025	1,025	0	1,025	犯罪被害者等支援事業費 1,025
E	交通安全対策推進事業費	18,601	0	18,601	6,395	0	6,395	交通安全県民運動事業費 258 交通安全母の会の指導育成費 1,369 交通安全指導者養成事業費 690 交通安全教育講師団運営費 2,382 交通安全対策協議会運営費 1,696
E	消費者活動推進費	2,459	0	2,459	1,642	152	1,490	消費生活協同組合育成指導費 907 消費者団体育成指導費 735
E	消費者被害撲滅事業費	7,021	1,250	5,771	4,779	1,250	3,529	消費者被害撲滅事業費 2,200 消費者被害撲滅ローラー作戦事業費 520 消費者被害防止対策事業費 174 被害防止啓発講座開催事業費 333 消費生活情報紙発行事業費 1,334 緊急相談対策事業費 218
E	消費者行政活性化事業費	0	0	0	80,695	80,695	0	県消費者行政活性化事業費 42,310 市町村消費者行政活性化事業費 36,726 岡山県消費者行政活性化基金積立金 1,659

分類	事項名	平成20年度 当初 予算額	財源内訳		平成21年度 当初 予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
E	児島湖環境保全対策費	22,929	7,228	15,701	17,900	7,214	10,686	推進組織等運営費 54 啓発活動費 7,214 浄化用導入事業費 2,144 児島湖環境保全推進費 825 児島湖周辺ユスリカ対策事業費 647 児島湖水質改善対策事業費 7,016
E	浄化槽設置促進費	375,625	0	375,625	231,715	0	231,715	浄化槽設置促進費 231,715
E	自然環境保全推進費	4,190	0	4,190	3,050	0	3,050	身近なみどりの保全対策費 1,570 自然保護地域等保護管理事業費 1,480
E	生物多様性確保推進費	16,780	0	16,780	16,973	0	16,973	希少野生動植物保護事業費 9,666 外来生物被害防止対策事業費 552 野生鳥獣保護管理対策事業費 6,755
E	野生鳥獣被害 対策事業費	11,493	0	11,493	10,083	0	10,083	野生鳥獣被害対策事業費 10,083
E	タンチョウ将来構想 推進事業費	5,428	0	5,428	1,521	0	1,521	タンチョウ将来構想推進事業費 1,521
E	環境学習推進事業費	42,596	8,529	34,067	29,235	29,235	0	環境教育推進費 5,997 おかやまエコワールド体験事業費 10,784 岡山発・環境教育支援事業費 1,323 みどりふれあい事業費 2,752 協働による環境学習推進事業費 8,379
E	地球環境保全 推進事業費	24,410	1,291	23,119	18,526	11,122	7,404	地球環境保全対策費 2,192 環境基本計画推進費 4,539 地球温暖化対策推進事業費 4,152 エコパートナーシップおかやま運営費 537 環境保全普及啓発事業費 813 岡山県環境保全基金積立金 6,293
E	環境マネジメント 推進費	3,367	0	3,367	3,367	0	3,367	環境マネジメント推進費 3,367
E	一般廃棄物処理対策費	3,087	0	3,087	2,487	0	2,487	環境衛生普及事業費 1,500 環境美化対策事業費 987
E	産業廃棄物処理施設等 建設促進費	53,034	0	53,034	247,497	247,497	0	公共廻り臨海部新処分場建設推進費 206,879 ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進費 31,396 産業廃棄物実態調査事業費 2,112 廃棄物処理計画等策定事業費 7,110
E	循環型社会形成 推進事業費	70,819	0	70,819	40,841	40,841	0	ごみゼロ社会推進事業費 9,129 環境にやさしい企業づくり事業費 3,556 循環資源情報提供システム整備事業費 6,768 エコフェスタおかやま開催費 5,924 おかやま・もったいない運動推進事業費 5,048 岡山エコタウン推進事業費 4,623 エコライフ推進事業費 5,793

分類	事項名	平成20年度 当初 予算額	財源内訳		平成21年度 当初 予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
E	産業廃棄物監視強化 対策事業費	158,245	96,542	61,703	135,565	110,565	25,000	不法投棄防止啓発事業費 3,405 県外搬入指導取締費 372 育成指導事業費 15,780 監視指導体制強化事業費 53,403 不法投棄等監視強化事業費 20,090 廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業費 7,743 対応力強化事業費 7,772 不法投棄物撤去等事業費 2,000 放置産業廃棄物撤去事業費 25,000
E	岡山県循環型社会形成 推進基金積立金	6,767	6,767	0	445,871	5,912	439,959	岡山県循環型社会形成推進基金積立金 445,871
E	水・大気環境保全 推進事業費	5,683	1,413	4,270	2,518	1,406	1,112	酸性雨等監視測定費 357 有害大気汚染物質調査費 755 生活排水対策推進費 1,406
E	アスベスト対策 指導啓発推進費	27,313	22,900	4,413	26,003	2,989	23,014	アスベスト対策連絡会議等運営費 34 アスベスト濃度調査費 2,989 石綿健康被害救済基金拠出事業費 22,980
E	環境ホルモン 対策調査費	15,131	0	15,131	12,102	8,223	3,879	環境ホルモン対策調査費 12,102
E	景観形成推進事業費	1,612	0	1,612	750	0	750	地区指定及び届出指導費 750
E	快適な環境づくり 推進費	1,653	0	1,653	869	0	869	快適な環境づくり推進費 869
E	運輸事業振興助成費	399,373	0	399,373	390,433	0	390,433	運輸事業振興助成費 390,433
E	生活交通確保対策事業費	231,904	0	231,904	215,426	0	215,426	地方バス路線運行維持対策費 122,095 地域協議会開催費 685 地域振興特定路線維持対策費 75,669 公共交通利用促進対策費 164 離島航路維持対策費 16,813
E	鉄道施設等整備 促進事業費	235,629	0	235,629	76,442	0	76,442	鉄道施設整備推進活動費 340 中四国横断新幹線建設促進費 150 井原線経営基盤整備事業費 75,952
E	環境保健センター 調査研究費	6,367	0	6,367	3,183	746	2,437	調査研究費 3,183

(単位：千円)

分類	事項名	平成20年度 当初 予算額	財源内訳		平成21年度 当初 予算額	財源内訳		説明
			特定	一般		特定	一般	
E	自然公園等利用 促進事業費	5,500	0	5,500	0	0	0	事業休止
	E 分類計	2,526,517	225,659	2,300,858	2,594,749	735,397	1,859,352	
	一般会計の計	6,387,039	566,951	5,820,088	5,911,047	1,009,741	4,901,306	

VI 委員会・審議会・関係団体

委員会・審議会・関係団体

1 法令に基づくもの

名 称	担 当 事 务	事 务 局
岡山県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要事項について調査審議する事務	スポーツ振興課
岡山県交通安全対策会議	交通安全対策基本法第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画及びその実施の推進並びに関係行政機関との連絡調整に関する事務	交通対策課
岡山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見の具申並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	青少年課
岡山県環境審議会	環境基本法第43条第1項の規定による環境の保全についての基本的事項の調査審議に関する事務	環境政策課
岡山県公害審査会	公害紛争処理法第14条の規定による公害に係る紛争についてあっせん、調停及び仲裁その他同法の規定によりその権限に属する事務	環境政策課
岡山県自然環境保全審議会	自然環境保全法第51条第2項の規定による自然環境の保全に関する重要事項並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	自然環境課

2 条例に基づくもの

名 称	担 当 事 务	事 务 局
岡山県消費生活懇談会	消費生活行政に関する重要事項の調査審議、消費者苦情に係るあっせん又は調停及び消費者苦情に係る訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務	県民生活課
岡山県文化振興審議会	岡山県文化振興基本条例の規定による文化の振興に関する基本的事項等の調査審議及び意見の具申に関する事務	文化振興課
岡山県男女共同参画審議会	男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務	男女共同参画課
岡山県青少年健全育成審議会	岡山県青少年健全育成条例の規定による青少年の健全育成及び非行防止に係る事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	青少年課
岡山県環境影響評価技術審査委員会	環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例の規定による環境影響評価、環境管理その他の手続等に係る技術的な事項についての意見の具申に関する事務	環境政策課

3 その他のもの

名 称	担 当 事 務	関 係 課
岡山県消費生活問題研究協議会	消費生活に関する知識の普及及び各種の実践活動を通じ、消費者の自立の支援を図り、県民生活の安定及び向上に寄与する。	県民生活課
(財)岡山県郷土文化財団	本県の優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理並びに地域文化の創造に努め、うるおいとやすらぎのある郷土づくりを目指す。	文化振興課 自然環境課
(社)岡山県文化連盟	芸術・文化関係団体の相互連携と自主的活動の充実促進をり、本県の芸術・文化の普及振興に寄与する。	文化振興課
(財)岡山県体育協会	岡山県下における体育・スポーツの普及振興に努め、県民の体力の向上とスポーツ精神の高揚を図る。	スポーツ振興課
(財)岡山県武道振興会	各種の武道関係事業を企画実施することにより、我が国伝統の武道を岡山県民、特に青少年の間に普及奨励してその精神を高揚し、質実剛健の気風を育成し、もって岡山県の発展に寄与する。	スポーツ振興課
岡山県レクリエーション協会	県民の余暇生活を開発、充実させるため、レクリエーションの総合的な普及振興及びレクリエーション活動を行う他の団体に対する支援を行い、県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に資する。	スポーツ振興課
岡山県交通安全対策協議会	岡山県における生活交通の安全と利便を確保する。	交通対策課
岡山県交通安全母の会連合会	交通安全運動の推進及び市町村単位母の会相互の連絡調整を図る。	交通対策課
(社)岡山県婦人協議会	岡山県内の婦人の教養とその福祉の増進を計り、男女平等社会の形成に寄与する。	男女共同参画課
青少年問題を考え、行動する100人委員会	青少年を取り巻く諸問題、直面する青少年問題の解決に向け、協議及び行動する委員会として、青少年の社会参加と健全育成に向けた取組を広く県民運動として展開する。	青少年課
(社)岡山県青少年育成県民会議	青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、国及び県の施策と呼応して、次代を担う青少年の健全育成を図る。	青少年課
エコパートナーシップおかやま	県民団体、事業者団体、行政により構成され、地球温暖化防止をはじめとする環境保全活動に協働して取り組む。	環境政策課
地球温暖化防止プロジェクト推進会議	県民、事業者、行政の一体的な取組が必要と考えられる施策について、その推進手法等の協議、普及啓発等の実践活動を行う。	環境政策課
岡山県環境放射線等測定技術委員会	(独)日本原子力研究開発機構人形峰環境技術センター周辺地域の環境放射線等に係る岡山県及び同センターが実施する環境監視測定を技術的に調査・検討して、環境放射線等の状況を把握する。	環境政策課
岡山県アスベスト対策協議会	アスベスト対策に関する関係機関・関係団体間の連携を図り、岡山県におけるアスベスト対策を総合的に推進する。	環境管理課
児島湖流域環境保全対策推進協議会	児島湖流域の環境保全活動を、流城市町及び民間団体などが一体となり、県民運動として推進する。	環境管理課

名 称	担 当 事 務	関 係 課
旭川上・中流域水質浄化対策推進協議会	旭川上・中流域の水質浄化対策を流域市町村、関係行政機関等が一体となって推進する。	環境管理課
成羽川流域水質浄化対策推進会議	成羽川流域の水質浄化対策を流域市、関係行政機関等が一体となって推進する。	環境管理課
(財)児島湖流域水質保全基金	児島湖及びその流域河川の水質浄化を推進し、もって児島湖及びその流域の良好な環境の保全に資する。	環境管理課
児島湖清水導入協議会	児島湖の水質浄化を目的とした清水導入を効果的に実施する。	環境管理課
(社)岡山県環境衛生協会	環境衛生に関する地区組織の育成強化と普及向上を図り県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。	循環型社会推進課
岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議	廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進する。	循環型社会推進課
(社)岡山県緑化推進協会	森林の整備及び緑化の推進を図るとともに、これらに係る県民の活動を支援することによって、緑と水に恵まれた生活が維持できるよう県土の緑化に寄与する。	自然環境課

VII 分掌事務

分掌事務

1 生活環境部分掌事務

- (1) 県民生活の向上に関する事項
- (2) 文化の振興に関する事項
- (3) スポーツの振興に関する事項
- (4) 生活交通及び交通安全に関する事項
- (5) 男女共同参画に関する事項
- (6) 青少年の健全育成に関する事項
- (7) 環境の保全に関する事項
- (8) 快適な環境の創造に関する事項

2 生活環境部各課室分掌事務

課 室 名	分 掌 事 務
県 民 生 活 課	<ul style="list-style-type: none">1 部内の重点施策の策定及び調整に関すること。2 部内の重要事業の進行管理に関すること。3 部内の行政の調査研究に関すること。4 部内の職員の身分取扱い（アルバイト及び人夫の任免を含む。）、研修及び福利厚生に関すること。5 部内の予算、決算及び経理の事務に関すること。6 部内の広報に関すること。7 部内の事務処理合理化の実施及び調整に関すること。8 部内の行政資料の整理保管に関すること。9 知事の職印の管守に関すること。10 部内の証明事務の総括に関すること。11 部内各課の連絡調整及び部内各課又は室の所管に属さない事項に関するこ と。12 コミュニティづくりの促進に関すること。13 県民運動の推進に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。14 金融広報の推進に関する事。15 消費者行政の総合調整及び消費生活協同組合の指導監督に関する事。16 消費者の生活の用に供される商品又は役務を供給する事業を行う者の指導 監督に関する事。17 食品の表示に関する相談及び小売業者の指導監督に関する事。18 生活関連物資等の買占め及び売惜しみ並びに価格の安定及び需給の調整等 に関する事。19 消費者に係る訴訟の援助に関する事。20 県民相談に関する事。21 県民の社会貢献活動の支援に関する事。22 特定非営利活動法人に関する事。23 消費生活センター、環境保健センター及びボランティア・NPO活動支援セン ターに関する事。

課室名	分掌事務
	24 消費生活懇談会に関すること。 25 公益通報者保護法の外部通報に関すること。 26 その他他課の分掌に属しない県民生活に関すること。
安全・安心まちづくり推進室	1 安全・安心まちづくりに関する総合企画及び連絡調整に関すること。 2 犯罪被害者等のための施策に関する総合企画及び連絡調整に関すること。
文化振興課	1 芸術文化、地域文化その他の文化の振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。 2 文化に係る表彰等に関すること。 3 文化関係団体に関すること。 4 著作権に関すること。 5 県立美術館、天神山文化プラザ、犬養木堂記念館及び岡崎嘉平太記念館に関すること。 6 財団法人岡山県郷土文化財団に関すること。 7 文化振興審議会に関すること。 8 その他他課の分掌に属しない文化の振興に関すること。
国民文化祭推進室	1 国民文化祭に関すること。
スポーツ振興課	1 生涯スポーツ、競技スポーツその他のスポーツの振興に関する施策の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。 2 競技力の強化に関すること。 3 スポーツに係る表彰等に関すること。 4 体育、スポーツ及びレクリエーション関係団体に関すること。 5 岡山武道館、津山総合体育館、津山東体育館、美作ラグビー・サッカー場、備前テニスセンター、津山陸上競技場、クレー射撃場及び百間川漕艇場に関すること。 6 スポーツ振興審議会に関すること。 7 その他他課の分掌に属しないスポーツの振興に関すること。
交通対策課	1 鉄道在来線の整備促進に関すること。 2 軌道系高速交通体系の整備促進に関すること。 3 離島航路、地方バス路線等の維持対策に関すること。 4 交通安全対策の総合企画及び連絡調整に関すること。 5 交通安全思想の普及及び交通安全対策の指導に関すること。 6 交通事故相談所に関すること。 7 交通安全対策会議に関すること。 8 その他他課の分掌に属しない交通対策に関すること。

課室名	分掌事務
男女共同参画課	<p>1 男女共同参画に関する施策の総合企画及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 女性団体の自主活動の推進に関すること。</p> <p>3 男女共同参画に関する意識啓発及び調査研究に関すること。</p> <p>4 男女共同参画推進センターに関すること。</p> <p>5 男女共同参画審議会に関すること。</p> <p>6 その他他課の分掌に属しない男女共同参画に関する施策の実施に関すること。</p>
青少年課	<p>1 青少年対策の総合企画及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 青少年健全育成に係る総合的施策の実施に関すること。</p> <p>3 青少年に対する不健全行為の禁止及び有害環境の規制に関すること。</p> <p>4 青少年育成県民運動に関すること。</p> <p>5 青少年健全育成関係団体に関すること。</p> <p>6 青少年の団体活動の促進に関すること。</p> <p>7 青少年総合相談センターに関すること。</p> <p>8 青少年問題協議会及び青少年健全育成審議会に関すること。</p> <p>9 その他他課の分掌に属しない青少年対策に関すること。</p>
環境政策課	<p>1 環境基本計画の推進に関すること。</p> <p>2 環境マネジメントシステムに関すること。</p> <p>3 環境学習の推進に関すること。</p> <p>4 快適な環境の確保に関すること。</p> <p>5 景観対策に関すること。</p> <p>6 公害防止計画の策定及び公害防止事業の計画の推進に伴う調整に関すること。</p> <p>7 公害防止協定に関すること。</p> <p>8 企業の公害防止組織の指導に関すること。</p> <p>9 公害に係る情報の把握及び苦情等の処理並びにこれらに係る連絡調整に関すること。</p> <p>10 公害に関する紛争処理に関すること。</p> <p>11 原子力発電施設等の周辺における放射線等の監視並びに原子力利用の広報及び安全に関すること。</p> <p>12 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。</p> <p>13 環境影響評価の指導及び審査に関すること。</p> <p>14 地球温暖化対策の推進及び連絡調整に関すること。</p> <p>15 環境保全に係る調査研究に関すること。</p> <p>16 省資源及び省エネルギーの推進に関すること。</p> <p>17 太陽光発電の普及啓発に関すること。</p> <p>18 エコパートナーシップおかやまに関すること。</p> <p>19 環境審議会、環境影響評価技術審査委員会及び公害審査会に関すること。</p> <p>20 その他他課の分掌に属しない環境の保全に関すること。</p>

課室名	分掌事務
環境管理課	<p>1 大気の環境保全対策に関すること。</p> <p>2 水質の環境保全対策に関すること。</p> <p>3 湖沼及び清流の環境保全対策に関すること。</p> <p>4 有害化学物質の環境監視及びこれに係る環境保全対策に関すること。</p> <p>5 騒音、振動及び悪臭に関すること。</p> <p>6 自動車公害に関すること。</p> <p>7 土壌汚染対策に関すること。</p> <p>8 地盤沈下に関すること。</p> <p>9 自然海浜保全地区に関すること。</p> <p>10 その他他課の分掌に属しない大気、水質、騒音等の環境保全対策に関すること。</p>
循環型社会推進課	<p>1 循環型社会形成の推進に関すること。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>3 凈化槽に関すること。</p> <p>4 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。</p> <p>5 その他廃棄物対策に関すること。</p>
自然環境課	<p>1 自然保護及び緑化対策の企画立案並びに関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>2 自然公園の指定並びに公園計画及び公園事業の決定及び執行に関すること。</p> <p>3 自然公園の管理に関すること。</p> <p>4 鳥獣保護及び狩猟に関すること。</p> <p>5 温泉に関すること。</p> <p>6 鷺羽山ビジターセンター、恩原自然展示館及び自然保護センターに関すること。</p> <p>7 自然環境保全審議会に関すること。</p> <p>8 その他他課の分掌に属しない自然環境に関すること。</p>

3 出先機関分掌事務

出先機関名	所 在 地	課 名	分 掌 事 務
消費生活 センター	岡山市北区 南方2-13-1 岡山県総合福 祉・ボランティア・ N P O会館内		1 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する こと。 2 消費生活に関する知識の啓発に関すること。 3 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する こと。
環境保健 センター	岡山市南区 内尾739-1	総務課	1 庶務に関すること。 2 使用料及び手数料の徴収及び減免に関するこ と。 3 財産の維持管理に関すること。 4 その他他部又は他室の所管に属さない事項に關 すること。
		企画情報室	1 調査研究、試験検査等及び研修指導業務の企画 調整に関すること。 2 環境保健に関する情報の収集、解析及び提供に 関すること。 3 環境学習の推進に関すること。 4 大気汚染防止法等に係る大気環境監視テレメー ターシステムによる監視及び緊急時の措置に關 すること。 5 ウラン濃縮施設等に係る放射線等のテレメータ ーシステムによる監視に関すること。 6 測定データーの集計、解析及び評価並びに監視 測定局及び測定機器の維持管理に関すること。 7 他の試験研究機関等の連絡調整に関すること。
		環境科学部	1 建築衛生に係る試験検査等及び調査研究に關す ること。 2 騒音、振動、地盤沈下及び土壤汚染に係る試験 検査等及び調査研究に関すること。 3 廃棄物及び廃棄物処理施設に係る試験検査等並 びに廃棄物の処理技術及び資源化再利用に係る

出先機関名	所 在 地	課 名	分 指 事 務
			<p>調査研究に関すること。</p> <p>4 ばい煙、粉じん、有毒ガス等による大気汚染に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</p> <p>5 自動車排出ガス、煙道排ガス及び燃料に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</p> <p>6 水質汚濁及び底質汚染に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</p> <p>7 飲用水及び温泉に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</p> <p>8 気象調査及び水象調査に関すること。</p> <p>9 大気及び水質に係る公害防止のための施設、装置、方法等の研究並びに汚染質の調査分析方法の研究及び指導に関すること。</p> <p>10 放射性物質に係る公害衛生的な試験検査等及び調査研究に関すること。</p> <p>11 放射能を利用した分析、実験技術等に係る調査研究に関すること。</p> <p>12 ウラン濃縮施設等に係る放射線等の測定及び評価に関すること。</p> <p>13 その他大気及び水質に係る公害防止のための調査研究に関すること。</p>
		保健科学部	<p>1 環境、食品汚染等に係る人体影響の総合的調査研究の企画調整に関すること。</p> <p>2 毒性に係る試験検査等並びにその他病理組織学的調査研究及び生化学的調査研究に関すること。</p> <p>3 食品、薬品、家庭用品、栄養等に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</p> <p>4 病原微生物に係る試験検査等及び調査研究に関すること。</p> <p>5 感染症に係る疫学的調査研究に関すること。</p> <p>6 衛生昆虫その他衛生動物に係る調査研究に関すること。</p>

出先機関名	所 在 地	課 名	分 掌 事 務
ボランティア・N P O活動支援センター	岡山市北区 南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・N P O会館内		1 ボランティア・N P Oの活動に関する相談、研修並びに情報の収集及び提供 2 活動支援センターの施設及び設備の提供 3 前二号に掲げるもののほか、活動支援センターの目的の達成に必要な業務
県立美術館	岡山市北区 天神町8-48	総務課	1 庶務に関すること。 2 施設及び付属設備の使用並びに館内の行為の許可に関すること。 3 観覧料、ホール入場料等の徴収、減免及び返還に関すること。
		学芸課	1 展覧会に関すること。 2 美術に関する教育及び普及啓蒙に関すること。 3 美術品等の収集及び保管に関すること。 4 美術品等に関する調査研究に関すること。
天神山文化プラザ	岡山市北区 天神町8-54		1 文化プラザの施設及び設備の提供 2 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供 3 文化活動に関する情報の収集及び提供 4 県民文化の振興に関する事業の実施 5 前各号に掲げるもののほか、文化活動の促進に關し必要な業務
犬養木堂記念館	岡山市北区 川入102-1		1 記念館の施設及び設備の提供 2 犬養木堂に関する資料の収集、保管及び展示 3 犬養木堂に関する専門的な調査研究 4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達成に必要な業務

出先機関名	所 在 地	課 名	分 掌 事 務
岡崎嘉平太 記念館	加賀郡吉備 中央町吉川 4860-6 きびプラザ1階		1 記念館の施設及び設備の提供 2 岡崎嘉平太氏に関する資料の収集、保管及び展示 3 岡崎嘉平太氏に関する専門的な調査研究 4 前三号に掲げるもののほか、記念館の目的の達成に必要な業務
交通事故相談所	岡山市北区 南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内		1 交通事故被害者に係る損害賠償問題及び更生問題について、相談に応じ、指導助言を行うこと。 2 交通事故被害者を、必要に応じ、相談機関又は援護機関へあっせんすること。 3 交通事故相談事案の処理について、市町村の相談に応じ、助言を行うこと。 4 交通事故被害者の援護についての広報を行うこと。 5 その他交通事故相談所の目的を達成するため必要な業務
美作県民局内	津 山 支 所		同 上 (担当区域) 津山市、真庭市、美作市、真庭郡 苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡
男女共同参画 推進センター	岡山市北区 南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内		1 男女共同参画社会の形成を促進するための活動の支援及び情報の提供 2 男女共同参画社会の形成を促進するための講座及び研修会の開催 3 男女共同参画に関する相談 4 就業に関する相談・指導及び情報の提供 5 就業に必要な技術講習 6 男女共同参画推進センターの施設及び設備の提供 7 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画推進センターの目的の達成に必要な業務

出先機関名	所 在 地	課 名	分 掌 事 務
青少年総合相談 センター	岡山市北区 蕃山町1-20 岡山県開発公社ビル内		1 青少年のいじめ、不登校、非行等に関する相談及び指導 2 青少年に関する他の相談機関のあっせん 3 青少年に関する情報の収集及び提供 4 前三号に掲げるもののほか、青少年総合相談センターの目的の達成に必要な業務
自然保護 センター	和気郡和気町 田賀730		1 自然保護センターの施設及び設備の提供 2 自然の保護に関する知識の普及及び意識の啓発 3 自然に関する調査及び研究 4 自然に関する情報の収集及び提供 5 前各号に掲げるもののほか、自然保護センターの目的の達成に必要な業務